

都市政策

季刊 '17.4

第167号

特集

経済的視点から見た 地方広域圏の研究

巻頭言

広域連携推進のために 新野幸次郎

論文

- 広域連携のこれからの役割と具体化に向けた条件整備の必要性
..... 林 宜嗣
- 広域圏の競争力とコーディネーション・オプション..... 加藤 惠正
- 神戸企業活動圏の導出と決定要因分析
－経済力強化のための地域連携戦略に関する研究－
..... 林 亮輔
- 姫路市における広域連携の取組み
－播磨圏域連携中枢都市圏構想の推進－
..... 福田宏二郎
- 神戸市の広域連携の取り組みと今後の方向性 奥田 隆則

行政資料

平成26年度 大都市制度研究会報告（概要）
..... （公財）神戸都市問題研究所

研究所活動レポート

第1回都市政策セミナー 他
..... （公財）神戸都市問題研究所

特集 経済的視点から見た地方広域圏の研究

巻頭言

広域連携推進のために…………… 新野 幸次郎

論文

- 広域連携のこれからの役割と具体化に向けた条件整備の必要性
…………… 林 宜嗣 4
- 広域圏の競争力とコーディネーション・オプション
…………… 加藤 恵正 14
- 神戸企業活動圏の導出と決定要因分析
ー経済力強化のための地域連携戦略に関する研究ー…………… 林 亮輔 21
- 姫路市における広域連携の取組み
ー播磨圏域連携中枢都市圏構想の推進ー…………… 福田 宏二郎 34
- 神戸市の広域連携の取り組みと今後の方向性
…………… 奥田 隆則 42

関連図書紹介

- 広域連携の未来を探るー連携協約・連携中枢都市圏、定住自立圏ー 52 / グローバル
化時代の広域連携ー仏米の広域制度からの示唆ー 52 / 分権型地域再生のすすめ
53 / 都市を動かすー地域・産業を縛る「負のロック・イン」からの脱却ー 53

歴史コラム

- 新聞から見た神戸のユダヤ難民
…………… 松本 正三 54

潮流

- 年金改革法 56 / 総合型リゾート(IR)整備推進法 56 / OPEC等主要産油国の原油
協調減産合意 57 / プレミアムフライデー 57 / 糸魚川市大規模火災 58 / ユネ
スコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」登録 58 / イプシロンロケット2号機打ち
上げ成功 59 / 日露首脳会談 59 / 英国EU完全離脱 60 / 神戸ソーシャルキャ
ンパスの設置 60 / 神戸三宮駅周辺・臨海地域 特定都市再生緊急整備地域に指定
61 / 神戸国際港湾会議 61

行政資料

- 平成26年度 大都市制度研究会報告(概要)
…………… (公財)神戸都市問題研究所 62

研究所活動レポート

- 第1～3回都市政策セミナー／第1回都市問題セミナー／
第1回災害教訓セミナー in 神戸 …………… 74

巻頭言

広域連携推進のために

(公財)神戸都市問題研究所理事長 新野 幸次郎



わが国の総人口は減少し、地方によっては、町村自体の消滅が問われるようになった。それだけではない。都市の中でさえ相当数の人口減が発生し、自治体機能を維持するために計画的にまちを縮小し、商業地や宅地を中心に都市の再編成を図る動きが発生してきた。しかも、こうした動向の中で東京一極集中だけは依然として進展してやまない。このような動きは、天災の減災や縮災の見地からだけでなく、わが国経済の成長制約条件になりかねないとともに、国民不安の一因ともなる地域間所得の格差拡大などを招きかねない。最近の第31次地方制度調査会報告は、行政体制とガバナンスのあり方だけに限定しているが、こうした人口減少社会への対応を示そうとしたものである。報告書は、三つの圏域を分けそれぞれの行政サービスについて分析している。「地方圏」、「大都市圏」、および「東京圏」がそれである。

人口減少社会では、高齢化や人口の低密度化等によって行政コストが増大する一方で、資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供するのは現実的ではなく、各市町村の連携によって提供するようにならなければならないというのが本報告の趣旨である。しかし、いうまでもなく各圏域での人口動向は、夫々の圏域の経済動向とそれを規定している国の政策の結果でもある。ちなみに、1960年代の高度成長時代には、かの日本列島改造計画が象徴するように「首都圏の既成市街地に於ける工業等の制限に関する法律」(1959年、のちに1964年には近畿圏についても同じ法律が公布された)、「新産業都市建設推進法」(1962年)、「工場等整備特別地域整備推進法」(1964年)などが制定された。このような政策と地域経済の成長と関連して、神奈川県知事長州一二氏を中心にした「地方の時代」の動きも起こった。その時には、私自身も、中村秀一郎、正村公宏教授などとともに、いくつかのシンポジウムにも参加し、その結果を3冊の編著として発刊したこともある。

しかし、残念ながら「地方の時代」は確立できないまま成長を続け、しかもバブル崩壊後の経済停滞のなかで事態は根本的に変化した。限られた資源の中で、経済成長の新しい芽を見出し、政策的に対応するために、上記の地方経済推進のための諸立法は2001年以降相次いで廃止された。それだけではなく、首都圏への事業所集中には、より積極的に各種の都市計画上および、税制上の便宜も保障されるようになった。経済活動の首都圏一極集中と地方圏および3大都市圏（首都圏、名古屋圏、関西圏）の中での格差拡大は正にその帰結でもある。

本号では、バランスのとれたわが国の3大圏域の発展の方策を直接とりあげることが目的としていない。それに備えるためには、ひとり3大都市圏の中の神戸市の都市間連携だけでなく、首都圏の在り方、および、3大都市圏の一つとしての関西圏における連携の在り方についても更に解明しなければならない。

ただ、幸いにして、関西圏ではいわゆる広域連合の結成があり、行政上の連携は一步前進した。しかし、文化的だけでなく、学術研究の面でも首都圏に対応できる可能性をもつといわれながら、関西圏にはまだ政治・経済・社会一体となった連携体制が出来上がっているとはいえない。地域連携の対象は、いうまでもなく、ものづくり、観光、イノベーション、健康、医療など経済面に限定しても実に多面的である。わが国3大都市圏の中では交通機関でも群を抜いて発達している（神戸・京都でも新幹線だと30分、新快速でも50分で、首都圏の中での東京圏内の時間距離に近い）関西圏の場合、発想をかえると飛躍的な連携の可能性が広がっている。

本号でも、林宜嗣教授が、地域経済活性化のための国際的な動向をとりあげ、パーキンソンやOECDの指摘しているそのためのいくつかの条件をとりあげている。本号の諸研究は、関西圏の中での地域連携が直面する基本問題を中心に展開されているが、こうした研究が、実効性をもつようになるためには、（1）何よりも広域連携の目的がその地域で合意され、（2）そのための手法が決断されて、（3）現実に実行に移されなければならない。そのための第一歩として、本号においては、「神戸企業活動圏の導出と決定要因分析」（林亮輔）と「姫路市における広域連携の取組み」（福田宏二郎）とがとりあげられた。しかし、「神戸市の広域連携の取組みと今後の方向性」（奥田隆則）でもみられるように、まだ文字通りその展開が進んでいるとはいえない。私たちは、「広域圏の競争力とコーディネーション・オプション」（加藤恵正）でとりあげられた「公民連携プラットフォームの構築」を配慮しながら、関西圏の中での神戸の直面している広域連携問題を具体化して行くように努めなければならない。

特集「経済的視点から見た地方広域圏の研究」にあたって

少子高齢化，人口減少に伴い，自治体の消滅が懸念される中，地域の活性化を主眼とした地域創生が求められている。地域創生を図る主要な方策のひとつとして，広域連携が着目されてきている。これまでの広域連携の目的は主として住民サービスの提供に留まっていたが，地域の活性化という新たな目的で広域連携の必要性が言われているところである。

広域連携を進めるにあたっては，まず，広域連携の対象となる圏域（広域圏）について検討する必要がある。これまでの広域圏設定の事例の多くは，指標として国勢調査で得られる通勤・通学データが用いられており，広域圏は通勤・通学圏という性格に留まっていた。経済の活性化に向けた広域連携を考えるうえで，通勤・通学圏ではなく経済的視点からの広域圏設定を行う必要があることから，初めての実証分析として，まず通勤・通学データではなく経済的な繋がりを示す指標を選定して経済圏の設定をし，次いで圏域の広がりの規定する要因を分析した。

本号では，その研究結果を紹介するとともに，分析結果を基に広域連携強化に向けた政策の方向性を提案する。

まず，論文「広域連携のこれからの役割と具体化に向けた条件整備の必要性」では，圏域の設定には裏づけられた慎重な扱いが必要であること，また中心都市と周辺都市との「協働」の重要性について論じていただいた。

次に，論文「広域圏の競争力とコーディネーション・オプション」では，グローバル化の中で都市の関係性の硬直化を解消し都市を「動かす」ことによる，広域圏形成を基盤とした都市間競争力の強化への期待について論じていただいた。

論文「神戸企業活動圏の導出と決定要因分析—経済力強化のための地域連携戦略に関する研究—」では，神戸市の経済力の強化に焦点を当て神戸企業活動圏を明らかにするとともに，企業活動圏の決定要因を検証することで，神戸市がとるべき広域連携戦略について論じていただいた。

そして，「姫路市における広域連携の取組み—播磨圏域連携中枢都市圏構想の推進—」では，総務省が掲げる連携中枢都市圏構想における播磨圏域連携中枢都市圏の連携中枢都市としての役割や取組みについてご紹介いただいた。

最後に，「神戸市の広域連携の取組みと今後の方向性」では，広域連携にかかる国の考え方，神戸市のこれまでの隣接市との広域連携の取組み，また今後の方向性についてご紹介いただいた。

広域連携のこれからの役割と具体化に向けた条件整備の必要性

関西学院大学経済学部教授

林 宜嗣

1. はじめに

都市は情報収集・交換の場であり、金融機関、大学等の教育研究機関、メディア等の情報関連産業が集積している。こうした強みを活かして都市は発展してきた。たしかに、重工業化の進展で都市の有利性が薄れ、大都市から地方への分散が生じた時代もあった。しかし、経済活動のグローバル化と新興国での経済発展が進む中で、地方に分散した生産現場が海外に転出し、先進国の経済は知識集約型産業による発展の道を探らざるを得なくなった。このことは、多様な機能を有する大都市が再びその役割を大きくすることを意味している。東京、ロンドン、パリ、ニューヨークといった世界的な大都市がその典型である。

しかし、すべての大都市が発展しているわけではなく、世界にはトップ都市の発展のあおりを受けて衰退気味の大都市も多い。イギリスではロンドン一極集中が進む中で、マンチェスター、リバプール、バーミンガムをはじめとした都市の再生が国家的な課題となっている。また、オランダやベルギーのような世界的大都市を持たない国々はEU内の大国と競争するためにも国内都市の競争力を強化する道を探っている。これらの国で都市の競

争力を強化するために採用されているのは、地域の中心的役割を果たす大都市（以下、中心都市とする）とその周辺都市を含めた圏域を対象に、広域連携によって地域経済のポテンシャルを強化する戦略である。

広域連携による経済競争力の強化は、欧米先進国では多く取り入れられているが、わが国の広域連携は行政サービスの効率的供給という行財政運営の枠組みの中にとどまっている。東京一極集中に歯止めがかからないわが国において、地域が持続可能な発展を遂げるためには、経済活性化戦略としての広域連携を積極的に進める必要がある。大都市圏域を中心に広域連携の意義と、連携を具体化するための条件を提示しよう。

2. 地域経済と広域連携

地域経済を活性化する上でなぜ広域連携が必要なのか、また、連携を進めるとしてそのエリアはどうすべきなのか。この点を明らかにするためには、地域経済の推進力は何かを明らかにしておく必要がある。Parkinson 他(2003)は都市の競争力を「安定的なあるいは拡大する市場シェアを有する企業を引きつけ、つなぎ止める経済の能力が存在すること。一

方で都市居住者にとっての生活水準が安定あるいは上昇すること」と定義し、ヨーロッパ大陸において成功を収めている都市の調査研究を通じて、経済の推進力として、①企業や組織のイノベーション、②高度な技術や専門知識を持った労働力、③地域内外との接続性、④経済的多様性、⑤戦略的な意思決定能力を挙げた。

OECD (2005) は、どの推進力が最も重要であるかについては議論の余地があるものの、①活発な競争と効率的な市場を確保するための規制の枠組み、②健全で安定的なマクロ経済条件、③適切な物的インフラ、④ダイナミックなイノベーションプロセス、⑤高度な技術と専門的知識を持った労働力の存在、⑥旺盛な企業家精神、⑦高度な社会的包摂については一致が見られるとした。

その他にも地域経済成長に関する研究は数多く存在するが、成長の推進力として高度な技術・専門性を持つ労働力と経済的多様性はほぼ共通してあげられている。その他にも、地域経済の成長にとって特に重要な要素は、地域に産業が集積することによって生産能力が高まったり、輸送コストや情報コストが軽減されたりすることによって、産業活動の効率性が良くなるという「集積の経済」(agglomeration economies) である。集積の経済は通常、「地域特化の経済」(localized economy) と「都市化の経済」(urbanized economy) の2つに区分して考えられている。地域特化の経済とは、特定の地域に同じ種類の産業に属する多くの企業が近接して立地することから得られる経済的利益であり、都市化の経済とは、ある特定の都市や地域に業種の異なる多くの企業が集中して立地することによって得られる経済的利益である。

Harding 他 (2013) は地域の発展に重要な役割を果たすと考えられている「集積の経済」

に関して、サービス部門においても、単一の産業あるいは密接に関連した産業が同一場所に立地することから得られる利益である「地域特化の経済」の効果は見られるが、時間の経過とともに、企業や労働者、家計が、都市の規模、密度、多様性から得る利益である「都市化の経済」に比べてその重要性を弱めてきたとしている。しかし、東京や大阪といった大都市であれば別だが、単一の自治体内にさまざまな産業が立地しているところは限られている。また、多様な産業が立地していても、それぞれの規模が小さければ、都市化の経済は機能しない。つまり、集積の経済を地域が手に入れるためには、経済活動が相応の規模を持つ必要がある。

地域が成長するかどうかは、イノベティブなさまざまな機関のクリティカル・マス(臨界質量)を実現し、経済活動のクラスター化に結びつける「近接性要因」を持っているかにかかっている。クリティカル・マスとは商品の生産や販売において、ある一定の量を超えると急激に収益性が高まったり、市場の認知度が高まったりする量のことだ。地域経済活動についても同様のことが言える(図1)。一般に、各自治体がフルセットで、しかも隣接する自治体と競合するような産業を振興しようとするかぎり、クリティカル・マスに到達する前に共倒れになる可能性が大きい。各自治体が強みを発揮できる産業に重点的に資源を投入し、他の自治体と一体となって多様性を発揮する道を模索すべきだろう。つまり、圏域内の各自治体が成長性と強みを備えた産業に特化することによって規模の経済を手に入れ、他の自治体の異産業と補完関係を保つことによって圏域全体で経済的多様性を実現するのである。ヨーロッパでは、均衡ある持続可能な地域空間発展戦略である「European Spatial Development Perspective (ESDP)」

が欧州委員会（European Commission）によって承認されて以降、地域連携の重要性が認識され展開されてきた。同じ都市機能を拡大することを競い合うのではなく、都市は既存の都市資産を共有することによって協力すべきことを ESDP は提案している。

補完関係は大都市と周辺都市との間にも必要である。近年、人口の都心回帰現象が進んでいるとはいえ、地域経済の推進力である高度な技術と専門性を持った労働力の居住環境を大都市だけで用意することはできない。企業のビジネスと、その活動を支える労働者の生活は不可分であり、大都市と周辺都市とが補完関係を維持することが大都市圏の広域連携において重要なポイントである。

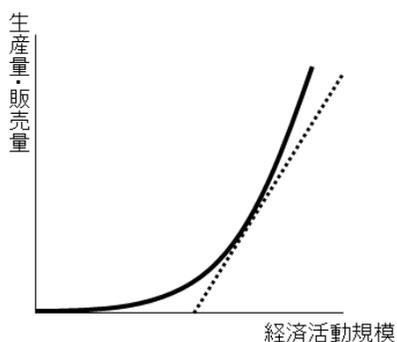


図1 クリティカル・マス

広域連携の成否が地域経済の活性化を左右すると言っても過言ではないが、そのためには、連携に参加する全パートナーが地域ビジョンや目標を共有し、地域の強みや弱みを知り、それらを踏まえた地域発展戦略に関して合意を形成するものでなければならない。経済的に最も活性化しているヨーロッパの都市は、地方政府の境界が地方経済の地理的圏域とよりマッチしているところである（Cheshire and Magrini (2005)）。民間経済活動が行政区域を越えて営まれている今日、地域経済を発展させるためには、発展戦略を立て実施する政策圏域と経済圏域との一致が不可欠である。

行政サービスの中には、住民ニーズを十分にくみ取るためにも狭い範囲で供給することが求められるものも多い。となると、合併によって行政区域を経済圏域に合わせることは困難である。したがって、地域経済の活性化という目的に合った政策圏域を実現することが現実的と言える。イギリスの City-Region 政策はその主たる目的を地域経済開発においていることはわが国にとって参考になる。

人口が減少し、地域経済力が弱まっている現在、それへの対応の仕方には二通りのものがある。一つは、分散している人口や企業の分布を特定のエリアに集約するというように、空間構造それ自体を変更するというものである。いま一つは、空間構造を変更するのではなく、圏域の一体性を高めることによって人やモノの流れや相互作用を強め、実質的に空間構造を変更するのと同じ効果を生み出そうとするものである。コンパクトシティ構想は前者の方向とも言えるが、実際に居住地の変更を促すことには抵抗があり、場合によっては実現しないこともある。そこで、ESPON (The European Observation Network for Territorial Development and Cohesion) (2016) は、現在の人口分布を変更することよりはむしろ、地域連携を深め、地域の一体性を高めるべきだとしている。地域連携を強めるためには、投資の目標を絞り地域間格差を減少させるために、既存地域の多様性という利点を戦略的に活用し、地域間協力とガバナンスを強めることが求められるのである。

3. 大都市圏域における広域連携

現在の広域連携は、一部事務組合に代表されるように、各自治体が単独でも提供しなくてはならない行政サービスを広域化することによって効率性を確保するものが中心であり、

実現は比較的容易である。これに対して、経済活性化を根拠とした広域連携を実現するのは容易ではない。その最大の理由は、「連携の恩恵は一部の地域が独占し、他は衰退していくのでは」という懸念にある。とくに人口が減少し、企業活動の規模が小さくなっていく時代においては、中心都市と周辺都市との連携は、周辺都市にとって経済活動の果実が中心都市に吸い取られてしまうのではないかとこの怖れを抱きやすい。しかし、市場メカニズムは、例えば九州では福岡一極集中が起こっているように、経済活動や人口を力の強い地域に集中させていく傾向がある。また、大都市圏で発生している人口の都心回帰も市場メカニズムによるところが大きい。民間経済活動を市場メカニズムに任せておくことが効率的な資源配分を実現する、という考えがある。しかし、この考えには市場が完全だという前提が必要であるし、市場メカニズムが必ずしも良い結果を導く保証もない。市場メカニズムを修正し、都市圏全体としての競争力を強化することが戦略的に求められる。

地域の発展と住民の幸せは経済活動だけでもたらされるわけではない。地域経済にとって不可欠である労働力を獲得するためにも、住宅・交通・福祉・教育といった生活に関する社会的側面の発展が不可欠である。つまり、経済開発と社会開発は地域を発展させるための両輪であり、両者が相乗効果を発揮しながら地域は発展する。

大都市圏においては、企業活動は中心都市で重点的に行われる。しかし、それはあくまでもビジネスの側面であって、そのビジネスを実行する労働力は周辺都市が提供する教育、福祉、その他のサービスによって生活が支えられている。つまり、中心都市と周辺都市は補完関係にあり、どちらが欠けても地域は衰退する。

労働党政権時、City-Region 政策を推進しようとした英国政府は中心都市と周辺都市はそれぞれが以下の要素を提供するとした（HM Treasury（2003））。

中心都市：

- ・ 公的・私的教育・研究機関のクリティカル・マス
- ・ 知識の創造と移転を促進する活気ある環境
- ・ 戦略的ビジネスと金融サービス
- ・ より高価値の企業活動を引きつける「継続性」
- ・ 高報酬の仕事。その多くは地域の通勤者を引きつける
- ・ 文化、娯楽、スポーツの集積
- ・ 交通の拠点
- ・ 国家的・国際的な特性の保持

周辺都市：

- ・ 主要な経済プロジェクトやインフラ整備のための空間の提供
- ・ 多様な住宅の提供
- ・ ニッチな小売活動を備えた特色あるセンター機能
- ・ 事業に適した土地や建物の供給
- ・ 多様な労働力や技術基盤
- ・ カントリーサイド・レジャーの機会

大都市圏における広域連携とは、図2に示すように中心都市と周辺都市が「運命共同体」であることを強く認識し、補完関係を築くことによって、単独では実現できなかったであろう付加価値をもたらし、大都市圏としての競争力を強化するものでなければならない。

大都市圏においては、経済活動の面で地域がヒエラルキー構造を持っていることも発展の重要な要因となる。質量ともに優れた都市インフラを幅広く供給し、国際的な地位を持っている大都市、独自の生産活動やサービス供給活動を行う都市、そして、その周辺エリア

が相互に依存しながらヒエラルキーを形成している。このヒエラルキーが有効に機能し、圏域全体の発展を促すかどうかは、就業、買い物、娯楽、教育といった行動に関しての各都市の結びつきの強さに左右されるが、こうした活動の連関の強さは、周辺都市間の結びつきよりは、むしろ大都市の経済的な強さによって決定される。つまり、大都市の活力が地域全体としての活動量の上限を決めるのである。大都市の経済力が弱まれば、大都市圏におけるヒエラルキー構造は弱まり、結果的に周辺都市の活力も衰退する。

職住近接の意味やコンパクトシティの重要性も理解できる。しかし一方で、大都市が企業活動の容れ物としての魅力を失わせ業務中樞性を弱めることは周辺都市の住民にとっても望ましくはない。特に、地域経済の成長要因として集積の経済が重要であることを考えるなら、都市圏域内の各自治体が企業誘致を競うのではなく、どうすればクリティカル・マスを超える規模を実現でき、全体として集積の利益を手に入れることができるのかを分析し、大都市圏内での役割分担を明確にすることによって、産業政策の効果を上げていく

ことが不可欠である。

4. 大都市圏域の設定

都市圏域は正確な地理的範囲を持つものとしてではなく、むしろさまざまな種類の経済活動によって構成される機能上の範囲と考えるべきである。地域発展プログラムがうまく機能するためには、それらが、地域開発戦略に反映されることがきわめて重要である。したがって、こうしたさまざまな経済活動がどの範囲で行われているかを理解し、適切な圏域を設定してはじめて圏域全体の経済ポテンシャルを高めることができる。

圏域を設定するということはどの自治体と組むかということである。その場合には、例えば歴史的にライバル関係にあったために連携が困難だという政治的な要因も考慮する必要がある。また、連携の目的が地域経済の活性化であるなら、経済活動の地理的一体性が基礎的条件となる。経済活動面でほとんどつながりのない地域が連携することは困難であるし、そもそも連携のメリットを見出しにくい。

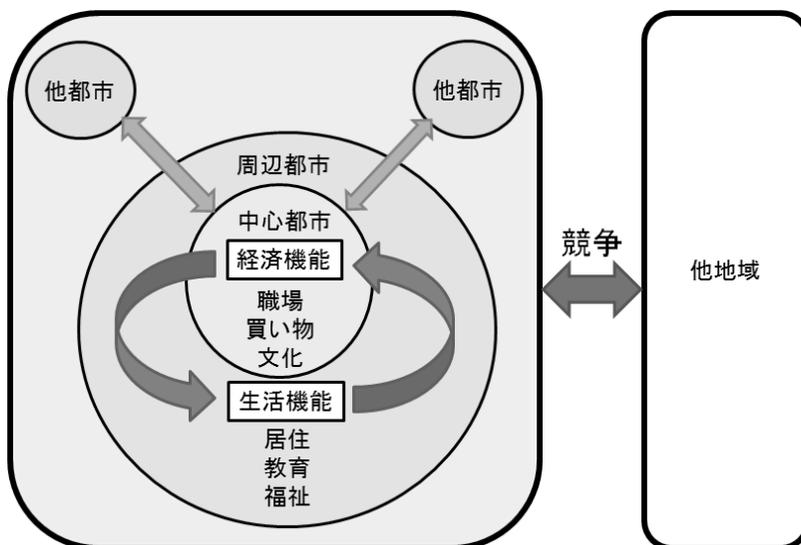


図2 大都市圏における広域連携

しかし、一体性を持った圏域を抽出するのはそれほど簡単ではない。交通手段が改善されたり、大きな住宅地が開発されたり、大型ショッピングセンターが建設されたりするだけで、人や物の流れは変化するからである。したがって、圏域の設定はある程度柔軟性を持って考える方が良いとも言える。しかし、広域連携が地域ビジョンの共有、開発目標や戦略の合意、連携による経済的利益の公正な分配といったものが必要になり、自治体間での信頼や連携に関する取り決めに公式度が増してくるため、圏域は簡単に変更することはできないことも考慮に入れる必要がある。だからこそ、圏域の設定には分析に裏付けられた慎重な扱いが必要なのである。

労働党政権時、イギリスでは City-Region 政策を推進するために、Office of the Deputy Prime Minister (ODPM) (2006) がさまざまな角度から C-R のエリアの線引きを試みた。そこでの基本的な考え方は以下の通りである。

- C-R は行政区域ではなく、中心都市が通勤や買い物、教育、保健、余暇、娯楽といっ

たサービスを求める人びとを吸引する地理的領域である。

- C-R は企業やサービスがその中で活動する「機能上の」実体 (functional entity) であり、地域経済を活性化する上で大きな役割を果たすものである。

そして次のようにも指摘する。「C-R は本質的に中心都市とその後背地からなるエリアであり、経済だけでなく社会面での都市の影響が及ぶという意味で機能上の定義なのである。したがって、C-R は、住民が働いたり、買い物をしたり、娯楽やレジャーのために訪れたりする場所であり、彼らが一体感を持つエリアがどこまでなのかを特定化する必要がある。どんなに工夫しても、必ずファジーな部分があり、多くの C-R はその境界がオーバーラップしている。そして、自己充足できる圏域の範囲は、就労、買い物、レジャーといった、活動の種類によってすべて異なる。」つまり、大都市圏域は一義的に決められるものではなく、図 3 に示すように重層的なのである。

ここで、ODPM (2006) が C-R を定義す

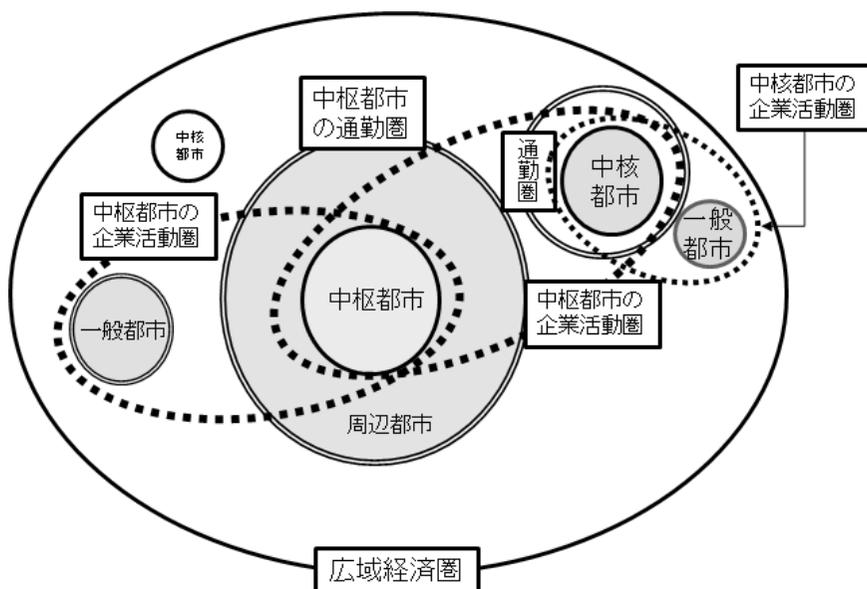


図 3 大都市圏域の重層性

る際に検討を加えたアプローチを紹介しよう。

第1は労働市場アプローチであり、わが国でも多く用いられる通勤圏である。しかし、通勤圏は地域経済の発展戦略の対象となる圏域を明確に表すわけではない。大都市圏においては通勤圏が市域を越えて広がっていることは事実だ。こうした行政区域と生活圏域の不一致は、第29次地方制度調査会の答申（2009年6月）が「大都市圏においては、市町村合併の進捗率が低く、面積が小さな市町村が数多く存在しており、行政サービスの受益と負担が一致しておらず、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりの観点から、合併や広域連携などを含めて、行政運営の単位のあり方が問われている」と指摘したように、行政サービスの受益と負担の不一致という問題を引き起こしている。

しかし、この指摘はあくまでも既存の行政サービスの供給のあり方についての提言であり、大都市圏全体として一体的に地域課題に対応し、地域力を強化するという問題意識は、第30次答申まで待たなければならなかった。第30次答申（2013年6月）は、「三大都市圏（東京圏、関西圏、名古屋圏）においては、これまで比較的緩やかであった高齢化が今後急速に進行するとともに、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新期を迎える。三大都市圏では、このように増加する行政課題に対応しつつ、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期を迎える中で、引き続き我が国の経済をけん引する役割を果たすことが求められている」とし、都市圏として経済問題に対応することの必要性を示した。しかし、第30次の「答申」が大都市の役割として「経済のけん引」を明示したのは画期的とも言えるものであったものの、実際の取り組みはほとんど進んでいない。

また、圏域として考えられている通勤圏は、

政策的には「受益と負担の不一致」という財政問題への対処を中心にとらえたものである。そして、中心都市と周辺都市とが運命共同体であることを示してはいるが、地域経済発展戦略をとともに進め、その効果をあげるための圏域としては十分ではない。

通勤パターンは通勤手段によっても、また、職業によっても異なるだろう。かつて地域経済の推進力は豊富な労働力であった。しかし、既に述べたように、先進国における地域経済の推進力は高度な技術と専門性を備えた労働力である。この点を考慮するなら、大都市圏域としては、全労働者を対象とした通勤圏よりも、むしろ専門職や管理職の通勤圏を労働市場アプローチとしてとらえる方が良いかもしれない。こうした労働力は、他の労働者に比べて一般に通勤距離が長く、したがって通勤圏域は拡大する。

各自治体に住む就業者の何%が中心都市に通勤しているかを基準に圏域を設定する方法とは別に、ODPMはある自治体内に居住する就業者の職場充足率について、例えば85%といった基準値を定め、基準値をクリアするまで圏域を拡大していく「ボトムアップ型圏域設定」の方法も試みている。大都市周辺都市の場合、自分が住む自治体内だけでは職場充足率は低いが、対象を拡大し、大都市をも包含するまでエリアを拡大すれば職場充足率は高くなる。また、85%から80%というようにハードルを下げると、圏域は狭まり、その結果、圏域の数は多くなる。ただ、この方法は中心都市への通勤依存度に比べて、複雑な計算方法が必要となる。

第2は住宅市場アプローチである。家計が職場を変えずに転居の対象とするエリアである。理論的には、住宅市場と労働市場は、どちらも根本的に通勤の実態によって決まるため、両者は強い相関を持っている。しかし、

実際には、居住地を決定する際に候補地となるエリアは、通勤距離だけでなく教育や居住環境といった要因にも影響される。したがって、転居先は比較的狭い範囲に限られるため、住宅市場圏は労働市場圏よりも小さくなる。専門職や管理職に絞り込めば、通勤圏と住宅市場圏は重なりやすいと考えられる。

第3は経済活動にもとづく圏域であり、需要面と供給面に区分できる。大企業の場合、市場は本質的に国あるいはグローバルな範囲で展開されているため、得意先は広範囲に及び、大都市圏域として設定するには無理がある。しかし中小零細企業の場合、市場は比較的近隣エリアに限定されていることから、需要面からの圏域設定は可能である。

経済活動圏域は供給面においてより重要である。企業活動にとって労働市場へのアクセスのしやすさ、とくに高度な技術や専門性を持った労働力の獲得のしやすさは重要な要素である。しかし、マーケティング、デザイン、求人と職業訓練サービス、印刷等、企業活動に必要なサービスを提供してくれる企業へのアクセスのしやすさは、企業のサプライチェーンや調達活動という面で重要である。

クリティカルマスやポテンシャルの大きな企業が集積していることは、大都市における集積の経済を論拠付ける重要な側面であるが、これとの関連で重要なのは、大学や研究機関との結びつきである。大学との結びつきは研究成果をビジネスに活用するという側面だけでなく、優れた学生をリクルートしやすいという側面もある。

第4は財・サービス消費アプローチ（買い物圏・サービス利用圏）である。豊富な財やサービスを供給する大都市は、周辺都市からの顧客を惹きつける。物流手段やインターネットが発達したことによって自宅にいながら買い物ができるようになったことから、中心地

理論（Central Place Theory）はかつてほどの重要さは持たなくなったものの、財・サービスの活用頻度とそれを手に入れるために要する時間距離が居住地を決定するという考えは依然として有効である。それゆえ大都市圏は劇場やコンサートホール、ショッピングセンターといった施設によって供給されるサービスの利用という基準で定義することができる。日本においては、この考えは旧建設省による地方生活圏の整備計画や、旧自治省の広域市町村圏の構想に取り入れられた。

第5は行政による定義である。行政区域は政治的、歴史的に決定されたものであり、機能的エリアと見なされないことが多い。しかし、行政区域は第4の財・サービス消費圏域の一部と見なすことができる。その圏域は公式なものであり人工的なものであるが、サービスや戦略が特定の境界の中で展開される限り、機能的エリアと考えることもできる。ただ、行政サービスが行政区域を越えて拡散するというスピルオーバーが存在することを考えるなら、やはり圏域としては不相当であろう。

以上のように、ODPMはCity-Region政策を展開するに当たって、その圏域の設定を多角的に試みた。どれが最善の圏域であるかをア prioriに決定することは困難であるが、少なくとも、圏域としては複数のとらえ方があり、地域経済の活性化という目的にふさわしい大都市圏域をより科学的に設定していくことの必要性は大きい。

5. むすび

圏域が適切に設定されたとしても、必ずしも広域連携が成功するとは限らない。特に複数の自治体が「協働」の関係を築いて、圏域全体の経済活性化を進めるためにはさまざま

な障害を取り除かなくてはならない。連携を実現するうえで最も重要なことは、すべてのパートナーに対して協働のメリットを可視化することである。メリットが数量化できなくても、単独では達成できなかった成果が連携によって実現できるという「見通し」が必要だ。そのためには連携の目標を計画的かつ具体的に定めなければならない。そして、各パートナーがどのような役割を果たすかを責任の分担を含めて事前に取り決めておく必要がある。

行政サービスを効率的に供給することを目的とした「技術的連携」の場合、単独でも実施しなくてはならない行政が対象であり、しかも連携の効果は短期的かつ明確に現れるため足並みは揃いやすい。しかし経済戦略としての連携は、自治体間の思惑の違いもあるし、その利益はすぐには現れない可能性があるために実現が難しい。特に、地域創生を目的とする連携には「政治」の要素が含まれる。というのも、地域政策の目的やゴールは多様であり、場合によっては相互に対立する可能性があることから、その優先事項についてパートナー間の合意が必要となるからである。連携の推進に対する政治的サポートを得るためにも、連携によるメリットを正確に伝えることが求められる。

したがって、広域連携に際しては、ビジョンや政策目標に関しての合意が形成できるようなテーマに焦点を当て、合意形成の努力を行うことが不可欠である。広域連携は連携を形成すること自体が目的ではなく、地域の将来を協力の下で開いていくための戦術である。したがって、広域連携を成功させるためには、ビジョンの設定の段階からパートナーが協議し、合意を形成していくというプロセスを経ることが重要である。そのためには、こうしたプロセスにおいて合意を形成できる地理的

エリアと、合意を形成しやすい課題への絞り込みが必要になる。

また広域連携に最初から大きな成果を期待しすぎると、その目的やメリットの具体性が失われていき、連携がうまく進まないことも多い。まずは「ささやかな成功」を手に入れることから始めるべきだ。ささやかな成功は協働のプロセスにフィードバックし、それがメンバー間の信頼の強化につながり、連携を強めるという好循環を生むことになる。したがって、協働型連携を進めるにあたっては、こうした「ささやかな成功」を具体的に予測し、メンバーに提示することが重要である(Ansell and Gash (2007))。

連携の結果、大都市など特定の地域に利益が集中するという懸念を抱えたままでは広域連携は実現しない。連携を強めるためには、既存地域の多様性という利点を戦略的に活用し、地域間協力とガバナンスを強めることが求められるのである。先述したように、経済活動の面で大都市圏にヒエラルキー構造が存在することは望ましい。しかし、このことは中心都市が周辺よりも優位にあることを意味するものではない。「大都市が地域を支えている」という発想は中心都市の思い上がりだ。広域連携による経済的利益は大都市圏全体で享受するという契約と、その契約を担保する仕組みを備える必要がある。広域連携による利益を可視化し、分配システムを納得いくものにすることが、大都市圏の広域連携を成功させるポイントである。

【参考文献】

- Cheshire P. and Magrini S. (2005) *European Urban Growth: Throwing some economic light into the black box*, LSE Working paper.
- Ansell C. and Gash A. (2007) "Collaborative Governance in Theory and Practice", *Journal of Public Administration Research and Theory*, 18 (4), pp.543-571.

- ESPON Policy Brief (2016) *Polycentric Territorial Structures and Territorial Cooperation*.
- Harding A. et al. (2013), *The Case for Agglomeration Economies in Europe*, European Union.
- HM Treasury (2003), *Cities, regions and competitiveness* (Second Report from the Working Group of Government Departments, The Core Cities and The Regional Development Agencies).
- OECD (2005), *Local Governance and the Drivers of Growth*
- Office of the Deputy Prime Minister (2006) *A Framework for City-Regions* (Working Paper 1 Mapping City-Regions)
- Parkinson, M., M. Hutchins, J. Simmie, G. Clark and H. Verdonk (2003), *Competitive European Cities: Where Do the Core Cities Stand?* (Final Report to Core Cities Working Group).

広域圏の競争力と コーディネーション・オプション

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授

加藤 恵正

1. 広域圏の競争力

「世界のどの大都市も、地方自治体は単独では実在しない」（コトラ『世界都市間競争』¹⁾）。多国籍企業の立地行動などから都市の競争力をマーケティングの視点から明らかにしたコトラらによる本書での議論は、急進するイノベーション創出メカニズムの変化とこれに呼応する企業行動の進化等を鑑みると、より丁寧な議論が必要とも思われるが、一方で、都市の競争力をめぐる実際の政策が基本的に地方自治体を単位として行われてきた日本の状況への手厳しい指摘とも受け取れる。世界的に見て、競争力を有する大都市のほとんどすべてが、広域的な空間をその圏域としているという事実は、これを構成する複数自治体間の連携の構図の重要性をも示唆していると考えてよいだろう。

都市の競争力は、政府の立地政策にこれまでも大きく影響を受けてきた。星は、2000年以降の政府による地域産業振興策を整理・点検し、これらに共通した特徴のひとつとして、「対象圏域の広域化、すなわち、市町村の枠組みを越え、複数の市町村が協働で産業振興を図る」ことを指摘する²⁾。直近の地方創

生を例にとれば、競争資金の提供において「地域間連携、政策間連携の先導性」を明示するなど、その広域連携への姿勢を強調する。しかし、このほど採択団体が決定した「地方創生拠点整備交付金」においても、自治体間連携での採択は916件中わずか1件（県と基礎自治体の組み合わせを除く）にすぎない。同事業に限らず、一般に、自治体が作成する計画は、当該自治体内で地域に根差した限定された議論となっており、隣接する地域との関係は基本的に記述されていない。政府による広域化誘導の姿勢と現場自治体での現実の計画には乖離がある。自治体間の連携は、グローバル社会における都市競争力強化において喫緊の課題である。

2. 「多様な主体のパートナーシップ」 形成に向けた「関係論的」アプローチ

EUの地域政策形成に大きな影響を与えたH. Armstrongは、地域政策におけるマクロ的政策（Macro-policy options）とミクロ的政策（Micro-policy options）に加え、コーディネーション・オプション（Co-ordination

options) を位置づけることによって、地域政策の新たな構図を示している³⁾。マクロ的政策やミクロ的政策の接点のマネジメントや様々な施策融合を狙いとしたこのコーディネーション・オプションは、これまでの公共（供給サイド）の都合を優先する個別・分断型政策の非効率から脱し、地域の厚生最大化を企図するアプローチといってよいだろう。公共サイドによる個別・分断型政策から地域をベースとしたコーディネーション・オプションへのシフトは、その競争力強化を狙う日本の立地政策においても喫緊の課題と言わなければならない。

特定分野における関連企業や機関群が地理的に集中し、相互に競争しつつ協力する新たな「関係性」の在り方を実現することは、今後の地域経済の核心といってよい⁴⁾。本稿では、こうしたイノベーションの基盤ともいべき「関係性」を再編成・強化するためのコーディネーション・オプションについて議論することを目的としている。グローバル化、情報化の急進は、これまでの政策が硬直的な縦割りや空間的分断によって、その効率性は消失した。分断していた境界をどのようにつなぐのか、あるいは溶融していくのか。地域政策の転換のなかで、政策形成とその実施を担うパートナーシップ組織の中核としての地方自治体の役割は大きい。地方自治体のコーディネーション・オプションのあり方は、新たな段階を迎えた地域政策の基本視点をも形成している。

空間における社会経済問題を研究領域としてきた経済地理学では、こうした課題を「関係論的アプローチ」として位置づけてきた。同アプローチは、「アクター間の社会的相互作用、相互依存に焦点を当て、アクター間の関係を調整する制度・慣習の重要性を強調する」（水野2007）⁵⁾ ことを狙いとしており、近年で

はソーシャル・キャピタル研究として、多くの社会課題解決への視点として用いられてきた。ここでは、地域政策と関わるソーシャル・キャピタルの3類型、ボンディング (Bonding)、ブリッジング (Bridging)、そしてリンキング (Linking) を用いて、コーディネーション・オプションの視点を再整理していくことにする。本稿では、ボンディングは組織内部の結びつきを、ブリッジングは異なる組織間での結びつきを、そしてリンキングは異なる階層間の結びつきを示しているとおおまかに定義しておく。図1は、広域圏形成への取り組みを核にこれらの関係性の類型を図示したものである⁶⁾。

ボンディングとブリッジングを結ぶコーディネーション・オプションAは、たとえば広域の産業競争力形成に向けた自治体間連携を示唆している。ブリッジングとリンキングの融合を示すオプションBは、広域自治体と政府のパートナーシップ形成の可能性などを示唆しているといえるだろう。

以下、本稿ではこうしたコーディネーションの事例を点検しつつ、今後の可能性について若干の整理を行うことにしたい。

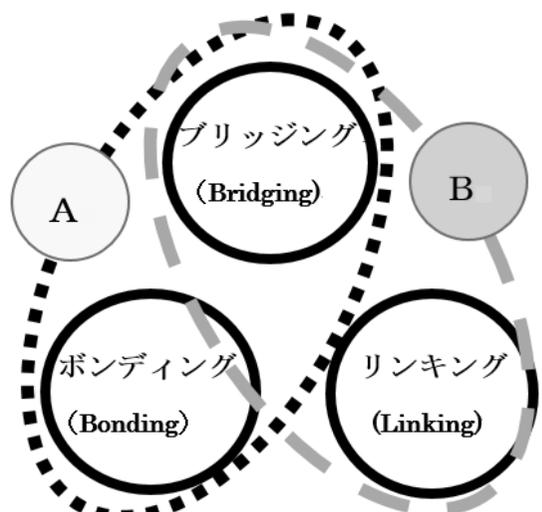


図1 地域政策とコーディネーション・オプション（加藤作図）

3. 広域圏と集積の競争力：コーディネーション・オプションA

現代の都市圏域の経済成長、すなわち競争力はその「集積」の構造にある。アメリカのイノベーション産業の立地と暮らしを巧みに描いたモレッティは、その核となるイノベーション・ハブが形成される条件として、「厚みのある労働市場」「ビジネスのエコシステム」、そして「知識の伝播」を集積の要素として指摘したのである⁷⁾。競争力のある産業集積は、もともと行政界による空間的分断とは関係なく形成されている。かかる集積の競争力は、言うまでもなく地域産業政策によって、より強化・拡充されることになる。その意味で、地域産業政策を構築する自治体は、産業集積の競争力強化に向けた施策を実現しなければならない。個々の自治体の利益最大化ではなく、空間をこえた産業集積の経済メリットの最大化こそが地域からの産業政策に他ならない。

地域産業政策は、「全国各地に国際競争力を有し、生産性を高め、イノベーションを生み出すような産業クラスター形成を促すことであり、そのためには地方に蓄積されてきた企業群、大学、社会資本を有効活用することによって、発展する可能性の高い地域、産業を集中的に政策支援する」(山崎2009)⁸⁾ 必要性を指摘する。ただ、知識創造を担う産業集積に関しては、理論研究の蓄積は大きい一方、集積内部の連関構造を解明しその課題や政策を提示するにはいたっていない。ものづくりの基盤となってきた社会的分業とは異なる、知識創造を刺激する新たなタイプの地域循環の形成が地域政策の観点からは模索されている。‘related variety’ (関連する多様性) は、現代都市経済を検討するうえで最も重要なキーワードである。深化が加速する世界の産

業システムは、グローバルな空間展開と同時に、機能的連関性といういわば垂直的な結びつきとも交叉しながら進化を遂げつつある。都市の経済システムからみると、それは related variety が織りなす地域イノベーション・システムに他ならない。ボンディングによる縦割りの非効率排除、総合化によるシナジーは、こうした集積形成に大きな影響を与えることになる⁹⁾。

では、どのような空間規模が最適な集積の土俵となるのだろうか。それは、集積の構造と強く関係しており、一般化は困難と言わなければならないが、既存の行政界が競争力のある集積形成を制約している可能性は大きい。グローバル経済下での都市圏域間競争を勘案すると、成長に要する経済規模は基礎自治体単体では小さいと思われる。都道府県をベースにすると、ひとつの自治体の中に都市部、中山間地域など多様な姿が混在しており、効果的・効率的なゾーニングが困難となる。複数の基礎自治体の連合体、すなわち広域自治体組織が必要ということになるのだろう。広域化の議論は、その内部に形成される競争力のある集積形成と一体的に議論しなければならないということだ。Docerty らは、かつて自治体間の関係性について、第一段階としての形式的なネットワークから、より関係性が強化され共有されたニーズについて調整の可能性を探るコーディネーション、問題への対応に際し資源を共有するなど連携がさらに進んだコーポレーション、そして協働型意思決定を行う連携型予算をも組み込むコラボレーションといった類型化を提示している¹⁰⁾。こうしたブリッジングとボンディングを可能にする戦略的コーディネーションを実現するにあたっては、たとえば、自治体間の債権などを介した契約といった方法も提案されたことがある。今後、情報化技術を駆使した大胆な

手法の開発・実施が望まれる。

実際、国際的な地域連携をいち早く進めてきた EU では、「多様性のある EU の地域 (territory) の調和した発展を保障し、市民がこれらの地域の特性を最大限に活用できるようにすることで、多様性を EU 全域の持続的発展に寄与する財産へと転換する手段」として地域的結束 (Territorial Cohesion) を位置づけた¹¹⁾。EU は20年以上前から欧州空間計画の作成に着手し、99年に採択している。このなかで、多様な国々が連携することで競争力のあるイノベーティブな地域が国境を跨いで形成されること。そして、これを支えるインフラとして欧州横断ネットワーク (Trans-European Networks) の強化を提示している。こうした提案のもとになったのは、フランスの地域開発調査機関 DATAR が提案した「ブルーバナナ」である。これは、ロンドンーオランダ・ベルギー一仏・独国境一仏・伊国境の地中海に至るバナナ状のメガロポリスを欧州の成長の主軸として提案したのである。岡部は、「少なくともブルーバナナは、各国ごとに塗り分けられたパッチワーク地図よりはるかに市民が実感する欧州のイメージに近かった」と指摘している¹²⁾¹³⁾。

日本の場合、定住自立圏構想が地域連携の構図を示している。2017年現在、116の圏域が協定を締結している。提携分野としては、医療が111、産業振興が同じく111、教育 (図書館ネットワークなど) が94などとなっている¹⁴⁾。ただ、この構想の場合、財政の合理化が主たる狙いとなっており、広域化による戦略的な競争力強化といった視点は感じられない。

地域競争力強化に向けたこのタイプのコーディネーションは、グローバルに展開しているにもかかわらず、日本は大きく遅れを取っているといって過言ではない。ブリッジングとボンディングを統合した戦略的コーディネー

ションは喫緊の課題である。

4. 地域のイニシアチブを：コーディネーション・オプションB

地域政策の転換は、「地域からの選択」が可能となる制度を必須とする。日本経済の問題を凝縮・先鋭化する地方都市の経済の行方について、市場のなかで市民・企業が「選択」できる仕組みをつくることは喫緊の課題である¹⁵⁾。

こうした課題への対応策として、ここでは2つのアプローチを事例としてあげておきたい。第一は、政府による政策群を、パッケージとして地域展開を可能にするブロック・グラントの考え方である。たとえば、英国では、省庁・事業を統合し自由裁量で支出できる資金を制度化している。こうした視点での省庁横断型補助金は、使途自体を地域のイニシアチブによって提案が可能であること、また英国の事例に見られるようにパートナーシップによる競争的提案方式の導入といった新たな実施主体の台頭をも支援することができるなどのメリットをもつことになろう。いまひとつ考えられるアプローチは、政府・地方自治体が提示する「縦割り型」施策を連携させる提案を行うものである。地域再生を急ぐ現場において、新たな政策や仕組みを議論する時間は少ない。制度化された既往施策を、地域の状況に呼応する形でいわば「編集」することを可能にするリンケージ政策とってよいかもしれない。こうした仕組みが可能であれば、都市計画事業と産業・経済再生支援の効果的・効率的展開が可能になると思われる。ただ、既に多くの実績を有する英国や日本での実験的経験から、こうしたブロック・グラント方式導入にあたっては、幾つかの課題がある。第一は、政策のモニタリングの必要性

である。ブロック・グラント方式は、既往施策では十分に対応できない固有・個別問題への的確な対応が狙いである。政策の進捗状況のチェック、成果の継続的評価は不可避である。第二に、課題への機動的即応ゆえ、手続きの簡素化が必要である。第三に、こうして地域全体で展開される施策群全体をマネジメントする機能が必要である。都市の既存施策群は、機能的には多重・多層的な要素があることは否めない。こうした施策群をパッケージとして編成する役割を地方自治体ないし多様な主体のパートナーシップ組織は有しておく必要がある。

地域のイニシアチブは、地域からの制度・仕組みの提案の可能性を示唆している¹⁶⁾。ここでは、「特区」政策を挙げておきたい。2002年、「地域の自発性を最大限尊重することで活性化をはかる」として、内閣に構造改革特区推進本部が設置され「構造改革特区」がスタートしたのを皮切りに、東日本大震災からの復興を加速するための「復興特区」(2012)、産業の国際競争力強化、国際的経済活動拠点形成を狙う国家戦略特区(2014)などが相次いで設置された。地域政策に関わる「グローバル化」「構造変化」のなかで、多様化し変化する地域問題への対応に既存の硬直化した制度・仕組みが機動的に即応することは困難と言わざるを得ない。イノベーション(創造的破壊)は社会の仕組みにも必要である。その意味で、「特区政策」は、地域政策の手段としてこれからの地域経済再生・活性化のひとつの手段として位置づけることができる。ただ、地球規模での経済競争が拡大するなかで、単なる税制優遇措置や補助金提供では、一過性の振興策になりかねない。地域資源の統合とそのマネジメントを戦略的に行う特区の提案でなければならない。役割を終えた慣習や既得権益を排し、地域のダイナミズムを刺激する特区

の構築が必要である。

日本経済の凋落の原因は硬直化した社会経済制度が環境に変化に呼応して柔軟に変化しなかったことにある。戸堂は「制度の大転換こそが日本経済のじり貧を止める唯一の方法」と指摘する¹⁷⁾。広域自治体と政府は情報を共有し、硬直化した制度・仕組みを大胆に再編成していくことが求められている。

5. コーディネーション・オプションを「動かす」ー公民連携プラットフォームの構築をー

コーディネーション・オプションは、主体間の情報の非対称を緩和・縮小するための政策である。では、こうしたオプションをどのように機動するのか。近年、政府がその推進に力点を置くPPP(Public Private Partnership)／PFI(Private Finance Initiative)は、その仕組みのひとつとってよいだろう。直接的には政府の財政制約から公共インフラ整備に向けたこうした仕組みの活用が進められてきているが、本来的にはPPPの哲学は、民間のノウハウを巧みに取り込みながら、多様な主体の連携のもとに効率的な都市経営を行うことにある¹⁸⁾。その意味で、公有資産に限らず凍りついた民間資産の活用も促進しなければならない。

以下、ここでは、ブリッジングを軸とするコーディネーション・オプションを実際に動かす手法としてのPPP／PFIにどのような論点があるのかを事業の流れに対応する形で論点を整理していく。第1段階は、行政内部、また異なる自治体間の情報の非対称への対応である。地域再生は縦割り行政ではなく統合的施策が必須である。まず、行政内部の縦割りを排し、さらに自治体間の連携・融合を進めなければならない。同時に、PFI活用におい

ては、専門性が高く特殊な知識が必要な領域であることから、専門部署の設置等も必要となろう。いわばワン・ドア・ショップのような専門部署である。ここまでは、コーディネーション・オプションの展開に向けた予備的段階でもある。第2段階では、行政と民間の情報の非対称にも対処しなければならない。これまでの議論では、地方自治体を軸とする政策オプションを念頭に置いてきたため、自治体間、自治体と政府のコーディネーションに議論の焦点があったが、実際に地域の競争力強化に向けた戦略が事業として顕在化するためには、民間との連携は不可避であろう。公民連携は、早くからの課題であったが、双方の立場の違いからこれまで必ずしも順調に進んできたわけではない。公民間の情報の非対称にどのように対処するのか。マッチングは市場経済において極めて重要な役割であるが、それだけに現実には困難が多い。PFIでは、サウンディングというプロセスを重視する。公共が提案する構想等が、民間の目で見るとどのように評価できるのか、あるいはより効率的・効果的方法へのアドバイスを得ることが狙いとなっている。公共と民間の「壁」を、融合するための手法で、なお、試行錯誤段階ではあるが、大変重要といえる。例えば、浜松市では、計画構想段階から5-10社程度の企業がグループを形成して、3地区での構想策定を進めている。ここには地元関係企業や住民は入っていない。しかも、参画企業の多くは浜松市とはこれまで無縁であったという。地域でのしがらみのない企業が、都市のスマートシティ化という目標に向けて議論を続けている。第3段階は、公民連携のプラットフォーム構築ということになる。主体間の情報の非対称が緩和・解消された段階で、実際に事業を進化させるプロセスとなる。ここでは、新たな関係者の参画を含め、すべての

主体が、向かうべき方向を共有することが重要である。そのためには、プラットフォーム上のチームが進化／深化するマネジメントを的確に行っていく必要がある。公民連携の構図は、絶えざるイノベーションへのデザインでもある。その意味では、ここは先のマッチングからシェアリングの段階に移行していると見ることができる。

都市の衰退は、関係性の硬直化から始まる。こうした「負のロックイン」を解消し都市を動かすことは、今や、日本全体が直面している課題であるのかもしれない。都市を「動かす」ためには、その経済資源である、ひと、かね、そしてもの・土地など不動産が動くことである。これらの資源は、相互補完的に結びついている制度や仕組みに組み込まれ、既得権益擁護の温床となっていることも多い。コーディネーション・オプションは、こうした硬直化した仕組みを「見える化」し、これを解消・再編成していくアプローチでもある¹⁹⁾。

コーディネーション・オプションの具体化を含め、21世紀の地域政策は大きく転換してきている。グローバル化の中で、広域圏形成を基盤とした都市競争力の強化に期待したい。

注

- 1) フィリップ・コトラー他『コトラー 世界都市間競争マーケティングの未来』(竹村正明監訳、中央経済社、2015年。
- 2) 星 貴子「地域産業振興策の現状と課題—推進組織からみた地域産業振興の在り方—」JRI レビュー、Vol.7, No.37, 2-30頁、2016年。
- 3) Armstrong, H & Taylor, J. *Regional Economics and Policy (Third Edition)*, pp.233-262, Blackwell, 2000.
- 4) Boggs, J.S. & Rantisi, N.M., "The 'Relational Turn' in Economic Geography", *Journal of Economic Geography* 3, pp.109-116, 2003.
- 5) 水野真彦『イノベーションの経済空間』京都大学出版会、2011。
- 6) 加藤恵正「Social Capital と地域のデザイン」研究

- 年報 (21世紀ヒューマンケア研究機構) 第9巻, pp. 27-32, 2004年。
- 7) エンリコ・モレッティ『年収は「住むところ」で決まる－雇用とイノベーションの都市経済学－』(池村千秋訳) プレジデント社, 2014年。
 - 8) 山崎朗「人口減少時代の地域政策」経済地理学年報 55, 35-44頁, 2009年。
 - 9) Asheim, B. T. et. al, Constructing Regional Advantage: Platform Policies Based on Related Variety and Differentiated Knowledge Base, *Regional Studies*, Vol.45-7, pp. 893-904, 2011.
 - 10) Docherty, I. et. al, Exploring the Potential Benefits of City Collaboration, *Regional Studies*, Vol.38 - 4, pp. 445-456, 2004.
 - 11) EU, *Green Paper on Territorial Cohesion: Turning territorial diversity into strength*, 2008.
 - 12) 岡部明子『1990年代 EU サステナブルシティの政策展開－「都市・地域からなる欧州」の視点から－』東京大学, 137-160頁, 2005年。
 - 13) 加藤恵正「グローバル都市政策によるアジア連携の可能性－都市のソフトパワーを考える－」都市政策 150, 4-10頁, 2013年。
 - 14) 「地域連携の最前線」日経グローバル, No309, 10-21頁, 2017年。
 - 15) 加藤恵正「震災復興における都市産業・経済政策」都市政策116, 3-49頁, 2004年。
 - 16) 加藤恵正「地域経済の発展と政策」池田潔編著『地域マネジメント戦略』同友館, 34-58頁, 2014年。
 - 17) 戸堂康之『日本経済の底力－臥龍が目覚めるとき－』中公新書, 2011年。
 - 18) 加藤恵正「社会イノベーション政策による都市の再生－神戸2020ビジョンを「動かす」－」都市政策 163, 4-15頁, 2016年。
 - 19) 加藤恵正「分岐点の地域政策」加藤恵正編著『都市を動かす』同友館, 12-24頁, 2016年。

神戸企業活動圏の導出と決定要因分析 — 経済力強化のための地域連携戦略に関する研究 —

鹿児島大学法文学部法経社会学科准教授

林 亮 輔

1. はじめに—企業活動に基づいた 圏域を考察する意義—

民間経済活動は行政区域という制度的な範囲にとらわれず、社会的・経済的に一体化した空間（都市圏）で行われている。したがって、地域政策を実施する際には、単一の行政区域だけではなく都市圏を政策対象とすることが望ましい。近年では、連携中枢都市圏構想が2014年度に制度化され、中核性を備える中心都市（連携中枢都市）と近隣市町村を含めた都市圏における、①経済成長の牽引、②高次都市機能の集積・強化、③生活関連機能サービスの向上に期待が寄せられている¹⁾。

連携中枢都市圏構想では、中心都市に対する通勤通学割合が10%以上である市町村が中心都市の連携先として想定されている²⁾。しかしながら、通勤通学割合は住居と職場の関係性を示しているに過ぎず、産業政策を考える際に考慮すべきである企業のサプライチェーンと一致するとは限らない。つまり、通勤通学割合に基づいた都市圏である「通勤圏」は、行政サービスの受益と負担の適正化を図る上では有益かもしれないが、産業政策を考える上で必ずしも適切であるとは限らない³⁾。た

とえ、都市圏単位で産業政策が実施されたとしても、圏域の設定が誤っているなら十分な政策効果は期待できない。

地域経済が縮小している現在、産業政策の策定が自治体の喫緊の課題となっているが、産業政策をより効果的なものにするためには、企業活動における一体性を持った地域を都市圏と捉え、その都市圏に属している地域間で連携をとりながら政策を策定・実施しなければならない。しかし、経済成長の牽引を期待されている連携中枢都市圏構想においても「都市圏＝通勤圏」であり、都市圏域に関する学術研究においても、企業活動の一体性に基づいた圏域（以下、企業活動圏とする）に関して言及しているものは、筆者の知る限り存在しない⁴⁾。

そこで本稿では、神戸市の経済力の強化に焦点を当て、①神戸市と企業活動における一体性を持った「神戸企業活動圏」を明らかにするとともに、②企業活動圏の決定要因を検証することで、今後の神戸市がとるべき地域連携戦略について考察する。

2. 神戸企業活動圏の導出と時系列比較

2.1. 神戸企業活動圏の導出

神戸市に立地する企業の活動圏域は、どのような広がりをもっているのだろうか。企業活動圏を明らかにするためには、企業の行き来をあらわす指標を用いて地域同士の結合性を示す必要がある。本稿では結合性を示す指標として、国土交通省『全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）自動車起終点調査』から作成した「法人使用車移動量：法人が所有する自動車が業務目的で移動した際の移動量」を用いることにする⁵⁾。

もちろん、結合性を示す指標として法人使用車移動量が唯一のものではない。商品の販売や部品等の仕入れはより広域に及ぶことも考えられるし、情報通信機器を用いた商取引のエリアも異なるであろう。また、公共交通機関が発達している地域においては、法人使用車以外の移動手段も存在することから、企業の行き来をすべて反映しているとは言い難い。しかし、政策の一体性を確保すべき都市圏域を決定するという本稿の目的と、情報の入手可能性という現実問題から、法人使用車移動量が適当であると考えられる。法人使用車移動量を指標とすることで、販売・配達・打ち合わせ・会議などの業務目的のための移動を捉えることが可能になり、企業活動圏を導出できる。

通勤圏の場合、住居から職場への移動は一方方向の関係性であることから、居住地域から職場地域への通勤通学割合で圏域を定められる。しかしながら、法人使用車による移動によって定義づけられる企業活動圏の場合、企業から企業への移動は一方方向とは限らない。地域間を企業が行き来する際の目的は様々であるが、企業同士の関係を顧客（発注者）とサプライヤー（受注者）と捉えた場合、サプライヤーが打ち合わせや納品のために顧客側に移動をすると考えるのが自然であろう。つまり、神戸企業活動圏を導出する際には、図1に示されているように、①神戸市に立地する企業をサプライヤーと捉え、神戸市から顧客が位置する地域への移動に着目する「サプライヤーアプローチ」と、②神戸市に立地する企業を顧客と捉え、サプライヤーが位置する地域から神戸市への移動に着目する「顧客アプローチ」の2通りのアプローチ方法が考えられる。2つのアプローチ方法により、神戸企業活動圏はそれぞれ異なった地域によって構成されることが予想される。以上の方法に基づき、2005年と2010年の神戸企業活動圏を導出した結果が、図2に示されている⁶⁾。

2.2. 神戸企業活動圏の検証①：圏域の広がりの変化

2005年と2010年の神戸企業活動圏を比較し、圏域の広がりの変化を概観してみよう。神戸市（サプライヤー）から他地域（顧客）への

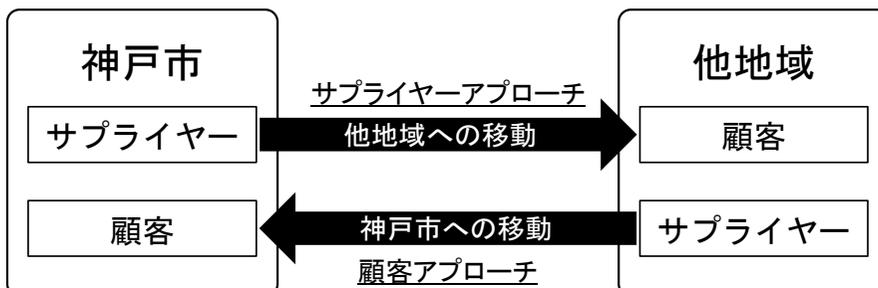


図1 サプライヤーアプローチと顧客アプローチ

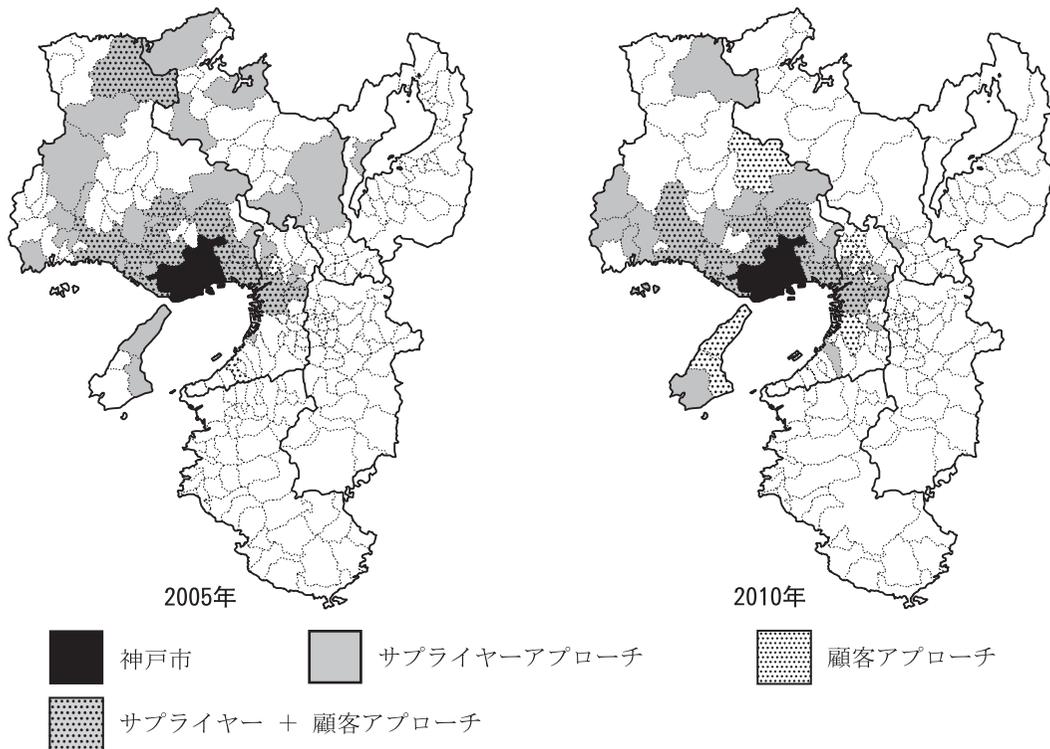


図2 神戸企業活動圏の変化

移動に着目をしたサプライヤーアプローチに基づいた場合、2005年の圏域には53地域、2010年の圏域には37地域が含まれる。2005年と2010年を比較すると、圏域に含まれる地域数が減少しているものの、神戸市から他地域への移動総量をみると、2005年の17,416台から2010年の18,140台へと増加している。神戸市の企業をサプライヤーとする顧客が狭い範囲に集約化されているものの、各々の地域との取引は活発化している様子が見える。

他地域（サプライヤー）から神戸市（顧客）への移動に着目をした顧客アプローチに基づいた場合、2005年の圏域には20地域、2010年の圏域には26地域が含まれる。2005年と2010年を比較すると、圏域に含まれる地域数が増加しており、神戸市への移動総量に関しても2005年の9,153台から2010年の11,127台へと増加している。神戸市の企業を顧客とするサプライヤーがより広範囲に広がっており、各々の地域との取引も活発化している様子が見える。

がえる。サプライヤーが立地する地域のなかでも、神戸市への移動割合が5%以上の地域を神戸市の企業を重要な顧客としている地域とした場合、2005年には11地域（4,660台）、2010年には12地域（5,412台）が該当することになり、神戸市の企業を重要な顧客としている地域が増加していることがわかる⁷⁾。

法人使用車移動量に基づいて神戸企業活動圏を導出し、圏域の広がりの変化について概観した結果、①神戸市の企業がサプライヤーとして商品を提供している地域が狭域化しているものの、移動総量は増加傾向にあること、②神戸市の企業を顧客としている地域が広域化しており、移動総量も増加傾向にあること、そして、③中でも神戸市の企業を重要な顧客と位置付けている地域が増加していることが明らかになった。このことから、2005年から2010年までの5年間で、神戸市と周辺地域との経済的な相互依存関係が高まっていると言えるだろう。神戸市の経済の盛衰はダイレク

トに周辺地域の経済に影響を及ぼすとともに、周辺地域の経済状況もまた神戸市の経済にとってより重要となっている。

2.3. 神戸企業活動圏の検証②：圏域内部の変化

新たに圏域に含まれる地域や圏域から外れる地域がある一方、継続的に圏域内に含まれる地域も存在する。これらの地域は神戸市と継続的に関係性を有してはいるが、その関係性の強弱が5年間で変化している可能性がある。そこで、2005年と2010年の両方で神戸企業活動圏に含まれている地域を取り上げ、移動量の変化をみてみよう。

神戸市からの移動量の増減、そして、神戸市への移動量の増減が図3に示されている⁸⁾。神戸市からの移動量、神戸市への移動量が共に増加している地域が第1象限に示されており、代表的な地域としては大阪府大阪市があげられる。一方、神戸市からの移動量、神戸

市への移動量が共に減少している地域が第3象限に示されており、代表的な地域としては兵庫県姫路市があげられる。

関係性が強くなっている地域（第1象限）には、大阪府大阪市、大阪府摂津市、大阪府東大阪市、兵庫県伊丹市、兵庫県三木市、兵庫県加東市、兵庫県加古郡播磨町、関係性が弱くなっている地域（第3象限）には、兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県芦屋市、兵庫県豊岡市、兵庫県西脇市、兵庫県小野市が該当することから、2005年から2010年までの5年間で、神戸市との経済的一体性が大阪府下の地域で比較的強くなり、兵庫県下の地域で弱くなっていることがわかる。

2.4. 神戸企業活動圏の検証③：企業取引ネットワークの変化

神戸企業活動圏は、神戸市に立地している企業と神戸市に立地している企業と取引関係のある企業によるネットワークで構築されて

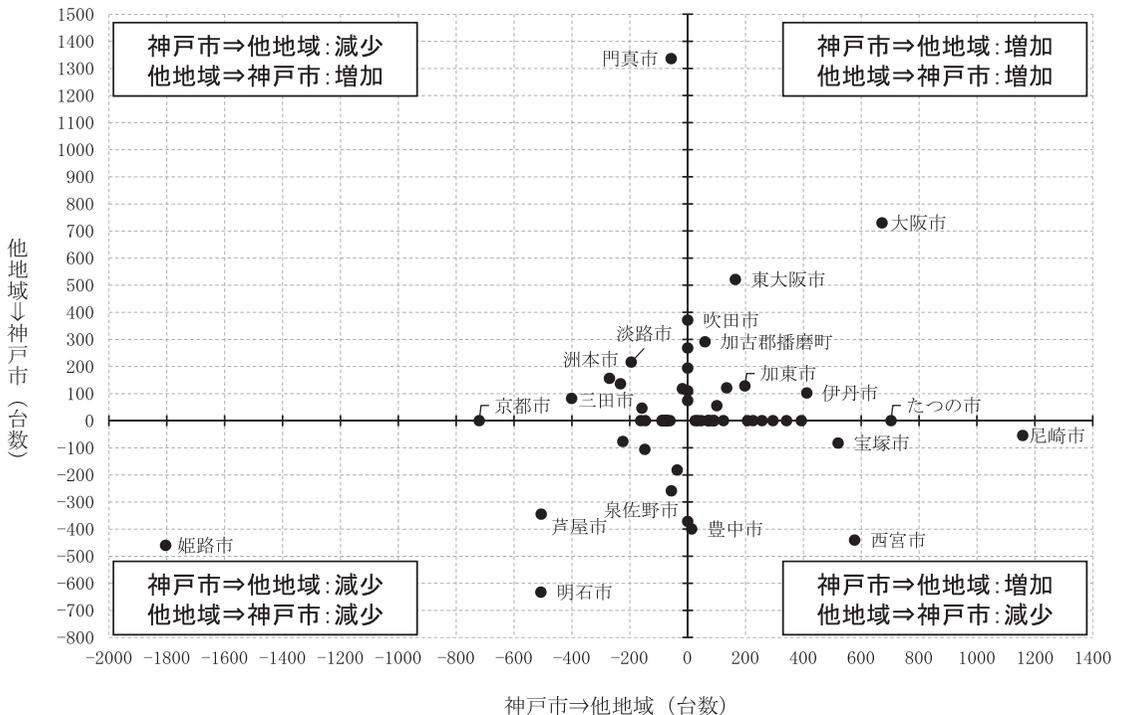


図3 法人使用車移動量の増減（2005年・2010年）

いる。企業は様々な企業と取引をしていることから、神戸市に立地している顧客企業に商品を提供しているサプライヤー企業も、他の企業にとっては顧客企業である可能性も考えられる。したがって、神戸市に立地している顧客企業と取引を行っているサプライヤー企業がA地域に立地し、A地域に立地しているサプライヤー企業を顧客とし商品を提供しているサプライヤー企業がB地域に立地している場合、神戸市とA地域によって構成される神戸企業活動圏の経済状況は、B地域にまで影響を及ぼすことになるだろう。そこで、神戸企業活動圏の盛衰が影響を及ぼすであろう地理的範囲を顧客アプローチに基づいて検証してみよう。

神戸市への移動割合が5%以上の地域を1次取引地域（神戸市と取引を行っている地域）、1次取引地域への移動割合が5%以上の地域を2次取引地域（神戸企業活動圏と取引を行っ

ている地域）としていき、移動割合が5%以上になる地域がなくなるまでネットワークの範囲を拡大していくと、企業取引のネットワークは図4に示されている通りになる⁹⁾。

神戸企業活動圏と取引関係にある地域、そして、それらの地域と取引関係にある地域は、2005年には32地域であったものが2010年には67地域へと増加しており、企業取引のネットワークが広域化していることがわかる。この結果から、神戸市の経済の盛衰が、神戸市と直接的な取引関係のある地域（1次取引地域）はもちろん、ネットワークに組み込まれている直接的な取引関係のない地域にも影響を及ぼす可能性がある。そして、ネットワークが拡大していることから、神戸市の経済の盛衰が、より多くの地域にとって重要になっていると言える。

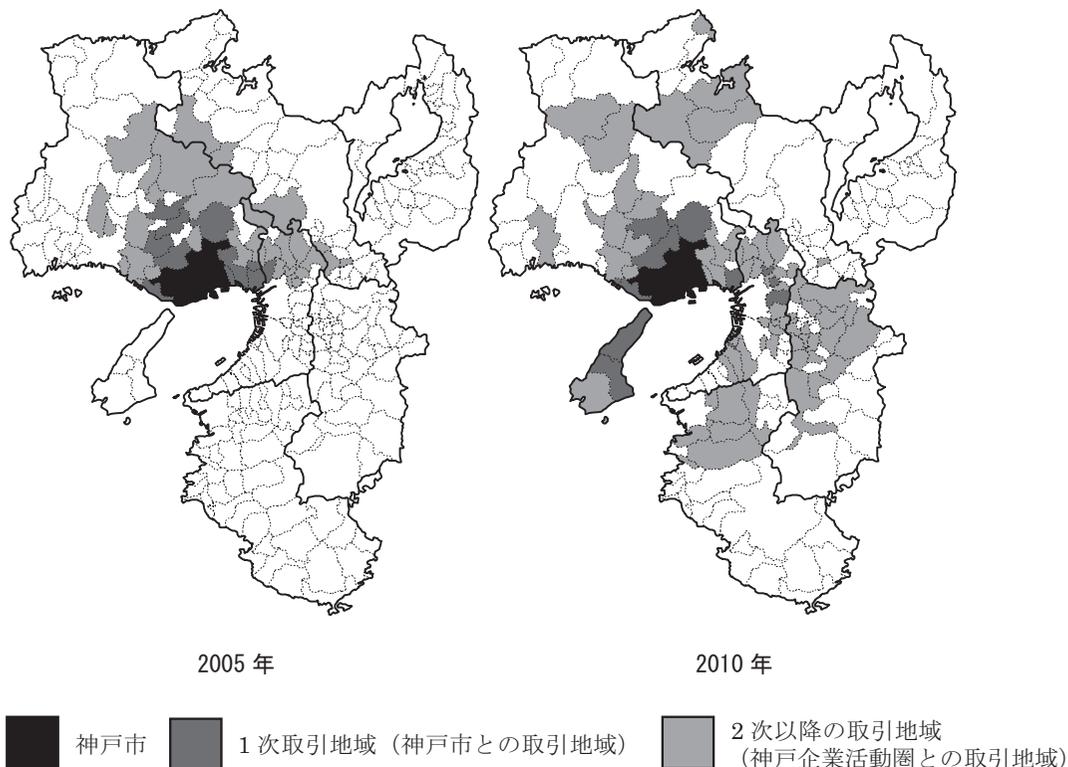


図4 企業取引ネットワークの変化

2.5. 政策的インプリケーション①：神戸市と周辺地域による連携の重要性

神戸企業活動圏を導出した結果、①神戸市の企業がサプライヤーとして商品を卸している地域が狭域化しているものの、移動総量は増加傾向にあること、②神戸市の企業を顧客としている地域が広域化しており、移動総量も増加傾向にあること、③神戸市の企業と関連した企業取引のネットワークが広域化していることが明らかになった。以上のことから、2005年から2010年までの5年間で、神戸市と周辺地域の経済的な相互依存関係が高まっていると言える。このことは、神戸市経済の盛衰が周辺地域の経済に影響を及ぼすだけではなく、周辺地域の経済状況も神戸市の経済を左右することを意味している。したがって、経済を成長させるための産業政策は、神戸市や周辺地域が独立して行うのではなく、圏域全体で策定・実施することが望ましいと言えるだろう。そして、圏域全体で政策を実施するためにも、神戸市と周辺地域による連携が重要である。

3. 神戸企業活動圏の決定要因分析

3.1. 決定要因分析の意義

前節において、神戸市と周辺地域との地域連携の重要性が示唆された。それでは、神戸市はどのようにして周辺地域との連携を深めていけば良いのだろうか。法人使用車移動量が多い地域ほど経済的一体性が強いと言えることから、法人使用車移動量が多い地域において、「なぜ移動量が多いのか（経済的一体性が強いのか）？」を明らかにすることができれば、連携を深めるための戦略が導き出すことができるだろう。そこで、①移動量の決定要因に関する仮説を立て、②計量経済学的手法を用いて仮説を検証することで、③移動量

の多い地域にはどのような特徴があるのかを明らかにし、④経済的一体性を強化するための戦略について考察する。

3.2. 仮説の設定

それでは、移動量はどのような要因によって決定されるのか仮説を立てていこう。仮説を立てる際、地域人口移動の実証分析を行う際に用いられる「グラビティ・モデル」が役に立つ。グラビティ・モデルは、物理学の引力の法則を応用し、社会的な相互作用の現象を説明するモデルである。本モデルでは社会的な相互作用の現象が、①地域の規模に比例し、②地域間のアクセスに反比例すると考えられている。法人使用車の地域間移動という社会的な相互作用の現象を検証する本稿においても、グラビティ・モデルに基づいて仮説を立て、検証していくことにする。

まず、グラビティ・モデルに基づき、次の2つの仮説を立てる。移動量を決定するであろう第1の仮説は、「地域の規模」である。法人使用車の移動という経済活動を取り上げる本稿においては「規模＝経済規模」となるが、顧客が位置する地域とサプライヤーが位置する地域の経済規模が企業の取引回数を規定し、地域間の移動量を決定づけている可能性がある。第2の仮説として、「地域間のアクセス」があげられる。高速道路網が整備されているかといった地域間のアクセスが、取引企業の選択を通じて、地域間の移動量を決定づけている可能性がある。

グラビティ・モデルに基づいて立てた上記2つの仮説以外にも、移動量の決定要因として次の仮説が立てられる。第3の仮説は、「産業構造の多様性」である。地域の産業構造が多様性に富んでいれば、様々な業種の企業が立地していることから、サプライヤーとして選択される可能性が高まり、地域間の移動量

を増加させる可能性がある。一方、顧客が位置する地域の産業構造が多様であると、地域内でニーズが満たされる可能性が高まり、地域間の移動量に対してマイナスの影響を及ぼすことも考えられる。どのような影響が及ぶかは定かではないが、産業構造の多様性は移動量の決定要因となっている可能性がある。第4の仮説として、「産業構造の類似性」があげられる。顧客が位置する地域とサプライヤーが位置する地域の産業構造が似ていると、顧客企業のニーズにあった対応ができ、地域間の移動量を増加させる可能性がある。第5の仮説として、「大規模事業所の存在」があげられる。大規模事業所が立地しているかどうか、取引先として選択される可能性を左右し、移動量を決定づけている可能性がある。それでは、これらの仮説が移動量の決定要因となっているのかどうか、計量経済学的手法を用いて明らかにしてみよう¹⁰⁾。

3.3. 仮説の検証結果

2005年と2010年のそれぞれについて、移動量の決定要因を分析した結果が表1に示されている¹¹⁾。2005年については、①地域の規模、②地域間のアクセス、③顧客側の地域における産業構造の多様性、④産業構造の類似性が移動量の決定要因であることが明らかになっ

た¹²⁾。2010年については、①地域の規模、②地域間のアクセスが移動量の決定要因であることが明らかになった¹³⁾。また、これらの決定要因により、2005年の移動量の約40%、2010年の移動量の約27%を説明できるという結果が得られた¹⁴⁾。

以上の結果から、2005年において神戸市と経済的な一体性が強い地域というのは、①経済規模（事業所数）が大きく、②神戸市とのアクセスが良く（交通費などの金銭的費用や時間的費用が低く）、③神戸市との産業構造が類似しているという条件を備えている地域であり、④神戸市の企業がサプライヤーである場合、顧客側の地域の産業構造が単一的であるほど一体性が強いと言える。そして、2010年については、①経済規模が大きく、②神戸市とのアクセスが良いという条件を備えている地域ほど、神戸市との一体性が強いと言える。これらの検証結果を踏まえ、経済的一体性を強化しつつ、圏域全体の経済力を強化するための戦略について考察する。

3.4. 政策的インプリケーション②：経済規模の拡大とアクセスの向上

まず始めに、圏域の経済的一体性を強化するための戦略について考察しよう。検証の結果、地域の経済規模が移動量の決定要因となっ

表1 移動量の決定要因

		2005	2010
仮説① 地域の規模	サプライヤー側	○	○
	顧客側	○	○
仮説② 地域間のアクセス		○	○
仮説③ 産業構造の多様性	サプライヤー側	×	×
	顧客側	○	×
仮説④ 産業構造の類似性		○	×
仮説⑤ 大規模事業所の存在		×	×

有意水準10%で検定をした結果、決定要因であることが明らかになったものは「○」、それ以外のものは「×」としている。

ている事から、経済的一体性を高めるためには、①神戸市の経済規模を大きくすることが重要である。神戸市の経済規模が大きくなりサプライヤーとしての供給能力が向上すれば、顧客が位置する地域への移動量が増加するだろう。ただし、これは顧客側の地域の経済規模が大きくなることを前提としている。つまり、神戸市の供給能力が向上しても顧客側の経済規模が拡大しなければ、神戸市は（現時点での）圏域の外に顧客を求めることになり、圏域の範囲が広域化するだけで、圏域内での一体性は高まらない。同じように、顧客としての神戸市の経済規模が大きくなったとしても、周辺地域のサプライヤーとしての供給能力が向上しなければ、神戸市は圏域外に供給源を求めるだけとなり、圏域内での一体性は高まらない。つまり、圏域内での一体性を高めるためには、神戸市の経済規模を大きくすると同時に、②周辺地域の経済規模を大きくすることが重要であると言える。そして、経済規模を拡大するとともに、地域間の企業の移動を円滑にするため、③インフラ整備によって時間的費用・金銭的費用を少なくするという戦略を実施することも重要である。

しかしながら、周辺地域の経済規模を拡大する、あるいは、周辺地域のインフラを整備することに関して、神戸市が政策的にコントロールすることは不可能である。周辺地域にとっても同様に、神戸市内のことに関してはコントロールできない。したがって、経済的一体性を強化するための戦略を地域同士で協力しながら行うためにも、地域間で連携することは重要であると言えるだろう。

3.5. 政策的インプリケーション③：地域固有の要因の検証

検証の結果、地域経済の規模や地域間のアクセスといった決定要因により、2005年の移

動量の約40%、2010年の移動量の約27%を説明できるという結果が得られた。しかし裏を返せば、2005年については約60%、2010年については約73%説明できていないことになる。これらの説明ができていない部分については、地域個別の要因によって影響を受けている可能性がある¹⁵⁾。

そこで、分析結果をもとに移動量の理論値を算出し、実績値との乖離を算出することで、地域固有の要因によって影響を受けているであろう移動量部分を抽出した。理論値は、2005年時点の経済規模、地域間アクセス、産業構造、2010年時点の経済規模、地域間アクセスといった条件に基づいて算出された移動量であり、これら以外の要因については考慮されていない。したがって、実績値と理論値の乖離は、各地域が持つ地域固有の要因によって影響を受けている移動量部分であると考えることができる。

表2には、2010年における実績値と理論値の乖離の符号条件が示されている。例えば、サプライヤーアプローチの神戸市から大阪市への移動をみると、実績値が理論値を上回っている。このことは、大阪市には「神戸－大阪間」の移動量を増加させるポジティブな地域固有の要因が存在していることを示唆している。一方、顧客アプローチの兵庫県西宮市から神戸市への移動をみると、実績値が理論値を下回っている。このことは、西宮市には「西宮－神戸間」の移動量を減少させるネガティブな地域固有の要因が存在していることを示唆している。

地域固有の要因については、本稿の分析手法で明らかにすることはできない。したがって、ヒアリング調査などを行うことで、各地域に存在する地域固有の要因が何なのかを見極める必要があるだろう。経済規模や産業構造といった要因は、政策的にコントロールす

表2 実績値と理論値の乖離（2010年）

	プラス 実績値>理論値	マイナス 実績値<理論値
サプライヤーアプローチ (神戸市⇒他地域)	京都府八幡市 大阪府大阪市 兵庫県姫路市 兵庫県尼崎市 兵庫県明石市 兵庫県西宮市 兵庫県芦屋市 兵庫県伊丹市 兵庫県相生市 兵庫県加古川市 兵庫県西脇市 兵庫県宝塚市 兵庫県三木市 兵庫県高砂市 兵庫県加西市 兵庫県南あわじ市 兵庫県加東市 兵庫県たつの市 兵庫県加古郡稲美町 兵庫県加古郡播磨町	大阪府岸和田市 大阪府豊中市 大阪府寝屋川市 大阪府大東市 大阪府羽曳野市 大阪府摂津市 大阪府東大阪市 大阪府四条畷市 兵庫県豊岡市 兵庫県川西市 兵庫県三田市 兵庫県篠山市 兵庫県赤穂郡上郡町 兵庫県佐用郡佐用町
顧客アプローチ (他地域⇒神戸市)	大阪府大阪市 大阪府吹田市 大阪府門真市 大阪府東大阪市 大阪府泉北郡忠岡町 兵庫県尼崎市 兵庫県明石市 兵庫県洲本市 兵庫県三田市 兵庫県淡路市 兵庫県加古郡播磨町	大阪府堺市 大阪府豊中市 大阪府守口市 大阪府茨木市 大阪府箕面市 大阪府摂津市 兵庫県姫路市 兵庫県西宮市 兵庫県伊丹市 兵庫県加古川市 兵庫県三木市 兵庫県丹波市 兵庫県加東市

ることが困難である。しかし、地域固有の要因については、その要因を見極めることができれば、地域間で連携をとりながらコントロールすることができるものが含まれている可能性がある。移動量に対してネガティブな影響を及ぼす地域固有の要因を取り除くことができれば、経済的一体性はより強固なものになるだろう。

3.6. 政策的インプリケーション④：圏域全体での分業体制の構築

続いて、圏域全体の経済力を強化するための戦略について考察しよう。産業構造の多様

性について検証した結果、2005年は、産業構造が多様化しており自地域内で顧客のニーズを満たすことが可能な地域と、産業構造が単一的で自地域内でニーズを満たすことができない地域があった場合、前者の移動量が少なく、後者の移動量が多くなるという結果が得られた。しかし、2010年の分析では、産業構造の多様性が移動量に影響を及ぼさなかった。その原因を明らかにするため、産業構造の多様性を表す指標として用いたハーシュマン・ハーフィンダール指数をみてみよう。

2005年の最大値は兵庫県淡路市の0.395、最小値は大阪府泉大津市の0.156であるのに対し、

2010年の最大値は兵庫県佐用郡佐用町の0.222, 最小値は大阪府大東市の0.131となっている。値が0に近いほど産業構造が多様であることを意味することから、2005年と比較すると2010年にはどの地域も産業構造が多様化していることがわかる。このことから、2010年において産業構造の多様性が移動量に影響を及ぼさなくなった原因は、全ての地域において産業構造が多様化しており、どの地域も自地域内で顧客のニーズを満たすことが可能になった点にあると考えられ、その結果、産業構造の多様性の違いに起因する移動量の差というものがなくなったと結論づけることができる。

産業構造の類似性について検証した結果、2005年は顧客が位置する地域とサプライヤーの位置する地域の産業構造が似ているケースと、産業構造が似ていないケースがあった場合、前者の移動量が多く、後者の移動量が少なくなるという結果が得られた。しかし、2010年の分析では、産業構造の類似性が移動量に影響を及ぼさなかった。その原因を明らかにするため、産業構造の類似性を表す指標として用いたユークリッド距離をみてみよう。

2005年の最大値は兵庫県淡路市の0.741, 最小値は兵庫県明石市の0.036であるのに対し、2010年の最大値は兵庫県加西市の0.247, 最小値は兵庫県明石市の0.049となっていた。ユークリッド距離は神戸市の産業構造を基準として類似度を計測しており、値が0に近いほど神戸市の産業構造と類似していると解釈できる。つまり、2005年と比較すると2010年の値が0に近づいているということは、全体的に神戸市と産業構造が類似してきていると言えるだろう。つまり、2010年において産業構造の類似性が移動量に影響を及ぼさなくなった原因は、全ての地域において産業構造が同質化しており、どの地域も顧客のニーズにあっ

た対応が可能になった点にあると考えられ、その結果、産業構造の類似性の違いに起因する移動量の差というものがなくなったと結論づけることができる。

以上のことから、2010年において、神戸企業活動圏に含まれる全ての地域の産業構造が多様化し、同じような産業構造を有していることが明らかになった。どの地域も多様な産業構造を持ち、各地域の産業構造が同質化してしまうと、顧客はどの地域の企業と取引をしても構わないという状況になる可能性がある。そうすると、圏域内の顧客の需要量が増加しない限りは、圏域内で需要を奪い合うだけのゼロサム・ゲームとなってしまいう危険性がある。

ゼロサム・ゲームを回避し、プラスサム・ゲームへと転換させることで圏域全体を発展させるためには、圏域全体の経済規模を拡大することによって取引自体を増加させることが重要である。同時に、図5に示されているように、①全地域が多様かつ同質的な産業構造を目指すのではなく、個々の地域ごとに産業をすみ分けることができれば、②各々の産業規模を拡大することによって「規模の経済性」が発揮されることでコストダウンが実現し、③顧客企業が位置する地域にとってメリットが生じるとともに、④サプライヤーとしても供給能力が向上することで、圏域外にも市場を拡大することが可能になるという好循環を生み出せる可能性がある。そうすれば、圏域内でパイを奪い合うことなく、圏域全体として発展できるだろう。地域ごとに分業をし、圏域全体でフルセット型の産業構造を目指すというビジョンを共有するためにも、圏域内の地域が連携をし戦略的に圏域全体の産業構造を考えることが重要だろう。

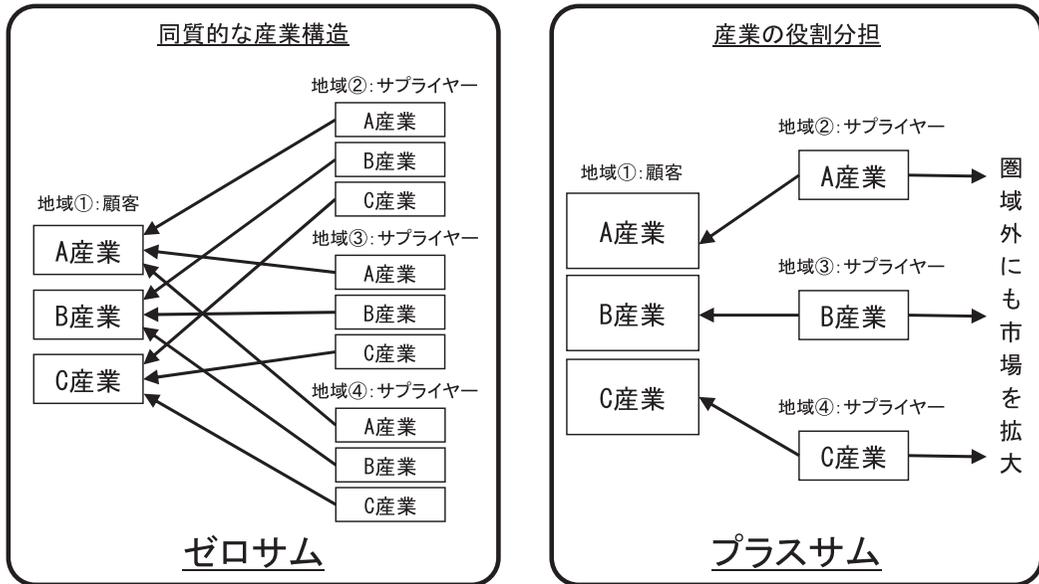


図5 分業体制の構築

4. おわりにー経済力強化のための地域連携戦略ー

産業政策をより効果的なものにするためには、企業活動における一体性を持った地域を都市圏と捉え、その都市圏に属している地域間で連携をとりながら政策を策定・実施しなければならない。しかしながら、わが国では基本的に「都市圏＝通勤圏」という認識であり、たとえ都市圏単位で産業政策が実施されたとしても、圏域の設定が誤っているがゆえに十分な政策効果が得られない可能性がある。そこで本稿では、神戸市の経済力の強化に焦点を当て、①神戸市と企業活動における一体性を持った「神戸企業活動圏」を明らかにし、②企業活動圏の決定要因を検証することで、今後の神戸市がとるべき地域連携戦略について考察した。

まず始めに、法人使用車移動量に基づき神戸企業活動圏を導出した結果、神戸市と周辺地域の経済的な相互依存関係が高まっていることが明らかになった。このことは、神戸市経済の盛衰が周辺地域の経済に影響を及ぼす

だけでなく、周辺地域の経済状況も神戸市の経済を左右することを意味している。したがって、①経済を成長させるための産業政策は圏域全体で策定・実施することが望ましく、②圏域全体で政策を実施するためにも神戸市と周辺地域による連携が重要であると言える。

続いて、法人使用車移動量の決定要因分析を行った結果、地域の規模、地域間のアクセスといった要因が、移動量を決定していることが明らかになった。したがって、圏域の経済的一体性を高めるためには、①神戸市の経済規模を大きくすると同時に、②周辺地域の経済規模を大きくすることが重要であり、③地域間の企業の移動を円滑にするためにも、インフラ整備が重要である。そして、④経済的一体性を強化するための戦略を地域同士で協力しあいながら行うためにも、地域間で連携することが重要であると言える。

本稿で明らかになった決定要因だけでは、2005年の移動量の約60%、2010年の移動量の約73%を説明できていないという結果が得られた。このことは、地域個別の要因によって移動量が影響を受けている可能性を示唆して

いる。したがって、圏域の経済的一体性を高めるためには、①移動量に対してネガティブな影響を及ぼしている地域個別の要因を明らかにし、②地域間で連携をとりながら政策的にコントロールすることが重要であると言える。

最後に、2010年において決定要因として認められなかった、産業構造の多様性・類似性についてその原因を検証した結果、神戸企業活動圏に含まれる全ての地域の産業構造が多様化し、かつ同質化していることが原因としてあげられることが明らかになった。このままでは、圏域内で需要を奪い合うだけのゼロサム・ゲームになる可能性があることから、圏域全体の経済力を強化するためには、①経済規模を拡大することによって取引自体を増加させると同時に、②圏域内でパイを奪い合うことがないよう、個々の地域ごとに産業をすみ分けること、そして、③地域ごとに分業をし、圏域全体でフルセット型の産業構造を目指すというビジョンを共有するためにも、圏域内の地域が連携をし戦略的に圏域全体の産業構造を考えることが重要であると言える。

地域経済が縮小している現在、経済力を強化するためには、企業活動における一体性を持った圏域を明らかにするとともに、経済的一体性を強化しつつ、圏域全体の経済力を強化するための戦略を、圏域に属している地域間で連携をとりながら策定・実施することが必要不可欠である。

注

- 1) 2016年1月時点では、12市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、4つの圏域が形成されるなど、本構想を活用した地域連携が進んでいる。
- 2) 例えば、2016年10月31日に連携中枢都市宣言を行った鹿児島県鹿児島市は、連携が想定される市として、通勤通学割合が10%以上である鹿児島県日置市、いちき串木野市、始良市、垂水市の4市をあげている。
- 3) 民間経済活動には様々な側面があることから、都市

圏を一義的に決定できないことは、City-Regionsに関する報告書である Office of the Deputy Prime Minister (2006) においても指摘されている。

- 4) 山田・徳岡 (1983), 森川 (1990), kawashima et al. (1993), 総務庁統計局 (1999), 金本・徳岡 (2002) では、中心都市への通勤比率や通学比率を用いて圏域を設定している。
- 5) 『全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 自動車起終点調査』から、①所有形態が「自家用 (法人使用)」であり、②運行目的が「荷物/貨物の運搬を伴わない業務」または「荷物/貨物の運搬を伴う業務」であるデータを抽出し、各市町村を本拠地とする全トリップの拡大係数を用いることで、「法人使用車移動量」のデータを作成する。詳細については林 (2015) 参照。なお、『全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通センサス) 自動車起終点調査』はアンケート調査であることから、すべての移動を網羅しているわけではないことに注意が必要である。データの収集に関しては国土交通省の協力を得ている。
- 6) 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県の2府4県のみを示している。
- 7) A地域を出発した法人使用車の移動総量が100台、そのうち神戸市への移動が10台であった場合、神戸市への移動割合は10%となることから、A地域にとって神戸市は重要な地域であると言える。
- 8) 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県の2府4県のみを示している。
- 9) 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県の2府4県のみを示している。
- 10) 仮説を検証するため、①地域の経済規模を表す指標として「事業所数」、②地域間のアクセスを表す指標として「一般化交通費用」、③産業構造の多様性を表す指標として「ハーシュマン・ハーフィンダール指数」、④産業構造の類似性を表す指標として「ユークリッド距離」、⑤大規模事業所の存在を表す指標として「大規模事業所比率」を用いた。各指標のデータ作成方法は次の通りである。事業所数については、総務省統計局『事業所・企業統計調査』から1996年・2001年・2006年、総務省統計局『経済センサス』から2009年の事業所数データを用い、線形補完することで2005年と2010年のデータを作成した。なお、『事業所・企業統計調査』と『経済センサス』では調査方法が異なることから、厳密に比較することはできないが、データの入手可能性などを考慮し、本方法を採用せざるを得なかった。一般化交通費用については、①NAVITIMEを用いて神戸市役所と各市役所・町役場間の移動時間・交通費を検索し、②兵庫県の最低賃金819円 (2016年10月1日から適用) を用い、移動に要した時間を金銭換算し、交通費と足し合わせることで算出した。ハー

シュマン・ハーフィンダール指数については、『事業所・企業統計調査』、『経済センサス』から、産業中分類別事業所数を用い算出した。ハーシュマン・ハーフィンダール指数の値が0に近づくほど、産業構造が多様であることを意味している。ユークリッド距離については、①『事業所・企業統計調査』、『経済センサス』から、産業中分類別事業所数データを入手し、②神戸市における各産業の事業所比率（A産業事業所数／全産業事業所数）を算出、③その他の地域における各産業の事業所比率を算出、④神戸市における各産業の事業所比率を基準に、その他の地域における各産業の事業所比率との距離を計測し作成した。ユークリッド距離の値が0から遠ざかるほど、相違度が高くなることを意味している。大規模事業所比率については、①『事業所・企業統計調査』、『経済センサス』から従業者規模別事業所数のデータを入手し、②従業員30人以上の事業所数が総事業所数に占める割合を算出した。

- 11) 2005年の分析のサンプル数は64、2010年の分析のサンプル数は58である。
- 12) 各決定要因の係数ならびに t 値は以下の通りである。サプライヤーが位置する地域の規模（係数：0.306, t 値：2.32）、顧客が位置する地域の規模（係数：0.304, t 値：2.94）、地域間のアクセス（係数：-1.060, t 値：-3.37）、顧客が位置する地域における産業構造の多様性（係数：17.237, t 値：2.85）、産業構造の類似性（係数：-4.909, t 値：-2.79）。
- 13) 各決定要因の係数ならびに t 値は以下の通りである。サプライヤーが位置する地域の規模（係数：0.328, t 値：2.65）、顧客が位置する地域の規模（係数：0.244, t 値：2.30）、地域間のアクセス（係数：-0.920, t 値：-2.82）。
- 14) モデルの説明力を表す自由度修正済み決定係数が、2005年の分析では0.396、2010年の分析では0.273であった。
- 15) もちろん、本稿で考慮できていない全地域共通の要因が影響を及ぼしている可能性もある。

参考文献

- 金本良嗣・徳岡一幸（2002）「日本の都市圏設定基準」、『応用地域学研究』No.7, 1-15頁。
- 総務庁統計局（1999）『大都市圏の人口（平成7年国勢調査編集・解説シリーズ No.8）』, 日本統計協会。
- 林亮輔（2015）「地域政策と空間構造－企業活動に基づいた都市圏域の設定－」、『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』第3巻第1号, 1-18頁。
- 森川洋（1990）「広域市町村圏と地域的都市システムの関係」、『地理学評論』第63巻A-6, 356-377頁。
- 山田浩之・徳岡一幸（1983）「わが国における標準大都市雇用圏：定義と適用－戦後の日本における大都市

圏の分析（2）－」、『経済論叢』第132巻第3・4号, 145-173頁。

- Kawashima, T., et al. (1993) "Metropolitan analysis: Boundary delineations and future population changes of functional urban regions", *Gakushuin Economic Papers*, Vol. 29, No.3,4.
- Office of the Deputy Prime Minister (2006) *A Framework for City-Regions Working Paper 1 Mapping City-Regions*, Urban Research Summary.

参考資料

- 国土交通省『全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）自動車起終点調査』。
- 総務省統計局『経済センサス』。
- 総務省統計局『事業所・企業統計調査』。
- NAVITIME (<https://www.navitime.co.jp/>)。

姫路市における広域連携の取組み

— 播磨圏域連携中枢都市圏構想の推進 —

姫路市市長公室地方創生推進室長

福田 宏二郎

1 はじめに

姫路市は古くから交通の要衝として栄え、播磨の中心として発展してきました。

現在の姫路市は、明治22年（1889年）4月に江戸時代の城下町とその外縁部（面積約3km²）を市域とする人口約25,000人の都市として、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまります。

工業化の面では、明治後期から昭和にかけて紡績業等の軽工業が発展するとともに、大正から昭和にかけて臨海部に製鉄業等の重工業が進出し、人口の集積に伴い市街地が拡大していきました。

また、太平洋戦争後の復興を早期に果たすべく市のシンボルロードである大手前通りの整備や市街地の改造に取り組み、高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきました。

現在、産業面では、製造業、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備え、臨海部には鉄鋼、化学などの大企業やそれらを支える技術力のある中小企業が集積し、全国有数の工業地帯を形成しています。

このように発展を続けてきた姫路市においても、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来は、様々な面で大きな影響を及ぼすと考えられます。

このため、姫路市は、播磨圏域をけん引し「若者の雇用の場」と「都市の魅力」を創出することにより、日本の人口減少の抑制に貢献できると考え、近隣の市町と連携し様々な広域連携の取組みを進めてきました。

2 広域連携の取組み

姫路市はこれまでも西播磨市町長会（昭和58年度設立）、播磨地方拠点都市推進協議会（平成4年度設立）、播磨広域連携協議会（平成24年度設立）等による活動など広域的な視点から地域活性化に積極的に取り組んできました。

さらに長年に渡る広域行政の取組みによって構築された圏域の市町間の一体感と信頼関係を大切にしながら、平成27年度より、「播磨圏域連携中枢都市圏」における圏域の連携中枢都市となりました。総務省が掲げる連携中枢都市圏構想は、一定の規模と中核性を備える圏域の中心都市である連携中枢都市が、圏

表図1 広域連携の例

○西播磨市町長会

目的	姫路市をはじめとする西播磨5市6町の首長が集まり、西播磨地域の重要課題について調査・研究及び協議をすることにより、同地域の地方行政の円滑且つ効率的な展開と総合的な発展に資することを目的とする。
事業内容	西播磨の広域的・創造的発展のため、広域的行政運営に関する地域連携及び連絡調整、国、県及び関係機関に対する要望など、地域共通の課題解決に積極的に取り組んでいる。
設立	昭和58年7月11日
構成市町	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

○播磨地方拠点都市推進協議会

目的	拠点都市地域の市町が、産業構造の高度化と快適な生活環境の整備を総合的に進め、「職・住・遊・学」機能の備わった活力と魅力ある都市圏を形成することにより、地域の自立的成長と均衡ある発展を図る。
事業内容	播磨地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の推進
設立	平成5年1月22日
構成市町	姫路市、加古川市、高砂市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町

○播磨広域連携協議会

目的	播磨地域の市町が、対等協力の立場で連携・団結し、広域的課題の取組みを推進することを通じて、「播磨」の存在感を全国に発信するとともに、播磨地域の総合力を高めることを目的とする。
事業内容	広域連携施策の調査・研究及び推進に係る調整、国及び県並びに関係機関に対する提案等
設立	平成24年5月29日
構成市町	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

○播磨圏域連携中枢都市圏

概要	人口減少社会に直面する中で、播磨圏域の市・町が対等協力の立場で団結し、①播磨圏域の経済の活性化、②圏域の魅力の向上、③住民に安心・快適な圏域づくりに取り組んでいる。
連携中枢都市の要件	原則、3大都市圏に属さない政令指定都市、中核市で昼夜間人口比率おおむね1以上の都市（兵庫県では姫路市のみが該当）
連携中枢都市圏の役割	①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上
連携協定締結日	平成27年4月5日（赤穂市以外）、平成27年12月21日（赤穂市）
構成市町	姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

域内の市町村と連携した取組みを進めることで、圏域全体の人口と活力を維持していかうとするものです。圏域の中心都市である連携中枢都市とは、人口20万人以上、昼夜間人口比率が概ね1以上などの要件を満たす指定都市または中核市とされており、ここが連携中枢都市宣言を行い、圏域全体の将来像を描いて、圏域の経済を牽引し住民の暮らしを支え

る役割を担う意思があることを表明します。そのうえで、連携中枢都市と連携市町がそれぞれに議会の議決を経て協約を結び、連携する分野や役割分担のあり方を明確化し、連携協約にもとづく具体的事業の期間や予算などについて協議を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定します。

平成25年3月に姫路市は、全国8市が参加

する「中枢拠点都市研究会」を発足させ、同年5月には総務省に対し提言を行いました。

この結果、平成25年6月、国の第30次地方制度調査会の答申に「地方中枢拠点都市」の創設が盛り込まれました（「地方中枢拠点都市圏構想」は、平成26年12月、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に伴い、「連携中枢都市圏構想」に引き継がれました）。平成26年5月には、地方自治法が改正され、普通地方公共団体は、EUの国家間の条約のように、他の普通地方公共団体と連携して、事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとなりました。

また、平成26年4月には、平成27年度からの制度の本格実施に向け、総務省において先行的モデル都市が公募されました。

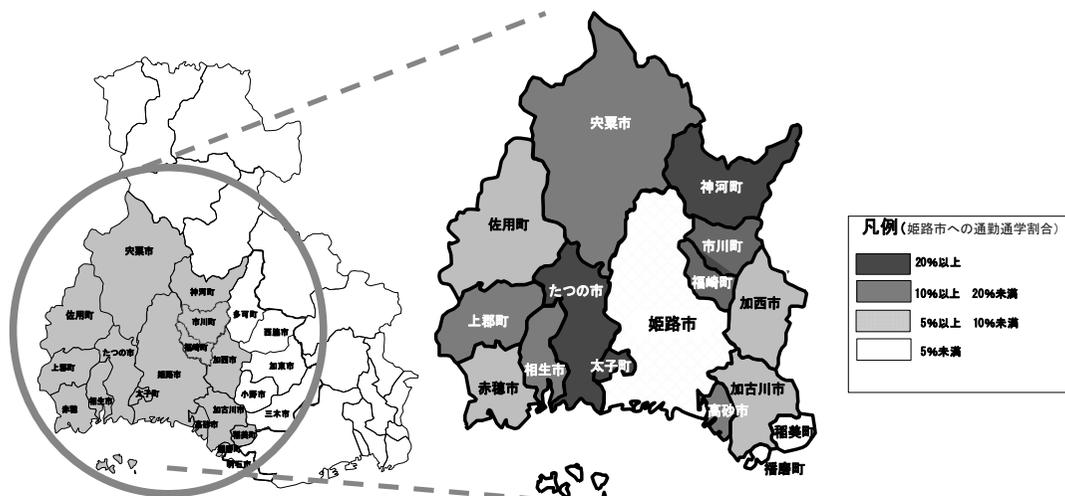
姫路市は、これまで「播磨広域連携協議会」（平成24年5月設立、播磨全域の13市9町が参加）などを通じて観光などの広域事業に取り組んできました。このような広域連携の実績を踏まえてモデル事業への参加を呼びかけたところ、姫路市を含む播磨圏域8市8町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、

市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）でモデル事業に取り組むこととなり、審査の結果、平成26年6月には、姫路市を含む全国9都市（圏域）がモデル都市に選定されました。

そして平成27年4月には、赤穂市を除く6市8町（相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、

表図2 播磨圏域連携中枢都市圏の形成に係る経緯

期 日	実 施 内 容
平成26年 4月	・播磨圏域経済成長戦略会議キックオフ会議開催
5月	・総務省「新たな広域連携モデル構築事業」応募
6月	・総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市選定
7月	・播磨圏域経済成長戦略会議第1回総会開催
10月	・播磨圏域経済成長戦略会議第2回総会開催
12月	・播磨圏域経済成長戦略策定 ・地方中枢拠点都市モデル事業参加市長による首長会議 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略閣議決定
平成27年 2月	・連携中枢都市宣言 ・各市町の議会に連携協約締結に係る議案を提出
3月	・各市町において「連携協約」を議決
4月	・播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約合同調印式 ・播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン策定



表図3 播磨圏域8市8町

福崎町，神河町，太子町，上郡町，佐用町）との間で連携協約を結び，12月に赤穂市とも連携協約を締結しました。

具体的な取組みとしては，地方において中枢機能を担う都市と近隣の市町とが連携中枢都市圏を形成し，各市町が従来進めてきた特色あるまちづくりを発展させながら，「圏域全体の経済成長のけん引」，「高次の都市機能の集積・強化」，「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割を果たすための取組みを進め，圏域全体の雇用の創出，定住促進並びに地域の活力向上などを図っていくこととしています。

3 播磨圏域の現状と課題

播磨圏域8市8町の産業については，製造業を中心に厚い産業の集積があり，ひとつの県に相当するほどの経済規模を有しています。特に，第2次産業（ものづくり・製造業）の製造品出荷額等は，平成26年度で6兆1,554億円であり，総生産に占める割合は37.5%と全国平均の24.3%より約13%高くなっています。また，圏域内の播磨科学公園都市には世界最高水準の大型放射光施設「SPring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」などの最先端科学技術施設を有しています。

播磨圏域（8市8町）の面積は2,800.03km²，人口は130.7万人であり，都道府県別の順位にすると，それぞれ42位，32位に相当します。

人口面については，播磨圏域の連携中枢都市である姫路市は，かつては自然増加数が大きく，社会減少数を上回っていたことで，全体の人口を増加させていましたが，徐々に自然増加数が縮小して社会減少数をカバーできなくなり，近年は自然減少に転じて社会減少とあわせて全体としての人口減少幅が大きくなっています。今後もこの傾向が続くと考え

られ，人口は2010年の53万6千人から2040年には45万1千人となり16%の減少，65歳以上の高齢化率は，21.7%から32.7%へ11%上昇すると予測されています。

また，播磨圏域全体も人口減少局面に入っており，圏域の8市8町中，3市6町が，2040年に若年女性が大きく減少する消滅可能性の高い都市とされています。

播磨圏域全体として，各地域の特徴を活かしながら産業を発展させて雇用を創出し，人口の維持につなげていく取組みを進める必要があります。

4 具体的な取組み

播磨圏域連携中枢都市圏における取組内容について，「圏域全体の経済成長のけん引」，「高次の都市機能の集積・強化」，「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割ごとに説明します。

（1）「圏域全体の経済成長のけん引」について

連携中枢都市である姫路市が「圏域全体の経済成長のけん引」の中心的な役割を担い，播磨圏域に若者の雇用の場を増やします。このため，平成26年に各市町，産業界，大学及び金融機関等が一体となった「播磨圏域経済成長戦略会議」での検討を経て，播磨圏域の経済成長のための戦略と推進方策を示す「播磨圏域経済成長戦略」を策定しました。

「播磨圏域経済成長戦略」においては，3つの戦略の方向性「ものづくり力の強化」，「地域ブランドの育成」並びに「交流人口の増加」を掲げています。

現在，主な連携事業として，「ものづくり力の強化」については，公立大学法人兵庫県立大学と協力し，播磨圏域の企業を対象に，放

射光施設において、ものづくりのための放射光分析実習を開催する「放射光施設活用促進事業」、姫路・播磨でこれから輸出入を始める企業、海外での販路拡大を考えている企業などを対象に、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)の専門のアドバイザーが個別に相談に応じる海外展開相談窓口を開設する「海外展開支援事業」、圏域の市町の地域経済・工場適地や広域企業誘致環境のポテンシャル調査及び広域企業誘致パンフレット等情報発信ツールの検討などを行う「企業誘致の推進」などの取組みを進めています。特に平成28年度には、姫路市単独で実施した企業誘致活動で面積条件を満たす工場適地が無かった案件について、連携している宍粟市の土地情報や優遇制度を紹介した結果、立地が決定した事例がありました。

「地域ブランドの育成」については、ブランド評価の高い「五つ星ひょうご」、「兵庫県認証食品」の中から、播磨圏域の農産物、海産物、畜産物、酒類、発酵食品及び工芸品などのジャンルについて、初めての統一ブランドとして「豊穡の国・はりま」を創設しました。これをPRするため姫路市内で、『「豊穡の国・はりま」大物産展』を開催し、2日間で5万人を超える来場者を集めたほか、ブランドを紹介するパンフレットを作成・配布しています。

さらに、首都圏を中心とした情報発信拠点として、東京浅草の商業施設内にアンテナブースを初出展し播磨圏域の特産品の展示・販売、PRイベントなどを行ったほか、海外販路拡大のために、シンガポールで開催されたASEAN最大級の食の見本市である「Food Japan 2016」や関西国際空港で開催された近畿経済産業局主催の「関西産業観光博覧会」への出展など、様々な機会を捉えて、情報発信に努めています。

経済界との連携も進んでいます。平成28年9月7日から9日の間に東京国際展示場で開催された、「東京インターナショナル・ギフト・ショー」に、播磨圏域連携中枢都市圏の7つの商工会議所が初めて共同出展し、地酒、菓子、工芸品など51業者75品をPRいただきました。3日間で102件の商談が行われたとのことです。

加えて、圏域全体の農水産業の活性化や次世代の人材育成を図るため、圏域内にある調理製菓専門学校を中心として、県立農業高等学校、農水産物生産者、行政等が連携し、地元産の農水産物を活用したメニューの開発などを行っています。

「交流人口の増加」については、広域観光の推進が特に連携市町の期待が高いと考えています。姫路市に來られた観光客にどうやって長い時間滞在して、食事、ショッピング、宿泊等していただくかが課題ですが、姫路城というメインとなる観光資源に加えて、播磨圏域全体の優れた地域資源を観光ルート化し、国内外に戦略的に打ち出していくことは大きなメリットがあると考えています。

このため、様々な観光資源を積極的に活用するため広域観光ルートの設定及びプロモーションを展開しています。

具体的には、圏域8市8町の広域観光パンフレットを日本語、英語、マレー語、タイ語、インドネシア語で作成し、国内の高速道路サービスエリアや関西国際空港への掲出、JTB在外支店でのプロモーション活動などを行っています。

さらに、国内向けフェアに加え、日本政府観光局(JNTO)が主催する、海外向けの各種フェアに参加しています。平成28年度は東京スカイツリー内の全国観光PRコーナーや国立劇場で上演された「仮名手本忠臣蔵」でのPRに加え、東京ビッグサイトで開催され

た世界最大級の旅行博覧会「ツーリズム EXPO2016」などに参加しました。

また、今後は「はりまクラスター型サイクルスタイル」として、播磨圏域の公共交通機関から観光地までを自転車でつなぐ、自転車を使った二次交通による広域観光に取り組みます。平成28年度は、広域観光ルートの紹介や更衣室、ロッカー、サイクル用品を配置したサイクルステーションが姫路駅前に開設されたほか、レンタルクロスバイクを姫路市及び宍粟市に10台、自転車のメンテナンスができるサイクルエイドステーションを姫路市、宍粟市、神河町に10箇所設置しており、今後3カ年計画で圏域全体に広げていく計画です。

(2)「高次の都市機能の集積・強化」について

連携中枢都市の姫路市には、若者が定住しなくなる都市としての魅力の創出が求められています。すでに、姫路駅東側に日本最大級のシネマコンプレックスがオープンしていますが、今後も姫路駅前に、都市型ホテルや医療系専門学校、高等教育・研究施設、コンベンション・展示施設などの都市機能を持った施設の整備を推進します。併せて、広域的公共交通網の構築、救急医療体制の充実など高度な医療サービスの提供、高等教育・研究開発環境の整備などに取り組んでいきます。



表図4 はりまクラスター型サイクルスタイルのイメージ

(3)「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」について

播磨圏域の各市町の住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めるため、教育・文化・スポーツ、地域医療、災害対策、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の各分野で連携を推進します。

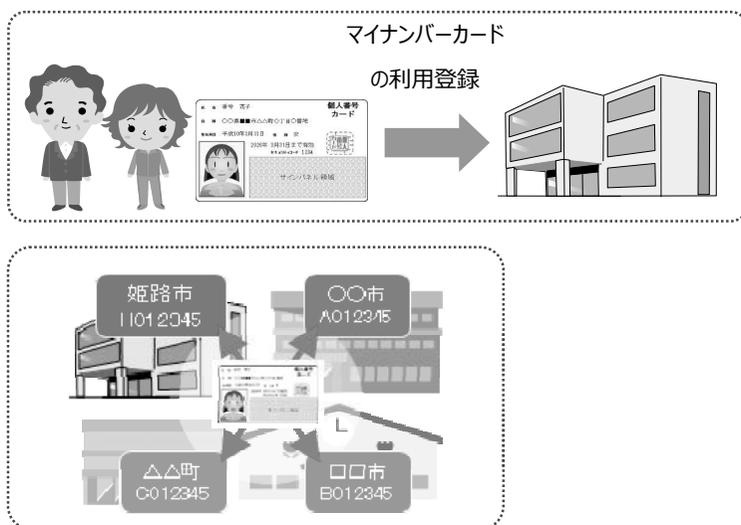
主な連携事業としては、播磨圏域居住の小中学生等（約7.5万人）を対象に、社会教育施設等の利用条件の統一化など相互利用を拡充し、圏域内住民の社会教育活動を支援する「博物館等相互利用促進事業」、連携市町が設置する図書館37館・約407万冊の貸し借りが可能となる「図書館相互利用促進事業」があります。この事業では、姫路市に連携市町から図書館登録者が集中するのではなく、姫路市から連携市町や連携市町間での登録者が多くなっています。これは、住民が利便性を確保するため、自治体の枠を超えて生活圏域内でうけるサービスを選択できるようになった良い例ではないかと考えています。

また、図書館相互利用については、圏域内でマイナンバーカードに標準搭載されている公的個人認証（JPKI）の利用者証明用電子証

明書を利用し、姫路市内の図書館において同カードによる本の貸出を開始しています。これは全国で初めての取組みとなります。さらに、圏域の福崎町、神河町も同様にマイナンバーカードによる貸出サービスを既に開始しています。複数自治体によるマイナンバーカードの利活用も全国で初の取組みとなります。

また、市町間の人材育成・交流事業についても、新公会計制度の導入に向けた勉強会の実施に加え、平成28年度から「播磨連携中枢都市圏・政策創造プロジェクト」を設置しました。この政策創造プロジェクトは、連携中枢都市圏全体の活性化につなげるとともに、市町間の絆を深めるため、連携中枢都市間が抱える政策課題等について、職員の能力や自由な発想を最大限に活用し、積極的に施策に反映させることを目的に、連携市町の職員で構成したプロジェクトチームで施策開発を行うものです。

平成28年度は、地方創生のキーパーソンであり活躍が期待される女性メンバーで構成しており、女性職員おすすめの圏域内のお店や子育てに優しい公園などの情報をまとめて発信する冊子やWEBサイトの構築を研究するAチーム、圏域内の公共・商業施設や公共サー



表図5 マイナンバーカードの図書館利用のイメージ

ビス等、出産・子育て等に関する情報の提供・収集・共有ツールであるアプリケーションの開発を研究するBチーム、播磨の地酒や乾麺などの地場製品のセットを大手通信販売会社フェリシモと共同開発し、地域イメージの向上と販路拡大のために「(仮称) はりま女子セレクトパック」として販売することを研究するCチームに分かれて、熱心に取り組んで頂いています。

5 今後の課題と展望

連携中枢都市圏が継続・発展するためには、連携中枢都市と連携市町との信頼関係が不可欠だと考えます。連携中枢都市圏は、各自治体が独自性や主体性を維持し、個性や希望、やる気を温存しながら連携を希望する事業ごとに協約を結ぶことができる点に大きなメリットがあります。しかしながら、新たな制度である連携中枢の取組みは、連携中枢都市である姫路市の職員にも事務的に大きな負担となっており、職員の長時間勤務が課題となっている中、圏域全体の発展が最終的には姫路市民のためになるということを、職員一人ひとりに分かってもらうよう丁寧に説明をしていくことも広域連携の中心市としての役割を果たすためには必要なことだと思います。

また、制度上、連携中枢都市である姫路市には、その役割に応じて普通交付税が交付されますが、連携中枢都市だけに財政措置を集中させるのではなく、連携市町がもっと元気になれるよう手厚く財源配分していただけるよう兵庫県とも調整しながら国に働きかけていくことが大切だと考えています。

現在、国において地方創生の取組みが進められているなか、連携中枢都市圏構想は、地方創生に向けた主な施策の一つとして位置づけられており、総務省から先進的な圏域とし

て期待していただいている播磨圏域には、制度の導入を検討している自治体や議会からの問い合わせや視察などを大変多くいただいています。

広域連携の取組みは、当圏域だけの発展に留まらず、東京一極集中・人口減少時代にあっても、地方の自治体がそれぞれの歴史や個性を大切にしながら、継続的に発展していくための有効な方策の一つであることから、全国の自治体の注目が集まっていると感じています。

播磨圏域は、制度導入のトップランナーとして、国や県とも十分に連携を図りながら、様々な機会を捉えて積極的に制度や事業効果をPRし、この制度が一層充実するための重要な役割を担っていると考えています。

また、取組みの課題を検証し、見直しながら進化させていくことも重要だと考えています。そのためにはパートナーとなる連携市町との信頼関係が不可欠です。姫路市は、今後も近隣の市町とのコミュニケーションを大切にしながら、広域連携の取組みを進めていきます。

神戸市の広域連携の取り組みと今後の方向性

神戸市企画調整局政策企画部長

奥田 隆 則

1. はじめに～広域連携の重要性

日本の市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域福祉、子育て、ごみ処理、消防、上下水道等住民生活に密接に関わる事務を日々実施している。その事務の範囲は多岐にわたるが、昨今の地方分権改革の進展により、事務は増加の一途をたどっている。しかし、人口減少社会に突入した今日において、税収減等により今後厳しくなる財政状況を見据え、行財政改革推進の観点から職員の削減に舵を切らざるを得ない状況となった結果、増加する事務に見合う職員の確保が困難となり、単体で従来の行政サービスを提供することが困難となっている市町村が存在する。そのような市町村の中には、地方自治法上の制度も活用しながら、周辺の市町村と役割分担をしつつ連携して事務を実施している例がみられる。その一方で、住民サービスの更なる向上や事務の効率的・効果的な執行の観点から、例えば図書館等の文化教育施設、観光振興、災害時の対応等の分野において、市町村の区域にとらわれず市町村が連携して事務を実施している例もみられる。市町村の広域連携は、単体の市町村では対応が難しい行政課題を解決

する手段として、また、行政の効率化を図り新たな住民サービスを創出する手段として有用である。

神戸市は長年にわたり隣接市町との連携を中心に広域連携を推進するとともに、その圏域を越えた新たな広域連携の形を模索している。本稿では、広域連携に関する国の考え方を鳥瞰するとともに、神戸市がこれまで実施してきた隣接市町との広域連携の具体的内容を紹介した上で、私見ながら今後考えられる広域連携の方向性を述べることにしたい。

2. 広域連携に係る国の考え方

第31次地方制度調査会¹⁾は「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日、以下「答申」という。）において、広域連携による行政サービスの提供についての考え方を、「地方圏」、「三大都市圏」及び「東京圏」の3つの地域に分けて示している。

このうち、神戸市が所在する「三大都市圏」について、答申は「人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に

行うことが求められる。」「三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。」、そして「三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。」と述べている。

人口減少がもたらす影響は、現在人口を多く抱える三大都市圏において顕著に現れることが予想される。この現実を直視した上で、その影響を最小限に食い止めるため、神戸市には答申に示された広域連携を積極的に推進する役割が求められている。神戸市が広域連携を推進することにより、神戸市及びその圏域から東京圏への人口流出の防波堤としての役割を果たし、東京一極集中の是正に寄与することにもつながる。

神戸市はこの答申がなされる以前から隣接市町村を中心に広域連携を積極的に推進してきた。その広域連携は、総じて、答申が三大都市圏の広域連携において有用であると指摘する、相互に水平的・相互補完的、双務的な役割分担を行う形で実施している。

3. 神戸市と隣接市町村との広域連携

神戸市と隣接市町村が広域連携を議論する枠組みとして、神戸市及び隣接する7市1町（芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・三木市・稲美町・明石市・淡路市）の長によって構成さ

れる「神戸隣接市・町長懇話会」（以下「懇話会」という。）が存在する（図1参照）。



図1 神戸隣接市・町長懇話会構成市町

この懇話会は、行政が実施する事業の大型化、住民生活の広域化により、市町の境界を越えた広い視点から経済社会の発展や市民生活の向上を図る必要性が高まったことから、隣接市町の相互の情報交換・連携強化による圏域全体の一体的な発展を目指して、平成2年に当時の神戸市長が隣接市町の長に呼びかけて設置されたものである。

以降、今日に至るまで毎年度、各市・町長が市町村間の共通する行政課題について、広域の観点から情報交換や意見交換を行っている（表1参照）。この懇話会における議論から生まれた隣接市町村間の広域連携の具体例を以下紹介する。

(1) 図書館の相互利用

図書館の相互利用とは、隣接市町内の住民が、在住する市町村を越えて隣接市町内に所在する図書館を相互に利用できるようにする取り組みである。図書館の相互利用の推進は、

表 1 神戸隣接市・町長懇話会 開催実績一覧

年度	年月日	開催市町	テーマ
平成2年度	H 2. 8. 17	神戸市	各市町のまちづくりの紹介
平成3年度	H 3. 8. 21	神戸市	各市町のまちづくりの紹介
平成4年度	H 4. 8. 6	神戸市	わがまちの課題について（広域行政の視点から）
平成5年度	H 5. 8. 23	神戸市	各市町のまちづくりの課題
平成6年度	H 6. 8. 26	神戸市	「まちの将来像」について
平成7年度	H 8. 2. 15	神戸市	災害につよいまちづくりに向けた連携
平成8年度	H 8. 9. 5	神戸市	地域全体の再生にむけての連携
平成9年度	H 9. 8. 18	神戸市	新しい時代に向けた連携
平成10年度	H10. 8. 3	明石市	明石海峡大橋開通を契機とする神戸隣接市・町と淡路圏域・徳島圏域との圏域間交流の今後のあり方について
平成11年度	H11. 8. 18	三木市	21世紀に向けたわがまちの将来像～まちの個性と連携について～
平成12年度	H12. 8. 18	宝塚市	歴史を活かしたまちづくり
平成13年度	H13. 8. 6	西宮市	観光ネットワークづくり
平成14年度	H14. 8. 8	三田市	地域のにぎわいづくり・活性化
平成15年度	H15. 8. 21	稲美町	安全で安心なまちづくりについて
平成16年度	H16. 8. 20	旧吉川町 (三木市)	集客・観光への取り組みについて
平成17年度	H17. 8. 30	芦屋市	子育て支援の取り組みについて
平成18年度	H19. 2. 7	神戸市	団塊の世代・少子高齢化社会等時代の変化に対応した取り組みについて
平成19年度	H19. 8. 30	淡路市	地球環境問題に対する取り組みについて
平成20年度	H20. 8. 26	西宮市	地球環境問題に対する取り組みについて
平成21年度	H21. 8. 5	宝塚市	新型インフルエンザ対策について
平成22年度	H22. 8. 30	三田市	「地域ブランド」について
平成23年度	H23. 8. 18	三木市	「災害に強いまちづくり」について
平成24年度	H24. 8. 22	稲美町	それぞれの市町がもつ魅力を連携させた集客力向上の取り組み
平成25年度	H25. 8. 23	明石市	地域における子ども・子育て支援の取り組みについて
平成26年度	H26. 8. 19	淡路市	人口減少社会を見据えた新しい広域連携の取り組み
平成27年度	H27. 8. 18	神戸市	地方創生に向けた広域連携の取り組み
平成28年度	H28. 8. 23	芦屋市	少子超高齢社会において一人ひとりがいつまでも活躍できるまちづくり

隣接市町の住民が利用する図書館の選択肢が増加し、住民サービスの向上につながる。

平成3年に開催された懇話会において図書館の相互利用が議題として掲げられ、協議が行われた結果、同年12月から神戸市はすべての隣接市町の住民への図書の貸出を開始するとともに、三木市、稲美町及び明石市が神戸市の住民への図書の貸出を開始した。

その後、神戸市は相互利用が開始されていない関係市町と協議を続けた結果、三田市（神戸市北区の一部を対象）及び淡路市において

も相互利用が開始された。そして平成29年4月から三田市は、神戸市北区の一部であった対象地域を北区全域に拡大して相互利用を開始する予定である。

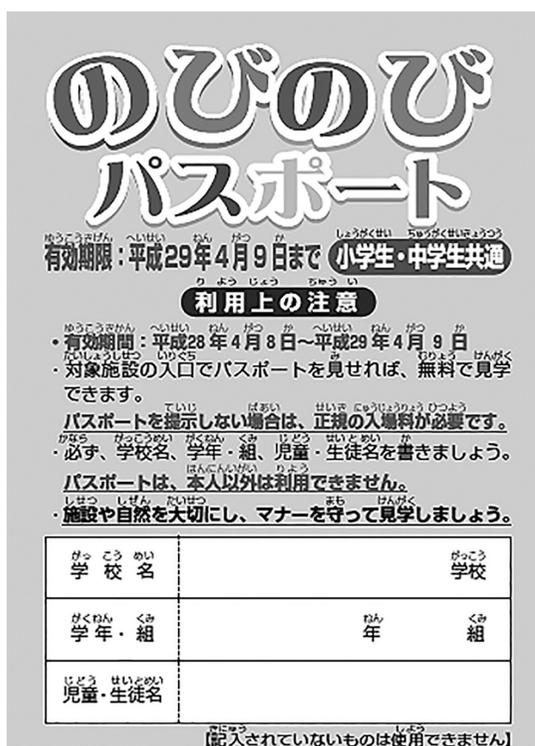
隣接市町の住民サービスの更なる向上の観点から、引き続き関係市町に対して図書館の相互利用の開始を積極的に働きかけていくこととしたい。

（2）のびのびパスポート制度

のびのびパスポートとは、対象となる市町

に在住する小中学生に交付されるパスポートであり、このパスポートを持参する小中学生は、対象となる市町に所在する教育施設等（動物園、美術館、博物館等）を無料で利用することができる（図2、表2参照）。

この制度は、神戸市が平成2年から神戸市内の小中学生を対象として開始したものである



のびのびパスポート

有効期限：平成29年4月9日まで **小学生・中学生共通**

利用上の注意

- 有効期間：平成28年4月8日～平成29年4月9日
- 対象施設の入口でパスポートを見せれば、無料で見学できます。
- パスポートを提示しない場合は、正規の入場料が必要です。
- 必ず、学校名、学年・組、児童・生徒名を書きましょう。
- パスポートは、本人以外には利用できません。
- 施設や自然を大切に、マナーを守って見学しましょう。

学校名	学校
学年・組	学年 組
児童・生徒名	

【記入されていないものは使用できません】

図2 のびのびパスポート

が、懇話会での議論を経て隣接市町にも順次適用を拡大してきた。平成4年度には隣接市町の小学生に適用を拡大し、平成14年度には小中学校の完全週5日制に合わせて中学生に適用を拡大した。また、対象となる市町は、隣接市町のほか、今日では隣接市町に隣接する洲本市、南あわじ市及び篠山市、更には県境を越えて徳島県徳島市及び鳴門市まで拡大している（図3参照）。

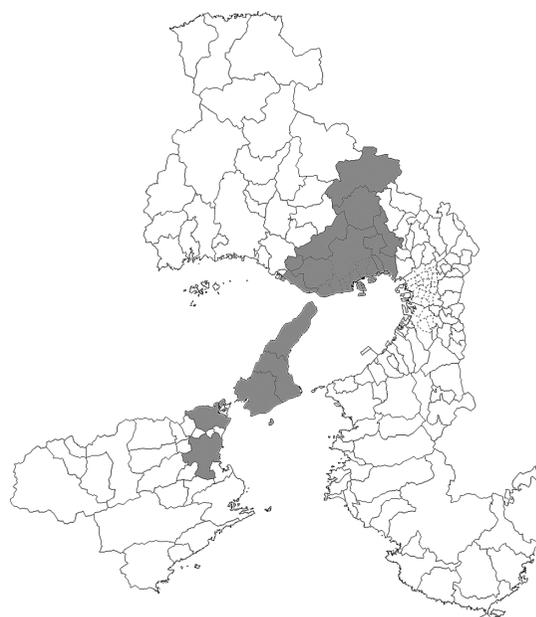


図3 のびのびパスポート対象エリア
国立地理院承認 平14総復 第149号

表2 のびのびパスポート対象施設例

市町	対象施設例
神戸市 31施設	神戸市立博物館、神戸ファッション美術館 等
芦屋市 6施設	芦屋市立美術館、芦屋市谷崎潤一郎記念館 等
西宮市 2施設	西宮市大谷記念美術館、西宮市貝類館
宝塚市 4施設	手塚治虫記念館、宝塚文化創造館、すみれミュージアム 等
三田市 4施設	三田市有馬富士自然学習センター、三田ふるさと学習館 等
三木市 2施設	堀光美術館、金物史料館
明石市 2施設	天文科学館、文化博物館
淡路市 2施設	淡路市北淡歴史民俗資料館、中浜稔猫美術館
洲本市 2施設	淡路文化史料館、高田屋嘉兵衛翁記念館
南あわじ市 1施設	南あわじ市滝川記念美術館玉青館
鳴門市 2施設	鳴門市賀川豊彦記念館、鳴門市ドイツ館
徳島市 6施設	阿波おどり会館、とくしま動物園 等
篠山市 5施設	青山歴史村、篠山城大書院 等
計 69施設	

そして平成28年度に開催された懇話会において、神戸市のポートアイランド神戸空港島と関西国際空港島が高速船でつながれていることを契機として当該制度を泉州・和歌山地域にも適用を拡大することについて議論を行い、その方向性について合意に至った。現在これらの地域との間で制度の適用に向けて協議が行われている。

のびのびパスポート制度は、対象となる市町に在住する小中学生の育成に資するものであることから、今後も対象となる市町や施設の拡大を検討していきたい。

(3) 職員合同研修の実施

市町における行財政改革の取り組みの結果、職員採用数が減少する状況下において、道路、橋梁、上下水道等の公共事業に従事する技術職員の確保が課題となりつつある。この課題は平成26年度の懇話会において取り上げられ、専門的技術の共有・伝承を目的とした技術職員研修の合同実施に取り組んでいくことが確認された。これを受けて平成27年度から神戸市が実施する技術に関する講演会や技術発表会、現地視察等の研修に隣接市町から希望職員が参加する形で合同研修を実施している(表3参照)。

また、防災面では、平成8年に隣接市町間で食料、飲料水等必要物資の提供、救助職員の派遣等を内容とする災害時相互応援協定が締結されるとともに、平成23年度の懇話会において、隣接市町間において平時から防災担当部局の職員間の情報共有、意識共有を図っていく旨合意がなされた。これを踏まえ、平成24年度から神戸市危機管理室の主催により年1回、防災分野の合同職員研修を実施している。そして平成28年度からは神戸市職員研修所が実施している震災ロールプレイ研修に隣接市町の職員が参加するようになった。

神戸市は大規模であり、かつ震災を経験した都市であることから、技術分野及び防災分野において技術や経験のある職員を有している。この職員が有する技術や経験を神戸市職員のみならず隣接市町の職員の間で共有・伝承することができれば、人口減少の中で職員の確保が困難な状況においても隣接市町のインフラや住民サービスの維持向上を図ることができる。

(4) 観光振興面での連携

観光振興は、隣接する市町がそれぞれ有する観光資源や魅力を連携してPRすることで、ある市町を訪問した観光客が隣接する市町の

表3 職員合同研修開催実績

実施日	研修概要	隣接市町の参加状況
平成27年 8月	「特別技術講演会」 近年勃発する時間雨量の大きな強雨による災害等、学識経験者等による講演	5市15名
10月	「神戸三田線(有馬口工区)現場見学会」 神戸三田線(有馬口工区)街路築造工事見学	2市5名
11月	「新名神高速道路現場見学会」 新名神高速道路(神戸JCT工事現場、武庫川橋工事現場)見学	4市8名
12月	「技術職員研修」 国土交通省職員・神戸市職員・学識経験者による講演	5市12名
	「第24回土木技術発表会」 神戸市職員による土木技術事業の方向・発表	3市5名
平成28年 2月	「専門研修(橋梁)」 事業者及び神戸市職員による橋梁についての講演・現場見学	4市7名

観光資源や魅力を求めてさらに足を伸ばすと
いった誘客効果を高めることができるなど、
市町間の連携の相乗効果が期待できる分野で
ある。

観光振興面での広域連携は、平成9年度に
開設した神戸市と隣接市町の観光情報を1つ
にまとめたウェブサイト「ぐるっと神戸」の
運用に始まる(図4参照)。当該ウェブサイト
は各市町の最新の観光情報を日々掲載する傍
ら、サイト自体の改良も重ねており、現在で
はスマートフォン版ウェブサイトも用意する
とともに、フェイスブック(<https://www.facebook.com/guruttokobe/>)、とも連動
できるようにし、更には動画の掲載もできるよ
うにしている。

その後、平成16年度の懇話会において、集
客・観光への取り組みが議題として掲げられ、
各市町における様々な観光の取り組みを紹介
しながら議論を重ねた結果、広域・周遊型観
光への取り組みを共同で強化する方針が決定
された。これを受けて、平成17年度から神戸

市と隣接市町の主要観光スポット及び神戸市
三宮から各観光スポットまでの所要時間を記
載した「ぐるっと神戸マップ」を発行し、各
市町の観光案内所等に設置している。マップ
に所要時間を記載することにより、マップを
手にした観光客が隣接市町にある観光スポッ
ト同士が意外と近いことを知ってもらい、観
光スポットへと観光客を誘導し、周遊型の観
光へとつなげていくことを目指している。

また、平成22年度の懇話会において、地域
ブランドが議題として掲げられ、各市町が有
する特産品をPRする場として、東京圏での
会場も候補として議論される中で、まずは神
戸で開催されるイベントにおいてPRするこ
とを検討する方針が決定された。この方針に
基づき、平成23年度から、毎年5月に神戸市
三宮周辺で開催される「神戸まつり」に神戸
市と隣接市町が共同でブースを出展し、特産
品や観光のPRを実施している(図5参照)。

この他、国の補助金・交付金を活用した観
光振興面での連携も進めている。平成27年度



図4 ぐるっと神戸ウェブサイト (<http://www.gurutto-kobe.jp/>)



図5 神戸まつりでの隣接市町 PR の様子

において総務省の「新たな広域連携促進事業」を活用し、前述の「ぐるっと神戸」ウェブサイトの改良、神戸市で開催される農業祭「みのりの祭典」への隣接市町の出店補助、神戸市が実施する都市プロモーション事業の中での隣接市町の魅力発信を行った。また平成28年度には内閣府の地方創生推進交付金を活用し、今後3カ年をかけて芦屋市、淡路市、洲本市及び神戸市の4市が連携した首都圏等におけるマーケティング調査・PR手法の検討、観光・移住・定住促進プロモーションの実施等を行うこととしている。

(5) 職員の受入

神戸市は平成28年度に淡路市から2名の職員を受け入れた。1名は大学連携を担当する部署、1名は観光を担当する部署で1年間の任期で勤務している。この2名の職員が淡路市に復帰した後、神戸市での勤務経験を活かすとともに、神戸市と淡路市との関係が更に強化されることが期待される。

4. 神戸市の広域連携の今後の方向性

これまでの神戸市の広域連携の取り組みは、隣接市町との広域連携が主体であった。しかし、交通の発達やグローバル化の進展、IT技術の進歩に伴うソーシャルネットワークの拡大等により、住民や観光客、企業が隣接市町という圏域を越えて縦横無尽に活動を行う時代となった。この時代背景を踏まえ、従来の隣接市町との広域連携の取り組みを更に進化させつつ、隣接市町の圏域を越えた都市間の連携の可能性について以下述べることにした。

(1) 瀬戸内海を軸とした広域連携

神戸市は面積約2万平方キロメートルの広さを有する瀬戸内海の東の玄関口に位置している。古代から神戸の港は瀬戸内海の島々や都市と関西さらには関東とを結ぶ商品流通の中継点として位置付けられ、現在でもその役割を果たしている²⁾。また、観光の面でも瀬戸内海は重要である。瀬戸内海に面する都市の間で就航するフェリーを利用して国内外の

観光客が都市や島々を行き来している。3年ごとに香川県の島々を主会場として開催されている現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」は回を追うごとに国内外からの観光客を集め、会場周辺の港ではフェリーを待つ観光客が長い列を成すに至っている。折しも平成29年1月1日、神戸港は開港150年を迎え、様々な記念イベントが開催される予定であるが、その中には瀬戸内海に関連するものも含まれる。瀬戸内海は神戸市の貴重かつ重要な財産であると言っても過言ではない。

現在神戸港を発着するフェリー定期航路便は香川県小豆島町坂手港、高松港、愛媛県新居浜東港、北九州港、さらに瀬戸内海を越えて大分港、宮崎港等を結んでいる。この港同士の結びつきを活かし、各フェリー就航都市は「神戸まつり」に観光ブースを出展するとともに、神戸市も各都市で開催されるイベントに観光ブースを出展し、相互にフェリー航路や観光のPRを行っている。また、瀬戸内クルーズの共同誘致を目指して平成19年度から瀬戸内海沿岸の岡山県宇野港、高松港、広島港及び北九州港（平成22年度より加入）が連携して共同誘致組織「クルーズせとうち」を発足し、日本の旅行代理店、国内外船社を対象としたセミナーやプロモーションを実施している（図6参照）。

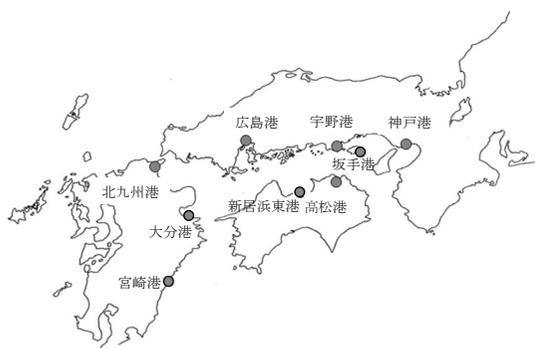


図6 フェリーが神戸港と結ぶ港及び共同誘致組織に参加する港

この港同士の結びつきを更に活かし、瀬戸

内海を軸とした広域連携の可能性を追求していくことはできないか。具体的な広域連携の例として、災害時の相互支援、農産物の販路開拓、フェリーを活用した観光客の相互誘致、瀬戸内海観光クルーズ船の運航、イベント情報の相互広報、瀬戸内海を軸とした芸術祭の連携、修学旅行の相互誘致等が挙げられる。瀬戸内海を軸とした港同士が繋ぐ都市間の広域連携は、観光行政のみならず他の様々な行政分野において広域連携の相乗効果を創出する可能性を秘めている。

（2）隣接市町の圏域を越えた兵庫県下の市町との広域連携

兵庫県の北部、日本海側に面した地域に所在する兵庫県香美町は平成26年4月1日、神戸市中央区に「香美町役場神戸営業所」を設置した。この営業所は、京阪神エリアから香美町への観光客誘致を目指してマスコミ関係機関や旅行者等への情報提供、企画提案等を行うとともに、香美町の特産物の販売促進、流通経路開拓等を行っている。神戸市は兵庫県下において人や情報が集積する都市であることから、この地の利を生かして、香美町のように兵庫県下の市町が神戸市内に拠点を設置することで、各市町と神戸市が相互に情報共有や相互プロモーション等の広域連携関係が構築できるのではないかと。

また、今回の「広域連携に係る圏域等に関する研究会（以下「研究会」という。）」での議論は、経済的な広域圏という切り口で神戸市と姫路市という兵庫県下の拠点都市間の連携の可能性を考えるきっかけを与えてくれた。神戸市は神戸港と神戸空港という人と物流のネットワークを形成するインフラを有している。これらを活用し、例えば神戸市と姫路市が共同して企業誘致を行った結果姫路市内に立地した企業が生産した製品や姫路市内で生

産された農畜産物を神戸港から輸出するという物流ルートを強化する、あるいは姫路市民の神戸空港利用促進の観点から姫路市と神戸空港を結ぶバス路線開設を検討するなど、神戸市及び姫路市双方が連携して取り組むことにより、経済面での両市の相乗効果が創出されるであろう。一方、インバウンドに目を向ければ、姫路市は外国人観光客を惹きつける世界遺産姫路城を有しており、神戸市も外国人観光客が訪れる観光スポットを有している。神戸市と姫路市が外国人観光客をそれぞれの観光スポットに誘導する取り組みを連携して行うことで観光誘客面での両市の相乗効果が創出されるであろう。

(3) 大阪市及び京都市との広域連携

神戸市が所在する三大都市圏には大阪市及び京都市が含まれる。JR三ノ宮駅からJR大阪駅まで最短20分、JR京都駅まで最短50分であり、府県の区域はまたがるものの、この3市は前述の答申にあるように「三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい」関係にある。また、前述の研究会では、経済面における神戸市と大阪市の結びつきが強まってきていることがデータで示されている。

大阪市は西日本最大の拠点都市であり、各社鉄道の結節点として、また、関西国際空港へのアクセスの拠点として多くの国内外観光客を惹きつける。また、最近の動きとして、大阪市は大阪府とともに2025年国際博覧会(万博)誘致等に名乗りを上げた。仮に万博誘致等に成功すれば、これまで以上に多くの観光客が大阪市を訪れることは間違いない。また、京都市は平成27年度の観光客数が5,684万人、外国人宿泊観光客数が316万人といずれも過去最高を記録するなど、国内外の観光客を惹き

つける都市として今後も発展していくであろう。

神戸市にとって、これら2つの都市を訪れた観光客が次に日本を訪問する際に神戸市を訪問先として選んでもらう仕組みを構築することが神戸市の観光振興に大きく寄与することは疑念の余地はない。現在3市の間では「京都・大阪・神戸観光推進協議会」が設置されており、3都市への観光客誘致を図る取り組みが行われている。その中で大阪市及び京都市を訪問する外国人観光客に対して神戸市の観光の魅力を宣伝する取り組みについて議論がなされても良いのではないかと。3市の観光振興面での広域連携の更なる促進、更には経済面での連携等新しい広域連携の創出を見据え、まずは行政レベルで意思疎通を密に図っていくこととしたい。

(4) 兵庫県との連携(県市協調)

都市間連携とは異なる切り口として、神戸市は兵庫県との連携(県市協調)を積極的に推進している。県と市が行う事務のうち、類似する事務を県市が協調して実施する、あるいは適切な役割分担の下、県又は市の一方が実施することにより、神戸市民・兵庫県民にとって行政サービスの利便性や行政の効率性が向上することが期待される。

この考え方に基づき、近年神戸市と兵庫県が実施している県市協調の例として、平成27年度には、神戸市東京事務所が兵庫県東京事務所内に移転するとともに、神戸市の姉妹都市であるアメリカ・シアトルに所在する「神戸シアトルビジネスオフィス」が、同じく兵庫県の姉妹州であるアメリカ・ワシントン州のシアトルに所在する「兵庫県ワシントン州事務所」内に移転した。これにより県市職員が1つの部屋で日常的にコミュニケーションを取りながら協調して霞が関や国会との連絡

調整や海外でのプロモーションを実施できることとなった。

平成28年度には、産業振興分野における県市協調として、兵庫県の中小企業支援機関である「ひょうご産業活性化センター」が神戸市の中小企業支援機関である「神戸市産業振興財団」が入居するビルに移転するとともに、神戸市の企業海外展開支援機関である「神戸市海外ビジネスセンター」が兵庫県の企業海外展開支援機関である「ひょうご海外ビジネスセンター」の隣接スペースに移転した。これにより、中小企業支援や海外進出支援を受けたいと考えている神戸市内の企業は、一つの場所を訪問すれば神戸市及び兵庫県が提供する支援をワンストップで受けることができることとなった。

そして平成31年度には、神戸市新長田地区に県市協調により建設予定の県市合同庁舎に県市それぞれの税務部門及び公営住宅関係の団体等が移転する予定である。この移転により県市合わせて約1,000人の職員が新長田地区において勤務することとなることに伴い、周辺地域の活性化が期待されるほか、税務部門の集約による住民サービスの向上と業務の効率化、公営住宅募集に係る住民サービスの向上等が期待される。

今後も兵庫県とともに県市協調の裾野を拡大していくこととしたい。

5. おわりに

以上、広域連携に係る国の考え方、神戸市のこれまでの広域連携の取り組みと今後の方向性について述べてきた。広域連携の推進は、市町間の行政の効果的な実施、住民サービスの向上等様々な相乗効果が期待できる。人口減少の局面において広域連携の推進は更に重要性を増していくこととなろう。神戸市は広

域連携の推進の旗振り役として、今後も様々な広域連携のあり方を貪欲に模索していくこととしたい。

注

- 1) 内閣総理大臣の諮問に応じ、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えるという目的に従って地方制度に関する重要事項を調査審議する組織（地方制度調査会設置法）
- 2) 新修神戸市史産業経済編総論第I編第1章参照



広域連携の未来を探る－連携協約・連携中枢都市圏・定住自立圏－
公益財団法人日本都市センター 編



公益財団法人日本都市センター
本体1,000円＋税

わが国においては、少子高齢化が急速に進み、本格的な人口減少社会に入ることが予想されている。それに伴い、住民の暮らしを支える公共サービスがますます重要となる一方、人口減少社会の到来による社会経済や地域社会の変容は、地域における公共サービスの水準の維持を困難にしつつあり、今後、自治体では、持続可能な公共サービスの提供体制をいかに構築していくかが重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、第30次地方制度調査会は、その答申のなかで、地方中枢拠点都市を核として、近隣の市町村が相互に役割分担を行い、連携することで圏域全体の活性化を図る、新たな広域連携の必要性を指摘している。また、2014年5月には、一部事務組合や広域連合などの既存の制度に加え、新たに「連携協約」が創設され、それを受けて、連携中枢都市圏構想が推進されている（本誌においても、姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏を紹介している）。

本書は、「都市分権政策センター」（公益財団法人日本都市センターと全国市長会が共同設置）内の「都市自治制度研究会」において、2014年度から2年間にわたり「広域連携」に関する調査研究を行った結果をまとめたものである。同研究会の座長を務める政策研究大学院大学の横道清孝教授をはじめ学識経験者の委員より広域連携の現状、法的考察、ガバナンスのあり方が論じられているほか、同研究会の自治体等の委員から、長野県上田市における上田地域定住自立圏を中心とした広域連携の状況や「みやざき共創都市圏」、「備後圏連携中枢都市圏」といった連携中枢都市圏の具体的な取り組みが紹介されている。

自治体においては、今後、多様な広域連携手法を活用しつつ、効率的で効果的な行政体制を整備することが強く求められている。本書は、新たな広域連携について、多くの論点や具体例が紹介されており、特に自治体職員には一読することを強く勧める。



グローバル化時代の広域連携－仏米の広域制度からの示唆－ 木村俊介 著



第一法規
本体4,000円＋税

地域は、人口減少、インフラの老朽化、雇用機会の減少等の課題に直面し、すべての公共サービスを1つの市町村で提供することは困難な時代を迎えている。市町村間の連携による公共サービスの提供をどのように構築し、持続していくかが大きな課題となっているところである。

本書では、広域連携について、その仕組みに着目し、法人を設立して広域連携活動を行う法人型広域連携と、契約を締結する仕組みを通じた契約型広域連携活動には相違点があることに着目し、諸外国との比較を通じて考察している。

法人型広域連携については、当該類型が発達したフランス、契約型広域連携については、当該類型が発達しているアメリカを比較対象として取り上げ、それぞれの制度について、実務上の工夫点を詳しく紹介するとともに、図表やグラフにより、フランス、アメリカ、日本をわかりやすく比較している。

フランスに代表される法人型広域連携やアメリカに代表される契約型広域連携活動といった海外の優れた仕組みを日本の自治体に取り入れるため、広域連携にかかる行政主体の責務履行の実効性、行政運営の効率性及び広域連携手法の選択可能性の3つの要素を強化するという視点から、日本の制度改善への提言を行っている。

また、複数の自治体が連携して行う行政サービスの法的仕組みを解説した実務書である「広域連携の仕組み」（2015年・同筆者・第一法規）と合わせて読んでいただくことで、より理解が深まると思われる。



分権型地域再生のすすめ

林宜嗣 著



有斐閣
本体2,400円＋税

“待ったなしの地域再生”本書を通じた著者の痛烈なメッセージである。世界で最も平等な国の一つとして、その繁栄を誇ってきた日本。その日本が格差社会に突入したといわれており、1つの表象として地域間格差も顕在化している。地方が直面している実態は、相対的に貧しいといった程度のもではなく、その持続可能性すら危うくなっているという意味で、絶対水準の問題として認識しなくてはならないほどである。医療、インフラ等、生活や産業活動を維持するうえで不可欠な地域地盤が各地で弱体化している。こうした生活・生産基盤の崩壊は、地方からの人口や企業の流出に拍車をかけ、それがさらに格差を大きくするという「負のスパイラル」が現実的になりつつある。

厳しい環境の中で地域が再生するためには、経済を中心とした地域の活性化と行財政の改革を同時に進めなくてはならない。本書は、①わが国が抱える地方の実像を把握し、②それがどのようなメカニズムで発生しているのかを提示したうえで、③地方再生のための公共政策を提言したものである。

具体的には、第1章では、グローバル化をはじめとした社会構造の変化が地方にどのように影響しているかを検証するとともに、第2章では、地域自立のためには、なぜ中央集権・国家財政依存型地域づくりからの脱却が必要なのかを明らかにしている。第3章、第4章では、地域の自立のあり方や大都市圏自治体の都市経営的視点からの政策の構築について論じられており、第5章から第9章は地方財政の立て直しの方策について、財政再生の道筋や新たな公民連携の必要性、地方議会の改革、福祉政策への取り組み方などについて財政と関連づけながら論じられている。

本書は、地域が抱える多くの課題解決にとって最も大切な「地域の自立」を目指すための処方箋ともいべき内容となっており、多くの自治体関係者や市民の方々に一読いただきたい。



都市を動かすー地域・産業を縛る「負のロック・イン」からの脱却ー 加藤恵正 編著



同友館
本体2,800円＋税

本書は、本号の論文執筆者の一人である兵庫県立大学 加藤恵正教授の編著によるものである。

日本の都市・地域を取り巻く環境は大きく変化し、世界は加速度的に進化を遂げつつある。こうした中で、世界でも経験したことがない少子高齢化に直面している日本の都市・地域は、激変する世界の潮流を受け止め、新たな未来への展望を見出すことができるのであろうか。こうした問題意識の中で、最も大きな課題と思われる「負のロック・イン」に、本書は、焦点をあてている。「負のロック・イン」は、「過去の都市システム、企業システムが環境変化に呼応した形で進化・更新されず、硬直化・陳腐化したまま都市社会の調整の仕組みとなっている状況」と定義される。日本の高度経済成長を支えた都市や地域の経済多きが、そのような「負のロック・イン」に直面していると指摘している。

本書は、こうした視点を核に地域再生に向けた学際的アプローチを試みた成果である。「負のロック・イン」を地域や産業の現在から抽出し、その「解凍」の方策を検討した11篇の論文を掲載している。これらの論文は、次の2つの軸で整理されている。1つの軸は、負のロック・インの当事者である「ひと」と「企業」を流動化の主体として注目したものである。もう1つの軸は、負のロック・インを解凍するための流動化の視点として、「既往社会経済を柔軟化」、「第3の社会経済システム」に注目したものである。

本書のまとめとして、加藤教授は、地域再生・創生にむけて、2つのイノベーションの必要性を論じている。1つは、画一的適用を排し、地域の実情に即した適用、2つは、既存の制度・仕組みをこえて、地域再生加速のための大胆な制度の構築である。こうした制度・仕組みの核心を社会イノベーションと位置づけている。

新聞から見た神戸のユダヤ難民

神戸市文書館館長 松本 正三

神戸市文書館は、平成28年11月6日～19日まで「神戸と難民たち」をテーマに神戸開港150年記念企画展を開催した。その中で、昭和15～16年にかけてナチス・ドイツの迫害から逃れ、杉原千畝ビザにより神戸に滞在した多くのユダヤ人（当時の神戸新聞では約4,500人）に関する展示を行った。そこで、企画展では展示出来なかった「大阪毎日新聞」等を通して彼らの神戸での暮らしぶりなどを垣間見る。

■ 大阪毎日新聞

『猶太人は流浪す 着の身着のままの気の毒な姿 昨日300余名来神』（昭16. 2. 15）

「一行は大和、神戸、富士各ホテルに入ったが、すでに440名の先客ユダヤ人が船待ちしているので、とても収容し切れず新たに民家2軒とアパート山楽荘を独占して収容するという騒ぎ。一行はほとんど着のみ着のまままでトランク1個持っているものは豪勢なうちで、大部分はボストンバッグ1個というあわれさ、中にはリュックサックを後生大事に背負っているものもあり、手ぶらのものも相当な数に上がった。

服装もお粗末極まるもので、スキー帽、ベレー帽、無帽など色とりどりで満足な防寒具を持っているものは一人もない、神戸についたものの食物もなく、林檎1個齧りながら徒歩、電車、バスと思い思いに懐相談に応じてユダヤ人協会から各自割当てられた宿舎に向かったが、布引の市バス停留所には多彩な頭布を被った流浪の女がズラリと一列になってバスを待ち、来る車も来る車も亡命の人たちで満員の有様で、(略)相ついで殺到するこれら流浪の民に神戸ユダヤ人救済委員15名のうち半数は過労のために病床にあり……」

『林檎の贈り物 神戸のユダヤ人に』（昭16. 2. 23）

「神戸で過ごすユダヤ人770名に21日キリスト教きよめ教会大阪、京都、神戸3教会から林檎13箱を神戸区山本通のユダヤ人協会に寄贈、午後3時パンの配給を受けに押寄せたさすらいの民達を喜ばせた」



ユダヤ難民にリンゴを配る神戸の牧師たち
(齊藤真人さん提供)

『流浪の民にも生きる歓喜よ』（昭16. 5. 11）

「(略) 安住のねぐらなき彼らたちにもささやかな幸福が生まれる。2カ月ほど前ワルシャワから枯葉のように神戸に舞い込んできたリサク君(31)は長い同宿生活の間に可愛いユダヤ娘フィサイティーさん(18)と恋の花を咲かせて、このほど同じく避難民のルスキー牧師が月下氷人に立ち、大勢のユダヤ人たちに羨まれながらユダヤ協会で結婚式をあげ『これから米国に渡って働くのだ』と(略)またオシプ・グリーンベルグ君の妻はつい最近合宿で玉のような男児を産み落し、これまた和やかな話題を投げている」

『話題一さよならするユダヤ人 決してクヨクヨせぬ 彼等にも偉大な特質』(昭16. 8. 20)

「彼らは神戸の生活をこよなく楽しんでた。昨年ポーランドを脱出して以来黒パンばかりかじっていたのに、日本へ来てはじめておいしい白いパンを食うことができたと喜ぶもの、果物が豊富だと言って梨や林檎を歩きながらかじりつくもの、そしてまたユダヤ人協会へ見舞品を持ち込む日本人などがあったため、彼らは常に大喜びで『ニッポンは本当に住みよい親切な国だ』と心から感謝し、神戸に永住を許してくれと泣きつくものさえ続出する始末だった。合宿所で不幸病死したあるユダヤ人の爺さんなどは『私はこれで永久に神戸に滞在できますネ』とニコリ微笑みながら息を引きとったという涙ぐましい話さえある」

『叱られても嬉しい人情 雑誌に載った ユダヤ人の日本印象記』(昭16. 10. 24)

「(略) 日本の印象を偲ぶことの出来る興味深い雑誌(ジュウイッシュ・ライフ)が兵庫県外事課に届けられた。(略) この中には避難ユダヤ人の一人ヤコブ・フィッシュマンが寄稿した『日本における日記から』と題する短文の神戸、大阪滞在印象記があり、それには『日本に上陸第一歩を印してまず驚いたことは、みどり濃やかな景色のうるわしさと人情のうるわしさを、それに婦人の着物のきれいさであった。人情のうるわしさを説く一例としては、私が神戸の果物屋でリングを2つ買い50銭札1枚おいて帰り、翌日その店へまた買物に行くと、主人になぜリングの剩銭をもって帰らないのかとどなられ叱られながらうれしかった。また大阪で手まねによって若い男にレストランをたずねたところ親切に教えてくれたので、私はそこへ行く途中煙草屋へ立寄った。するとその若い男は追掛けて来て、そこはレストランと違ふとまた手まねで教えてくれた。これは私が煙草屋とレストランを間違えたのだと勘違いしたのだが、この親切に私は非常にうれしかった』としきりに日本人のやさしさをたたえ……」

■ 神戸新聞

『忘れぬ銀座と宝塚 さよならユダヤ人部隊 殿(しんがり)軍』(昭16. 9. 18)

「約6カ月間流浪の身体を港都に休めていたユダヤ人の最終部隊199名は、17日午後3時神戸出帆の日華連絡船大洋丸で上海に向かった。結局後に残った者は、病人、子供たち約70名であるが、

(略) この日船上で水上署外事係の調べを受けたとき、誰も彼もがやや感慨深い面持で『大変お世話になりました。日本人の好意は永久に忘れません』と盛んに愛嬌を振り撒いていたが、中にも経済学者レポラトスキー氏は『南米ブラジルに行って永住の仕事を求め更生する。貴国滞在中いろいろと面倒をかけたが、東京銀座の情緒と、宝塚の歌劇は終生忘れることの出来ない印象である』と語った。

最後に

これらの記事から見えてくるのは、非常に過酷な旅にあって、神戸での滞在が彼らにとってすべてではないにしても、ほんのひと時逃亡を忘れ、楽しい思い出をつくることができた街ではないかということである。この出来事は、神戸の国際性豊かな誇らしい歴史の一片でもある。

神戸のユダヤ人調査での最初の疑問は、なぜ多くのユダヤ人が神戸を目指したのかである。当時日本国内にシナゴグ(会堂)は神戸にしかなく、また神戸にユダヤ協会があったからだと考えられる。民族集団として世界各地にいるユダヤ人がヘブライ語を話し、彼らの歴史を知り得るのは、このシナゴグがあるからである。シナゴグは礼拝以外に勉強をする場でもある。次に、彼らの通過ビザ(10日間ほど)で、なぜ数カ月滞在できたかということである。そこには当時の松岡外相と折衝したユダヤ教学者小辻節三の力があった。彼は京都の神官の家に生まれ、キリスト教徒を経てユダヤ教徒となった。彼の墓はエルサレムにある。(山田純大著『命のビザを繋いだ男—小辻節三とユダヤ難民』を参照)

神戸に滞在したユダヤ難民についての詳しい記述と関係資料、また大正9年、ロシア革命により避難した子どもたちを親許に無事送り届けた陽明丸と勝田銀次郎(後の第8代神戸市長)の活躍、さらに明治23年、串本沖で座礁したトルコ軍艦エルトゥールル号と生存者69名の神戸滞在記録も記述した「新修神戸市史紀要『神戸の歴史』第26号」(平成29年4月発刊)を書店で販売予定である。

■年金改革法

2016年12月14日、「公的年金制度の維持可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金改革法）が成立した。この改正法は、少子高齢化で年金の支え手である現役世代が減っても将来の年金水準を確保できるようにすることを目的に、年金の給付を今より抑える新たなルールを盛り込んでいる。

具体的なルールの柱は大きく2つある。1つは、賃金や物価の変動に合わせて年金の支給額を増やしたり、減らしたりする「賃金・物価スライド」見直しである。日本の年金は高齢者が受給する分を、その時代の現役で働く世代が賃金から支払う保険料や積立金などで賄う「仕送り方式」を採用している。賃金下がれば、その分、現役世代への負担は重くなる。しかし、現在は賃金下がっても物価が上がった時には、年金の額を据え置いている。また、賃金の下がり方が物価より大きい場合も、物価に合わせて年金額を変えている。これを2021年4月から、賃金の下落に合わせて支給額を減らす新しい仕組みに切り替える。

もう1つは、年金支給額の伸びを賃金や物価の上昇分より抑える「マクロ経済スライド」の見直

しである。2004年に導入した「マクロ経済スライド」は物価や賃金が伸びている間は毎年およそ1%ずつ年金額を抑えて制度の持続性を高める仕組みである。しかし、物価が下落しているデフレ下では適用しないため、過去に発動した例は2015年度の1回しかない。今回の改正では、物価が下落している局面では年金支給額の抑制を凍結する代わりに、物価が上昇に転じたときには2018年度から複数年分まとめて抑制できるようにする。

一方、今回の改革法により、民間企業などで働く人を対象にした厚生年金の加入要件を広げ、2017年4月から従業員500人以下の企業で働くパートなどの短時間労働者が、基礎年金に上乘せする厚生年金に新たに加入できるようになった。また、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。

改革法では、このほか、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に年金積立金の運用に対する監督等を行う合議制の経営委員会を設けることや日本年金機構の国庫納付規定を設けることも定められた。

■統合型リゾート（IR）整備推進法

カジノや宿泊施設、国際会議場など統合型リゾートの整備を推進するための基本法となる「統合型リゾート整備推進法」（カジノ法）は、2016年12月15日に衆院法会議で自民党と日本維新の会などの賛成多数で可決・成立した。公明党は自主投票で、民進、共産両党は反対した。IR推進法の成立までには、15年間の政官財、5年間の超党派IR議連および各党内議論、そして、最初の法案提出から3年を要した。

IR（Integrated Resort）とは、シンガポールが使った言葉である。カジノやホテル、大型会議場を一体として整備した、集約的な集客施設群をいう。IRは、都市や観光地の魅力を高め、観光客、ビジネス旅客の集客を可能にし、施設整備に伴う建設需要、整備・運営に伴う雇用効果、運営に伴う税収効果、集客に伴う消費効果等の様々なシナジーにより地域経済を活性化し、再生する効果をもたらすものと期待されている。

その一方で、カジノの合法化によるギャンブル依存症患者の増加や、治安悪化が懸念されている。

賭博にのめり込んで衝動を抑えられなく疾患は「ギャンブル依存症」と呼ばれ、治療が必要となる。患者は全国で500万人以上と推計されているものの、患者の回復支援や学生等への予防教育に関する政策がほとんどないのが現状である。また、チップの洗金などによって、犯罪で得た収益の出所をわからなくするマネーロンダリング（資金洗浄）に悪用される恐れなどがある。

今後、実際のカジノ建設に向けて、同法案成立後1年以内をめどに策定される「IR実施法案」により詳細が定められる必要がある。実施法案づくりにおいては、カジノ収益の社会への還元や、ギャンブル依存症対策、犯罪対策など検討すべき課題が多い。

また、カジノの設置場所は、政府が希望する自治体の中から選ぶ。北海道や大阪府、長崎県など誘致に前向きな姿勢を示している自治体、経済界は、IR実施法の成立後の国の地域選定、自治体の事業者選定を目指して準備を進めている。

■ OPEC 等主要産油国の原油協調減産合意

2016年12月、石油輸出国機構（OPEC）と非加盟主要産油国が会合を開き、15年ぶりに協調減産で合意した。合意国合計で世界生産の約2%を減産し需給改善を図ることが目的であり、会議に参加しなかった産油国にも合意枠組みへの参加を呼びかけた。

具体的な内容を見ると、OPEC が11月の総会で日量120万バレルの減産を決定したことを受けて、今回の会議に参加した非 OPEC 加盟国であるロシア（日量30万バレル）、メキシコ（日量10万バレル）など11カ国が合計約60万バレルを減産し、合計で約180万バレルを減産することとなったが、これは世界生産の約2%に相当し供給過剰状態を大幅に改善することになる。また、減産の実施状況を確認するため、OPEC 加盟国のアルジェリア、クウェート、ベネズエラと非加盟国のロシア、オマーンの5カ国で構成する監視委員会を設置した。

今回の合意の背景として、原油価格の低迷が長期化する状況を打破し価格決定権を奪回したいとする OPEC 加盟国など主要産油国の思惑がある。米国でシェールオイルの生産量が増加したことを受け、原油価格の値下がりによって生産コストの

高いシェールオイルが減産に追い込まれることを狙って、サウジアラビアなどが過剰に原油を生産した結果、大幅な供給過剰となり、原油価格を暴落させる要因となった。そのため、産油国側は方針転換を行い、協調減産による需給環境の改善を図ることとなり、今回の合意となった。

今のところ協調減産は順調に進んでおり、原油価格は堅調に推移している。国際エネルギー機関（IEA）によると、世界の石油需要は途上国を中心に拡大しており、今回の協調減産が継続されれば、再び需要超過に転じ原油在庫が取り崩される見通しとなっている。

今後の原油価格の見通しについては様々な見方がある。協調減産が守られ石油需要が堅調に増えればさらに上昇するとする見方がある一方、これまでの歴史をみても協調減産が守られなかったことが多く、さらには技術上の問題で減産が難しいロシアが本当に減産をするのか慎重な見方があり、その場合は再び原油価格が低迷する場合もあるとするものである。さらに、合意に参加していない米国のシェールオイルの生産動向、中東における政治リスクなど不安定要素が多く、見通しを難しくしている。

■ プレミアムフライデー

「プレミアムフライデー」とは、毎月末の金曜日午後3時前後の早期時間帯に退社を促す取り組みである。経済産業省が旗振り役となって、官民でつくる協議会が設置され、2017年2月24日に、初めて導入された。

この取り組みの発端は、2016年初めの経済財政諮問会議で、民間議員から「全規模のセールで消費拡大を促す」と提案したことであった。その後、「働き方改革」をめぐる政策論議が進むにつれて、プレミアムフライデーの位置づけは、労使の意識改革を含めて働き方を変え長時間労働を是正する機会というものに微妙に変化した。このように、プレミアムフライデーは、消費の喚起と働き方改革をねらって、政府と経済界が主導した取り組みであるといわれている。

この取り組みに対して、「他の曜日に仕事が積み上がるのでは」「金曜日の消費が増えても土日分の先食いに終わるのでは」という指摘がでてくる。また、会社近くの飲食店は「素通りしてしまうのではないか」という危機感や、時給制で働く人は「収入減になりかねない」という懸念がある。

2月24日の初日は、サービス・小売業の中には、消費を取り込もうと特別イベントを開いたり、割引サービスを提供したりするところが見られた。ただ、消費余力をもつ社員がイベントに参加する動きは想定ほど広がっていなかったと報道されている。また、退社時刻を早めるよう対策をとった企業は、大企業に限られ、「様子見」の企業が大勢を占めたとも報道されている。

開始当初はともかく、プレミアムフライデーの導入が余力のある一部の大企業の試みにとどまれば、意義が薄まる。プレミアムフライデーが、どれだけ浸透するかは現時点では不透明である。中小企業では導入は厳しいという声が多い。また、プレミアムフライデーは国の音頭取りで始まったが、自治体の取り組みにもばらつきがある。

プレミアムフライデーは、日本の経済・社会に欠かせない働き方改革のきっかけとなることが期待される。プレミアムフライデーを一時のイベントにせず、消費の喚起や働き方改革につなげていくためには、週休2日制の導入時のように息の長い取り組みが必要であろう。

■糸魚川市大規模火災

平成28年12月22日、午前10時20分頃、新潟県糸魚川市内の一軒の飲食店から発生した火災は、折からの強風に煽られ一昼夜に渡り市街地の家屋を焼き尽くした。当日は南南東から南にかけ最大瞬間風速20m/sを越える日本海側に向かう独特の風が吹き荒れ、その風に煽られるように、失火場所から約300m離れた北の海岸線に向かって火災は燃え広がり、多くの家屋が被害を受けた。糸魚川市より、具体的な被害状況として、被害家屋144棟（全焼120棟、半焼4棟、部分焼20棟）、けが人16人（一般2人、消防団員14人）、焼失面積は約40,000㎡、鎮火まで約30時間を要したと発表されており、近年の大火の中では稀にみる大きな被害が生じた災害となった。

糸魚川市は、新潟県の南西にあり富山県境と日本海に接している人口4万3千人ほどの都市であり、平成27年の北陸新幹線開通に際して、その駅が設けられ、今後の発展が期待されると同時に、宿場町の面影を残す古い町並みが残る都市である。特に駅前を中心とした市街地は旧来の住宅や店舗

が密集しており、今回の火災では、火元の飲食店から風下に向かって近接する家屋を炎が伝うように燃え広がったとみられている。過去、地理的な特徴であるフェーン現象により南の山岳部より北面の日本海に向かって吹き降ろす、通称「焼山おろし」と呼ばれる乾燥した強風に起因する延焼火災が何度も発生しており、残念ながら今回の火災も、過去の教訓を十分に生かすことができなかった。

支援関係法令も「災害援助法」、「被災者生活再建支援法」が災害後すみやかに適用され、復興に向けての動きも早々に始まっているが、現在でも多くの被災者が応急仮設住宅に入居し、生活再建を模索する状態が続いている。また、本火災が甚大な被害をもたらした要因として、密集した旧来の家屋や強風が有効な消防活動を阻害したという指摘がされており、この災害は、いまだ全国に残る旧来の形態を持った市街地の防災対策、行政の消防組織のあり方や、災害に対する今後の都市計画などに非常に大きな教訓を残したものと見える。

■ユネスコ無形文化遺産に「山・鉦・屋台行事」登録

ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、エチオピア・アディスアベバで開かれたユネスコの第11回政府間委員会（24カ国で構成）において、「山・鉦・屋台行事」をユネスコ無形文化遺産に登録すると決定した。

登録が決まったのは、「角館祭りのやま行事」（秋田県仙北市）や「秩父祭の屋台行事と神楽」（埼玉県秩父市）、「高山祭の屋台行事」（岐阜県高山市）、「長浜曳山（ひきやま）祭の曳山行事」（滋賀県長浜市）、「京都祇園祭の山鉦行事」（京都市）、「博多祇園山笠行事」（福岡市）、「唐津くんちの曳山行事」（佐賀県唐津市）など東北から九州まで18府県の33行事で、これらは地域社会の安泰や災厄よけを願って、文化の粋を凝らした飾り付けが特徴の「山・鉦・屋台」を巡行させる祭礼である。

日本から提案した「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」が平成23年の第6回政府間委員会において、既に登録されていた「京都祇園祭の山鉦行事」及び「日立風流物」との類似性を

指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財（保護団体認定）の33件を構成要素としてグループ化し、「京都祇園祭の山鉦行事」及び「日立風流物」の拡張提案として平成27年3月に提案したものである。

無形文化遺産は、有形の文化財の保護・継承を目的とした世界遺産とは異なり、芸能や祭り、社会的慣習、伝統工芸技術などが対象で、これまでに世界で336件が登録され、日本からは歌舞伎や能楽、雅楽、和紙、和食、結城紬など22件が登録されていた。登録済みの2件の「山・鉦・屋台行事」は同じ一つのグループとして数えられるため、国内の無形文化遺産の登録数は21件になる。

政府は2018年に、ナマハゲなど仮装した神が家々を訪れる八つの行事からなる「来訪神（らいほうしん）行事 仮面・仮装の神々」についてもグループ化による拡張登録を目指している。

■ イプシロンロケット2号機打ち上げ成功

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は平成28年12月20日20時00分00秒(日本標準時)に、ジオスペース探査衛星「ERG(エルグ)」を搭載したイプシロンロケット2号機を鹿児島県肝付町の内之浦宇宙空間観測所から打ち上げた。ロケットは計画どおりに飛行し、打ち上げから約13分27秒後にERGを正常に分離し、打ち上げは成功した。

イプシロンは日本が独自に開発した固形燃料ロケットで、2013年9月の1号機以来、3年ぶりの打ち上げ成功となった。連続して打ち上げが成功したことで、技術の信頼性が高まり、また、主力のH2AやH2Bといった液体燃料のロケットと合わせて2つの燃料タイプが整い、日本のロケットの多様化が進んだ結果となった。3号機は29年度以降に打ち上げられる予定である。イプシロンは三段式で全長26メートル。今回打ち上げた2号機は、1号機よりも二段目を大型化しており、打ち上げ能力が約3割向上している。また、衛星を搭載するスペースも前回よりも広げるなどの改良がなされている。打ち上げにかかる費用は約50億円で、高コストが理由で2016年に廃止となった前

身のM5の費用の3分の2程度に抑えられている。

JAXAは衛星の愛称を、地球周辺の宇宙空間であるジオスペースの中で最も荒々しい高エネルギー粒子に満ちたヴァン・アレン帯という宇宙の「荒瀬」に漕ぎ出していくこと、鹿児島県肝付町に流れる「荒瀬川」にちなんで、「あらせ」と命名した。ヴァン・アレン帯はメガエレクトロンボルトを超える高エネルギーの電子が充満した放射線帯領域で、なぜ高エネルギー電子が生まれ、放射線帯がつくられるのかという謎は1958年のヴァン・アレン帯発見以来、解明されておらず、太陽風の擾乱によって起こる宇宙嵐に伴って、高エネルギー粒子がどのようにして生まれるのか、宇宙嵐はどのように発達するのかを明らかにするため、あらせは放射線帯の中心部で高エネルギーが生まれる過程を世界で初めて観測する。

軌道変更運用(近地点高度上昇)、ワイヤーアンテナの伸展、伸展マストの伸展など、重要なシーケンスが正常に実施されたことが確認されたことから、クリティカル運用期間を終了し、初期運用を経て定常運用に移行する予定である。

■ 日露首脳会談

昨年12月、ロシアのプーチン大統領が我が国を公式訪問し、安倍首相との日露首脳会談が開催された。両国間の最大の懸案である北方領土問題について意見交換が行われたほか、平和条約締結に向けた重要な一歩として位置づけられている共同経済活動に関する協議を開始することなどが合意された。

北方領土は我が国固有の領土で、ロシアとの間では1875年に樺太・千島交換条約を結び我が国の領土であることが確認された。1945年の第2次世界大戦終期に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いている。戦後、両国政府間で継続的に交渉が行われてきた。国交を回復した日ソ共同宣言(1956年)では、平和条約締結交渉を継続するとともに、歯舞群島及び色丹島については、平和条約の締結後、日本に引き渡すことが同意された。その後、ソ連は見解を変え長年にわたって「領土問題は存在しない」として交渉の余地を見いだせなかったが、ソ連崩壊前後より、首脳会談等で未解決問題があることを確認し、問題を解決し平和条約を締結するための協議が行われている。安倍首相就任後、首脳会談を重ねるなど首脳間の信頼関係を構

築する中で、これまでの交渉の停滞を打破し突破口を開くため、双方に受入れ可能な解決策の作成に向け今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識が共有された。

今回の首脳会談では、平和条約締結に向けた決意を示すとともに、重要な一歩となり得るとの相互理解に基づいて北方領土における「共同経済活動」を行うための特別な制度に関する協議の開始、元島民の墓参・故郷訪問に関する人道上の理由に立脚した案の検討等が合意された。また、安全保障分野については政府間交流の拡大、経済分野については、健康寿命の延伸や子供向け医療、ウラジオストク等の都市づくり、原発廃炉や風力発電導入促進協力、生産管理に関する訪日研修の実施、温室野菜栽培事業の拡大など8項目の経済協力の具体化について合意された。

今後、さらに首脳会談や交渉等を重ねて、我が国の悲願である北方領土問題を解決していくとともに、隣国同士の戦略的パートナーシップを確立することで、長年停滞している両国関係を相互互恵関係に変えていくことが望まれる。

■ 英国 EU 完全離脱

2017年1月17日、ロンドンで欧州連合（EU）離脱の政府方針について演説し、「半分残り、半分出るようなことはない」などと完全離脱を明言した。「人、モノ、サービス、資本」の域内での自由な行き来を原則とするEUの単一市場への参加よりも移民規制を優先し、EU司法裁判所からも脱退する。また、メイ首相は、加盟国以外の国に共通の関税率を設定するEUの関税同盟については、英国が新たな貿易協定交渉をする際の障壁になるとして残留を求めず、新たな協定を結びたいとの意向を示した。また、EU離脱後の混乱を避けるため、新たな体制が整うまでの段階的な移行措置を求める考えを示した。

2016年6月に実施された国民投票で、EU離脱が過半数を占めたことにより、残留を訴えたキャメロン氏が首相を辞任し、メイ氏が首相に就任。メイ首相はEUと交渉を始めるための正式な「離脱通知」を2017年3月までに行うと表明していた。

一方、英国最高裁判所は、1月24日、英国がEU離脱の交渉を始めるため、EUに脱退通知を出す際には、議会の承認が必要だとする判断を下した。これをうけて、英国政府はEUへの正式な

離脱通告する権限を政府に与える法案を下院に提出し、2月8日、賛成多数で法案が可決した。しかし、上院で英国在住のEU市民の権利保障などをめぐり審議が難航したが、議会に離脱協議の最終合意案を拒否する権限を付与するなど追加条件を加えた修正案が可決された。

英国がEU単一市場から完全に離脱すれば、関税は世界貿易機関（WTO）のルールに沿って引き上げられる可能性がある。また、EUは関税同盟を結んでいるため、税関業務は原則撤廃されているが、離脱に伴い税関手続きが復活する。また、EUは金融機関に対し、域内のいずれかの国の監督当局から免許を取得すれば、他の加盟国でも業務を認める「シングルパスポート・ルール」（単一免許制度）を設けているが、この制度も失う可能性が高い。一方、英国が重視する移民規制は自由に作ることが可能になる。

英国内にはEU残留を重視する声もまだ根強い。英国のEU離脱に伴う、英国内やフランス大統領選挙、ドイツ連邦議会選挙などの重要な選挙を控えるEU諸国の今後の行方が注目される。

■ 神戸ソーシャルキャンパスの設置

2016年1月29日にNPOと協働してNPO学生交流拠点「神戸ソーシャルキャンパス」をサンバル2階に設置した。施設の運営時間は月曜日・祝日を除く14時から20時30分としており、学校の授業後や社会人の会社帰りに立ち寄れる時間に対応している。NPOと学生をマッチングし、市内での就職や起業を促進することを主な目的とした交流拠点の設置は、全国初の取り組みとなる。

神戸市では、外国人支援や認知症予防等といった社会的課題へ対応するため市民団体との協働を進めているが、その主な担い手であるNPOでは若手人材が不足しており、特に20代のスタッフは10%程度しか在籍していない。ボランティア主体で運営されることが多く、かつ年齢層も高いため、NPO活動に新規事業やイノベーションが生まれにくいという課題がある。

一方、市内での就職を希望している学生がいるにも関わらず、学生が在学中に社会人との接点が少ないことや、市内企業やNPOの求人情報が少ないことから、市外に学生などの若者が流出している状況にある。また、地域に貢献したいという意欲ある学生が多いにもかかわらず活動する拠点が

が整備されていないことから、市長と学長との懇談会において、学生の交流の場の提供を求める意見が出されていた。

「神戸ソーシャルキャンパス」では、有志の大学生で構成する「学生運営委員会」が、運営プログラムを企画立案し、事務局であるNPOと共に運営することとしている。①NPO活動やソーシャルビジネスに関する「活動・起業相談、マッチング」、②学習を目的とした「ボランティア・スタディツアー」、③NPOや企業が提示する社会的課題に対し、学生グループが長期的に課題解決に取り組む「フィールドワーク」、④NPOに学生を一定期間派遣する「インターンシップ」⑤「就職支援」、⑥市内企業がスポンサーとなり、優秀なソーシャルビジネスプランに賞金を提供する「ソーシャルビジネスプランコンペ」の6つの事業を実施する。

今後、学生やNPOの定着を図っていくため、SNSを活用した学生向けの情報発信やNPOが主催するイベントやNPOを対象としたセミナーをソーシャルキャンパスで開催することでNPOに周知を図るなど、認知度の向上に取り組んでいく。

■ 神戸三宮駅周辺・臨海地域 特定都市再生緊急整備地域に指定

昨今、わが国の国際競争力がアジア諸国と比較して相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市において、官民連携による市街地整備を強力に推進し、企業や人を呼び込む魅力ある都市拠点を形成することが必要となっている。

「都市再生緊急整備地域」は、都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域を指し、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域を「特定都市再生緊急整備地域」という。

神戸市においては、平成14年10月に「神戸三宮南地域(47ha)」「神戸ポートアイランド西地域(273ha)」について「都市再生緊急整備地域」の指定を受け、このうち「神戸三宮南地域」については平成25年7月に指定範囲の拡大を行うとともに名称を「神戸三宮駅周辺・臨海地域(96ha)」として改めた。

特に、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」における三宮駅周辺の再整備は神戸全体の活性化や国際競争力の強化を図る上で不可欠であり、平成27年9月に策定した「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョ

ン]」及び「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」の実現に向け、市民・事業者・行政の協働による取組みを進めている。そこで、民間事業を誘発し、都心再生に向けた動きを確実に神戸の発展へとつなげ、世界に貢献できる都市を目指すため、平成28年11月に政府より「特定都市再生緊急整備地域」に指定(45ha)等を受けた。

「都市再生緊急整備地域」においては、土地利用規制の緩和や、都市計画の提案、事業認可等の手続期間の短縮に加え、公共公益施設の整備を伴う一定規模以上の民間事業について、国土交通大臣の認定を受けることにより税制支援が受けられるが、「特定都市再生緊急整備地域」においては、より手厚い税制支援が適用され、民間事業者の優良な都市開発の投資に対し金融支援がなされるほか、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等についての国庫補助事業の活用等が可能となる。

今後、同エリアにおいて、より一層の民間事業の誘発、民の力を活用した都市基盤の整備に弾みがつき、神戸が今後も都市間競争に負けない選ばれる都市となり、ますます魅力と競争力のある地域となることが期待される。

■ 神戸国際港湾会議

神戸開港150年事業の最初の基幹事業として、平成29年2月13日・14日に神戸国際港湾会議が神戸国際会議場、神戸ポートピアホテルで開催され、アジア・欧米から18の国と地域から、28の港の代表者が参加した。

世界の各港との交流・連携を促進し、神戸港の国際的な存在感を高め、神戸港が再び世界で活躍するための足掛かりを作ることや、生産拠点が東南アジア方面に移行していく情勢をにらみ、とりわけ東南アジア諸港との協力関係を構築し、成長著しい同地域からの今後の広域的な集貨につなげていくことを主要な目的として、今回の国際会議が開催された。

今回の国際会議では、2月13日の冒頭、黒田勝彦 神戸大学名誉教授による基調講演に始まり、「クルーズの展望」(座長：赤井伸郎 大阪大学大学院教授)、「アジア物流の展望」(座長：池田龍彦 横浜国立大学名誉教授)、「港湾管理における環境政策」(座長：デヴィッド・パドマン 前ポートクラン港長)の3つの分科会に分かれ、各港間の意見交換が行われた。

また翌2月14日には、安田丑作 神戸大学名誉

教授を座長に、「ウォーターフロントの再開発」をテーマとして、姉妹港・友好港提携50周年記念セミナーが開催され、神戸港の姉妹港・友好港であるシアトル港、ロッテルダム港、天津港に加えて、ドイツのハンブルク港、フランスのマルセイユ港が参加した。

国際会議における議論の総括として「神戸宣言」が採択された。宣言の中で、今後の各港間の連携や将来を担う人材育成について協力して取り組むことが確認された。

また、東南アジアの港湾管理者を中心に、11の港と神戸港との間で、航路展開の積極的な推進や海運に関する情報共有の強化、人的交流の促進といった項目についての協定を締結することに加え、国際会議に参加した海外の港湾管理者と、神戸港で活動する物流関連企業など民間企業の方が、情報交換を行うビジネスマッチングの場も設け、延べ23件のミーティングが行われた。

今回の国際会議において、海外港湾との官民のネットワーク構築が進んだことを契機として、これまで以上に神戸港の港勢拡大に向けた取組みにつなげていく。

平成26年度 大都市制度研究会報告（概要）

平成27年 3月

（公財）神戸都市問題研究所

[問い合わせ先：TEL 078-252-0984]

大都市の多様性を前提として指定都市市長会が提言を行った「特別自治市（仮称）」構想を基本に、平成24年度、25年度、26年度の3カ年にわたって国や都市圏域の成長を牽引する、神戸市にとってふさわしい新たな大都市制度のあり方について調査研究を行った。その経緯は図1のとおりである。

本号では、3年間の調査結果の中で神戸都市圏域の発展に向けた広域連携制度の仕組みを中心に紹介する。

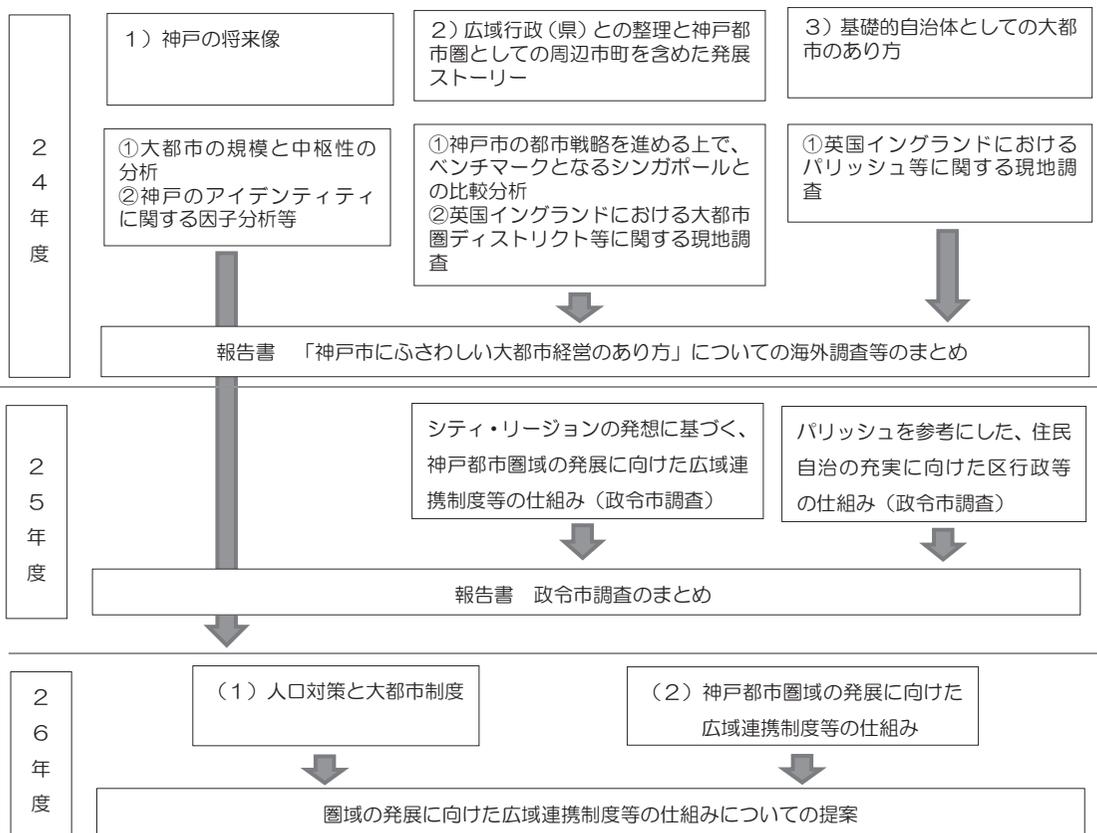


図1 調査の経緯

(注) 平成26年度 大都市制度研究会 名簿 (順不同・敬称略 肩書きは平成27年3月現在)

新野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事・神戸大学名誉教授 (座長)
石井 淳 蔵	流通科学大学長 (経営学)
加藤 恵 正	兵庫県立大学政策科学研究所長・教授 (都市経済学)
村上 芳 夫	関西学院大学総合政策学部教授 (行政学)
林 宜 嗣	関西学院大学経済学部教授 (財政学)
加藤 久 雄	神戸市企画調整局企画調整部長
奥田 隆 則	神戸市企画調整局大都市・広域連携担当部長
辻 英 之	神戸市行財政局財政部長

1. 平成24年度、25年度の調査結果の概要

平成24年度、平成25年度において、「神戸市にふさわしい大都市制度」の仕組みづくりの方向性について、「神戸都市圏域の発展に向けた広域連携制度等の仕組み」「住民自治の充実」の2つの軸で検討した。各方向性の具体的内容をつめるために、ベンチマークとして取り上げた、海外、他の大都市における事例について、現地視察及び担当部局へのヒアリング、文献調査等を実施して、その結果を表1、2のようにまとめた。

表1 神戸都市圏域の発展に向けた広域連携制度等の仕組み

	24年度	25年度
調査テーマ	イングランドにおけるシティ・リージョンの考え方を取り入れた圏域内の連携のしくみ	広域連携の取り組み
調査対象地域	英国イングランド・ロンドン、シェフィールド	4政令指定都市 (浜松市、広島市、北九州市、福岡市)
調査期間	平成24年11月18日～23日	平成25年11月12、13日、 12月18日、20日、 平成26年2月10日
圏域の設定の考え方	・大都市を中心とするシティ・リージョン	・圏域については、生活圏に基づく場合や県に指定された地域 ・県境を越えるもの (浜松市、広島市)
都市圏の将来像の共有化	・周辺市町を含めた都市圏の将来像 (ビジョン) の共有	・都市圏のビジョンの策定 (浜松市、広島市、北九州市、福岡市)・PRキャラクターの採用 (広島市、北九州市)
連携事業	・周辺市町との水平的連携 (イングランド) ・圏域内の公共交通機関の一体利用 ・ごみ処理、警察、消防において圏域内での連携	・広域的な職員研修の実施 (浜松市、広島市等) ・自治体クラウドの研究 (浜松市) ・119番指令センターの一元化 (福岡市) ・圏域内における施設設備の都市間調整 (北九州市・下関市) ・施設の相互利用 (北九州市、福岡市) ・ビジネスマッチング、人材・企業誘致 (浜松市) ・まちおこし協議会 (広島市) ・広域連携 (広島市、北九州市)
組織	圏域内の行政関係者、地域の民間企業の代表者で構成される組織	3県と周辺市町、3県の商工会議所から構成される連携会議 (浜松市)
事務権限の移譲	・地域開発の権限の移譲	・静岡県から38業務について移譲合意 (浜松市)
税財源の移譲	・地域成長ファンドに対する国への助成申請の調整・申請	・協議会予算 (広島市、福岡市ほか) ・競艇事業の収益金の活用 (福岡市)

表2 住民自治の充実の仕組み

	24年度	25年度
調査テーマ	イングランドにおけるパリッシュ（準自治体）	住民自治の取り組み ①区行政について ②住民総会 ③地域コミュニティ
調査対象地域	英国イングランド・ロンドン、シェフィールド	4 政令指定都市（仙台市、川崎市、名古屋市、福岡市）
調査期間	平成24年11月18日～23日	平成25年10月1日、11月19日、 平成26年2月4、19日
設置方法 歳入・歳出 組織	<ul style="list-style-type: none"> 一定数以上の署名を集め自治体に提出して設置 主な収入はカウンスル・タックス 公選による議員と事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 区裁量予算（仙台市、福岡市） 区長の予算要求権限（仙台市） 総合補助金制度（福岡市） 区長裁量定員（名古屋市） 総合区制度
機能等	<ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道整備 ・街路照明維持管理 ・墓地・火葬場管理 ・レクリエーション施設の管理 ・標識や掲示板の設置 ・バス停のベンチ等の管理 ・コミュニティセンターの管理 ・オープンスペースや緑地の管理等（限定的） ○都市計画の許認可 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな建築物の建設，屋根の形を変える場合，大きな木を切りたい場合に許認可 ○カウンティやディストリクトから特定の事項について協議 	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>住民組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民会議制度（川崎市） <ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・行政区単位 ・委員は各区20名以内（公募，区長推薦） ・行政は事務局のみ ・地域の課題を区民の参加と協働で解決することが目的 ・1区5,500万円の区長の自主執行予算（地域課題が解決された事例） 放置自転車問題，高齢者の健康づくり等 </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ○地域委員会制度（名古屋市） <ul style="list-style-type: none"> ・要綱 ・地域単位 ・各地域委員会で委員9名（「公募委員」（住民の投票）と「推薦委員」（公開の場で選出） ・行政は投票資格者の抽出等 ・住民間の合意形成を図りながら地域において解決すべき課題とその解決策を検討，地域予算の使い道を提案 ・地域の人口規模に応じて200～400万円の予算（地域予算事業） 見守り事業，高齢者健康生きがい事業，通学路の整備，交流事業等 </div> </div>

2. 平成26年度調査結果の概要

平成24・25年度調査を補足するために，新たに人口問題の調査に着手するとともに，引き続き，国内都市における圏域の視点について，調査を行った。その結果の概要について，以下に紹介する。

指定都市は，保健・福祉など生活に密着した様々な行政サービスを提供する基礎自治体であると同時に，それぞれの地域において高度な都市機能を集積すること等により，広域連携を進めつつ，圏域全体の活性化，発展のための牽引役として重要な役割を果たしている。

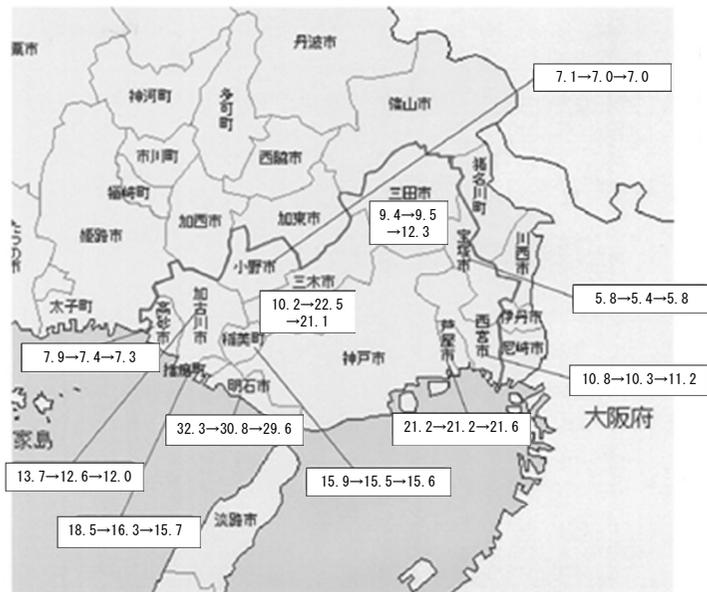
神戸市は明治以来，経済上，文化上，社会資本としても一体的に形成されている周辺都市との有機的な連携のもとで，県の中核都市として地域を牽引してきた。神戸市の市内総生産は約6兆円であり，県内総生産の約3分の1を，従業員数においては，県内の約4分の1を占めている。人口は154万人で県内559万人の27%である（表3）。また，周辺市からの流入人口（昼間人口）についてみると，明石市からは30%，三木市からは23%，芦屋市からも21%が流入している（図2）。

(出典：平成24年度調査結果)

表3 神戸都市圏人口推移データ

	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
神戸都市圏	1,714,616	1,929,058	2,188,640	2,433,906	2,678,346	2,808,193	2,923,983	3,053,931	3,033,577	3,196,787	3,267,305	3,306,689
神戸市	981,318	1,113,977	1,216,666	1,288,937	1,360,605	1,367,390	1,410,834	1,477,410	1,423,792	1,493,398	1,525,393	1,544,200
阪神(小計)	316,223	386,149	491,554	575,160	639,457	675,702	702,667	716,295	667,965	734,976	775,789	801,578
西宮市	210,179	262,608	336,873	377,043	400,622	410,329	421,267	426,909	390,389	438,105	465,337	482,640
芦屋市	50,960	57,050	63,195	70,938	76,211	81,745	87,127	87,524	75,032	83,834	90,590	93,238
宝塚市	55,084	66,491	91,486	127,179	162,624	183,628	194,273	201,862	202,544	213,037	219,862	225,700
東播(小計)	417,075	428,932	480,420	569,809	678,284	765,101	810,482	860,226	941,820	968,413	966,123	960,911
明石市	120,200	129,780	159,299	206,525	234,905	254,869	263,363	270,722	287,606	293,117	291,027	290,959
加古川市	101,414	102,315	114,758	140,344	183,280	212,233	227,311	239,803	260,567	266,170	267,100	266,937
高砂市	50,131	53,565	61,000	68,900	77,080	85,463	91,434	93,273	97,632	96,020	94,813	93,901
稲美町	18,639	18,525	19,099	21,140	23,425	27,609	29,579	30,603	31,377	32,054	31,944	31,026
播磨町	8,441	8,814	10,616	13,116	20,011	26,527	29,757	30,813	33,583	33,766	33,545	33,183
三木市(吉川町含む)	48,240	47,062	46,688	49,071	63,746	78,297	82,636	84,445	86,562	86,117	84,361	81,009
小野市	36,343	36,343	36,695	37,623	40,576	43,574	45,686	46,007	48,214	49,432	49,761	49,680
三田市	33,667	32,528	32,265	33,090	35,261	36,529	40,716	64,560	96,279	111,737	113,572	114,216
神戸市比率	0.572	0.577	0.556	0.530	0.508	0.487	0.483	0.484	0.469	0.467	0.467	0.467
構成	0.184	0.200	0.225	0.236	0.239	0.241	0.240	0.235	0.220	0.230	0.237	0.242
比率	0.243	0.222	0.220	0.234	0.253	0.272	0.277	0.282	0.310	0.303	0.296	0.291

神戸都市圏	—	1,1251	1,1346	1,1121	1,1004	1,0485	1,0412	1,0444	0,9933	1,0538	1,0221	1,0121
神戸市	—	1,1352	1,0922	1,0594	1,0556	1,0050	1,0318	1,0472	0,9637	1,0489	1,0214	1,0123
伸 び 率	—	1,2211	1,2730	1,1701	1,1118	1,0567	1,0399	1,0194	0,9325	1,1003	1,0555	1,0332
東播(小計)	—	1,0284	1,1200	1,1861	1,1904	1,1280	1,0593	1,0614	1,0949	1,0282	0,9976	0,9946
全国	—	1,0469	1,0520	1,0550	1,0695	1,0457	1,0341	1,0212	1,0158	1,0108	1,0066	1,0023



注：□の中の数字は、平成12年国勢調査→平成17年国勢調査→平成22年国勢調査を示す。

図2 神戸都市圏の設定（出典：平成24年度調査結果）

平成24年度の調査で、平成12年、平成17年、平成22年の国勢調査結果を基に、各市町の常住就業者のうち、神戸市に通勤する割合が5%を超えるものを神戸都市圏に含めるという基準によって神戸都市圏を設定した（図2）。

このように、大都市は周辺地域にも大きな影響を与えており、大都市としての神戸市の特性を明らかにする上で、圏域の視点に立って考えることが必要である。この圏域の発展のために必要となる制度について調査した26年度の結果概要は、表4のとおりである。なお、表4では、平成24年度に調査した英国イングランドのシティ・リージョンの事例と比較している。

3. 圏域の発展に向けた広域連携制度等の仕組みについての提案内容

3カ年の調査結果をもとに、圏域の発展に向けた広域連携制度等の仕組みについて、以下のように提案した。

3.1 圏域（シティ・リージョン）の必要性の共有化

（1）シティ・リージョンの背景

世界的な都市間競争の中で、都市単独で成長することは難しい。例えば、英国では、ロンドンとその他の地域のギャップが大きくなっており、現在のところ、ロンドン以外の英国の都市は、経済力の面で、欧州の都市の多くに差をつけられている。保守党と自由民主党の連立政権である英国イングランドの政府は、地域主義（localism）の推進と並んで、イングランドの都市圏（city regions）への分権を重要課題として掲げている。マンチェスターが国に対して、シティ・リージョンへの分権の必要性を言い続けてきたことで、地域の成長に必要な権限や財源が与えられてきた。また、その他の都市圏においても、合同行政機構が新設され、あるいは、ファンドにより、国とダイレクトに地方が結びつく時代となってきている。

日本においても、首都などへの一極集中による過密の弊害への対応として、第2、第3の都市にある資源リソースを活用することによって、過密現象をそこで吸収しようという方向に変わってきた。各市が多様な個性を競い、発信していくことで、東京に対抗し、世界の各都市とも競争できる。

（2）日本でのシティ・リージョンの視点からの取り組み

平成26年度の調査（表4）から、「シティ・リージョン」の考え方は、札幌、帯広、福岡、熊本など、国内において見受けられている。

表4 平成26年度の調査結果概要

対象地域	英国・イングランド	日本
圏域の設定の考え方	・大都市を中心とするシティ・リージョン	福岡都市圏 熊本都市圏 札幌都市圏 帯広都市圏 他
都市圏の将来像の共有化	・周辺市町を含めた都市圏の将来像（ビジョン）の共有	<福岡> 東アジアのビジネスハブ <帯広> 食と農林漁業を核とする
連携事業	<p><大都市圏における広域の事務組合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の公共交通機関の一体利用 ・ごみ処理，警察，消防において圏域内での連携 <p><グレーター・マンチェスター自治体協会> 執行機関として，公共交通，ごみ処理，警察，消防</p> <p><グレーター・マンチェスター合同行政機構（GMCA）> 重要な経済開発，地域再開発，交通施策の調整</p> <p><LEP（Local Enterprise partnership）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通網整備を含め，鍵となる優先投資対象事業を定めて，政府とともに取り組む。 ・社会基盤整備と事業実現のための支援，コーディネート ・地域成長ファンドに対する助成申請の調整・申請 ・新しい成長産業のハブを運営するためのコンソーシアムづくり等を支援し，実現に関与することで，高成長産業を支援する。 ・地域の雇用主，ジョブセンタープラス，訓練提供者とともに失業者の雇用を支援 ・ネットワークインフラ整備など，政府が優先事項として定めている開発事案への参画 等 	<p><福岡> 福岡地域戦略推進協議会（FDC）によるプロジェクトの推進</p> <p><札幌> ・「道内連携推進プロジェクト」の取り組み</p> <p><帯広> 「フードバレーとかち」を推進。 新商品開発や海外展開，体験型観光などに組み組んでおり，農産物集出荷貯蔵施設や大規模物流施設の整備，農産物の輸出拡大，海外観光客を含めた観光入込客数の増加などにつながってきている。</p>
組織	<p><大都市圏における広域の事務組合> 大都市圏域の自治体</p> <p><グレーター・マンチェスター自治体協会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入は自治体の任意 <p><グレーター・マンチェスター合同行政機構（GMCA）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10の大都市圏ディストリクトから各1名ずつ任命された計10人の地方銀で構成 <p>地域産業パートナーシップ（LEP：Local Enterprise partnership）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の行政関係者，地域の民間企業の代表者で構成される組織 	<p><福岡> 福岡地域戦略推進協議会（FDC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者（産学金官）が参画する協議会を設置
事務権限の移譲	・地域開発の権限の移譲	
税財源の移譲	・地域成長ファンドに対する国への助成申請の調整・申請	
根拠法	「2009年地域民主主義，経済開発，建築法」 グレーター・マンチェスター合同行政機構設置命令	<帯広> 定住自立圏，国際戦略総合特区，バイオマス産業都市などの制度を活用

①札幌都市圏（札幌市，北広島市他）

札幌市は，北海道全域からの転入超過，関東を中心に転出超過，総体としては転入超過の状況である。札幌市は人口政策を考える上で，北海道全体の活性化も重要な要素として考える必要があると考えている。こうした認識から，平成25年に策定した今後10年間のまちづくりの指針である「まちづくり戦略ビジョン」では，「北海道の発展なくして札幌の発展はない」との考え方を打ち出し，本格的に道内連携の取組みを推

進した。北海道庁14振興局を訪問し、地域との意見交換を実施するなど、大都市としての役割を果たしていくべきだと考えている。北海道全体の発展を常に意識しながら、道内の魅力資源と札幌の都市機能を融合させ、国内外に発信していく「道内連携推進プロジェクト」に積極的に取り組んでいるところである。具体的には札幌圏への企業立地を補助対象に拡充をしている。

また、最近の動きとしては、平成26年11月20日に、北海道における人口減少問題について、道と市で協議・推進する場を設置することについて、市長、知事で合意したところであり、今後具体的な取組みについて、検討を進めていくことになっている。

道内における人口移動を見たとき、地方から人口が流出して札幌圏に集中する傾向が続いており、全道的にも低い札幌市の出生率の改善や、札幌の都市機能を活用した地方の振興、さらには、道外への人口流出の抑制に向けた取組みについて、札幌市と道が連携して取り組むことが必要と考えている。一方、道内各市町村の役割としては、地場産業の振興による雇用の場の維持・創出等を図るとともに、これらの地域を支える中核都市においては、その圏域からの人口流出を抑制するダム機能を果たしていくことが重要であると考えている。

② 帯広都市圏（帯広市・音更町他）

平成23年に十勝管内19市町村で「十勝定住自立圏」を形成しており、今後の人口対策についても、十勝という圏域単位での取組みを想定している。圏域人口は35万人。定住自立圏における中心市として、住民生活に必要な都市機能を確保し、近隣町村も含めその活用を図るほか、「フードバレーとかち」の推進により、地域の強みを活かした雇用創出や魅力づくりを図っている。定住自立圏、国際戦略総合特区、バイオマス産業都市などの制度を活用した、地域産業戦略「フードバレーとかち」は、一定の効果を上げている広域連携の取組みである。

また、帯広市を3町（音更町、幕別町、芽室町）が取り囲み、一つの圏域を作っている。都市圏としては、人口は減少しているが、帯広市と近隣3町は人口が増えているエリアであり、「ダム機能」を果たしている状況である。音更町は、帯広市街地からバスで30分であり、帯広市と生活圏を同じくしており、ベッドタウンとして、これまで人口は増加してきた。農業を基幹として、加工・流通業が立地し、町の発展を支えている。

③ 福岡都市圏

福岡県内に限らず、九州全体から人口が転入する福岡市は、基本計画において「都市経営の基本戦略」の2本柱のひとつに「福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う」と位置付けており、各市町との緊密な連携のもと、国際競争力をもった都市圏を実現することとしている。福岡市は都市圏の母都市として、中心的な役割を果たす必要があると考えている。また、地域の関係者（産学金官）が参画する福岡地域戦略推進協議会（FDC）を設置し、「東アジアのビジネスハブ」というビジョンを共有しながら、プロジェクトを推進している。

④ 熊本都市圏

政令市への移行、新幹線の開業により、人口が増加する熊本市は、福岡市とは距離が離れているため、九州全体の中心市としての独自性を出そうとしている。熊本都市圏域においては、平成19年に策定した都市圏ビジョンに基づく連携事業に取り組んできたところであり、その中で、熊本市は中心都市として圏域の発展をけん引する役割を果たしてきた。数年以内に、地方中枢拠点都市を目指して更なる連携を推進し、圏域全体で持続可能な地域社会を形成していくことから、今後は、圏域全体における人口動態や地域経済の成果等について関係市町村が認識を共有し、圏域全体の人口政策について役割分担を含めて検討する必要があると考えている。

（3）神戸におけるシティ・リージョンの視点を導入した取組み

このような潮流の中で神戸においても、周辺都市、京阪神との連携が不可欠である。連携を推進してい

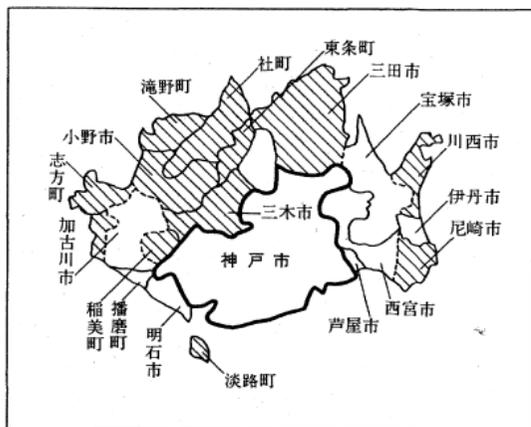
くためには、シティ・リージョンの必要性を発信していく必要がある。

3.2 圏域設定の考え方一階層的・機能的圏域の設立一

(1) 先行研究

古い文献になるが、「日本の都市圏」の中で、神戸市を中心として、周辺18市町村（当時）とて神戸都市圏が形成され、また神戸都市圏は大阪都市圏域を中心とする圏域に包含されていると分析している（図3、4）。なお、この神戸都市圏は、前述のとおり、平成24年度の調査研究において設定した神戸都市圏（図2）とほぼ同じ圏域である。

「日本の都市圏」では、神戸都市圏は、京都都市圏域も大阪都市圏域を中心とする圏域に包含されていると分析している。このことから、シティ・リージョンの視点から神戸都市圏を考える上で、神戸市がコアとなる「グレーター神戸型」と、京阪神を含んだ「メガ・リージョン型」の2層構造であることを考慮



昭和50年 都市圏域構成

- (1) 上位従属先都市名：大阪市
- (2) 都市圏域構成の階層構造パターン：
大都市圏1次従属型重層複雑構造
- (3) 中心市名：神戸市
- (4) 従属市町村数：
18市町村，対40年増減数11市町村
- (5) 第1次従属市町村名，()内は第2次従属市町村名：
尼崎市（西宮市，芦屋市，伊丹市，宝塚市，川西市），明石市（加古川市，稲美町，播磨町，志方町，淡路町），西宮市（芦屋市，宝塚市），芦屋市，伊丹市（宝塚市，川西市），加古川市（小野市，滝野町，稲美町，播磨町，志方町），宝塚市（三田市），三木市（小野市），小野市（社町，東条町），三田市，稲美町，播磨町，志方町，淡路町

図3 兵庫県神戸都市圏域

（出典：総合研究開発機構「日本の都市圏」昭和56年5月）

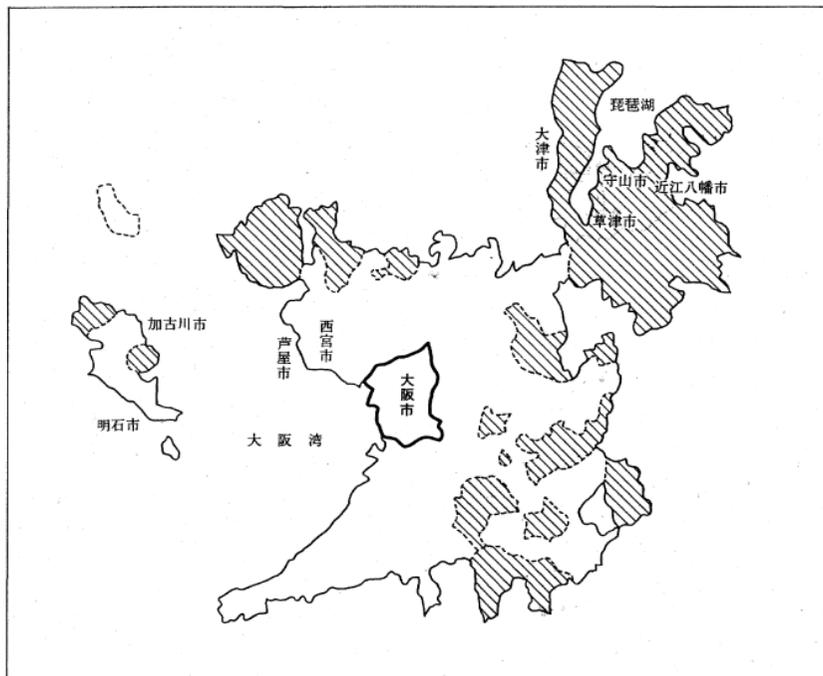


図4 大阪府大阪市都市圏域

（出典：総合研究開発機構「日本の都市圏」昭和56年5月）

昭和50年 都市圏域構成

- (1) 上位従属先都市名：——市
- (2) 都市圏域構成の階層構造パターン：
大都市圏型重層複雑構造
- (3) 中心市名：大阪市
- (4) 従属市町村数：
113市町村、対40年増減数42市町村名
- (5) 第1次従属市町村名、()内は第2次従属市町村名：
名張市、大津市（近江八幡市、草津市、守山市、志賀町、栗東町、野洲町、石部町、甲西町、水口町、甲南町、信楽町、五箇荘町、能登川町）、草津市（近江八幡市、守山市、栗東町、野洲町、石部町、甲南町、野洲町、宇治市（城陽市、久御山町、田辺町、井手町、山城町）、城陽市（井手町）、向日市、長岡京市（向日市、大山崎町）、大山崎町、八幡町、田辺町、井手町、山城町、木津町、笠置町、精華町、堺市（岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、高石市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、阪南町、狭山町、美原町、橋本市）、岸和田市（泉大津市、貝塚市、泉佐野市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）、豊中市（池田市、箕面市、東能瀬村、川西市、猪名川町）、池田市（箕面市、東能瀬村、川西市、猪名川町）、吹田市（茨木市、摂津市）、泉大津市（和泉市、高石市、忠岡町）、高槻市（大山崎町、茨木市、島本町）、貝塚市（岸和田市）、守口市（枚方市、寝屋川市、門真市、交野市）、枚方市（八幡町、寝屋川市、交野市）、茨木市（高槻市、摂津市、島本町）、八尾市（柏原市、藤井寺市、三郷町、斑鳩町、香芝町、

上牧町、王寺町）、泉佐野市（貝塚市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町、阪南町）、富田林市（太子町、河南町）、寝屋川市（枚方市、四条畷市、交野市）、河内長野市（狭山町、橋本市）、松原市（羽曳野市）、大東市（四条畷市）、和泉市、箕面市、柏原市（藤井寺市）、羽曳野市（藤井寺市、太子町）、門真市（守口市、枚方市、寝屋川市、四条畷市、交野市）、摂津市、高石市（和泉市）、藤井寺市（羽曳野市）、泉南市（田尻町）、四条畷市（阿南町）、交野市、島本町、東能勢村、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、阪南町、太子町、河南町、狭山町、美原町、尼崎市（西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市）、明石市（加古川市、稲美町、播磨町、志方町、淡路町）、西宮市（芦屋市、宝塚市）、芦屋市、伊丹市（宝塚市、川西市）、宝塚市（三田市）、三田市、猪名川市、奈良市（山城町、木津町、笠置町、精華町、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、平群町、斑鳩町、安堵村、川西市、三宅町、田原本町）、大和高田市（橿原市、御所市、高取町、新庄町、当麻町、広陵町）、大和郡山市（天理市、斑鳩町、安堵村、川西市、三宅町、田原本町）、天理市（大和高田市）、橿原市（桜井市、田原本町、菟田野町、高取町、吉野町、大淀町、下市町）、桜井市（菟田野町、橿原町）、五条市、御所市（高現町、新庄町）、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵村、川西市、三宅町、田原本町、菟田野町、橿原町、高取町、新庄町、当麻町、香芝町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、橋本市（高野口町）、高野口町

する必要がある。

(2) 各圏域との連携内容

それぞれの圏域は優位な機能を持っている。そこで、機能によってその結びつきの範囲を変えていくという柔軟性があればよい。例えば、企業立地政策や交通政策などは、より広域の階層的な圏域を考えていく必要がある。

3.3 制度設計

上記3.2の考え方に基づき設定した、「グレーター神戸型」シティ・リージョンと、「メガ・リージョン型」シティ・リージョンとについて述べる。

(1) 「グレーター神戸型」シティ・リージョン

① 担うべき機能

「グレーター神戸型」シティ・リージョンが担うべき機能は、居住環境機能の充実である。

神戸が保有する資源について、平成24年度の調査研究において、「神戸らしさ」を示す指標を選定し、因子分析を行った。分析の結果、博物館数、女子学生比率（大学）、大学数（人口100万人当たり）における因子負荷量が相対的に高くなっており、教育や文化の集積が特徴付けられていると指摘をしている（表5）。そして、大学等の高度教育機関や、デザインやファッションなど、神戸独自の教育・文化の集積を活かした都市の発展を模索していく必要があると提案してきた。

2012年にスイスの国際人材調査会社が世界400あまりの都市の生活水準を調査発表した「世界で最も住みやすい都市」では、神戸は世界全体で5位でありアジアではシンガポールに次ぐ2位となっている。

神戸の強みとして「異国情緒なまち」が挙げられる。神戸には、各国料理を味わうことのできるレストランもあり、外国文化に不可欠な宗教施設も多々ある。外国語の通じる医療施設も多い。このような「住みやすさ」をもって、外資系企業を誘致することで、「人口増」と「雇用増」を図っていくことができる。

また、神戸らしさとして、神戸が育てた「消費文化」があげられる。

② 組織

広域連合や一部事務組合など、地方自治法上に規定のある自治体間連携の仕組みに加え、圏域内のNPO、

表5 因子分析結果

変数名	(仮)中枢性	順位	(仮)産業構成	順位	(仮)教育文化集積	順位	共通性	順位
全産業事業所総数	0.695233476	2	0.586196536	2	0.300170181	6	0.917078101	1
上場企業本社数	0.754517242	1	0.419864626	4	0.263733666	7	0.815138019	4
第2次産業比率	0.218546922	4	-0.770336015	13	0.427511903	4	0.82394676	3
第3次産業比率	-0.120747071	7	0.796979267	1	-0.400882509	13	0.810462593	5
市街化調整比率	-0.630912154	12	0.162301079	10	-0.270249294	12	0.497426468	10
地目別有租地面積総面積あたりの山林面積(免税点以上の面積)	-0.481790486	8	-0.206888117	11	0.414672101	5	0.446877717	11
コンテナ貨物取扱数量(総数)	0.530345592	3	0.523564532	3	0.089173348	9	0.563338152	8
女子学生比率(大学)	-0.552916898	10	0.415936366	5	0.573333905	2	0.807431923	6
1人あたり都市公園面積(m ²)	-0.622612606	11	0.230511769	7	-0.25835038	11	0.507527052	9
博物館数	-0.053773655	6	0.391949554	6	0.707392615	1	0.656920371	7
大学数(人口100万人当たり)	-0.7400669	13	0.200856784	8	0.504210317	3	0.842270508	2
1人あたり医療病床数	-0.530485181	9	0.193116945	9	0.083892568	10	0.325746645	13
1万人あたり消防署数	0.17519208	5	-0.508200762	12	0.252968511	8	0.352953347	12
固有値	3.582488101	—	2.807439168	—	1.977190388	—	—	—
寄与率	0.275576008	—	0.215956859	—	0.152091568	—	—	—

出典：平成24年度調査結果

コミュニティも参加した組織などにおいて検討するといった、シティ・リージョンの発想に基づく都市間連携が考えられる。

③財源

英国では、英国の8つの「核都市 (core city)」と中央政府との間で2012年に「都市協定 (City Deals) (表6)」が締結されている。「核都市」は、1995年に「核都市グループ」を発足させたロンドンを除く、バーミンガム市、ブリストル市、リーズ市、リヴァプール市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市であり、「都市協定」とは、都市の経済成長・促進を狙いとする都市と中央政府との合意であり、政府から都市への権限・資金の移譲、都市の経済成長の支援を目的とした取り決めをいう。実際に協定を締結しているのは、地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership) やマンチェスター市の場合は、グレーター・マンチェスター合同行政機構 (GMCA) と締結している。

この英国の「都市協定」にならい、神戸都市圏で実行する組織を構築し、権限や資金の移譲とともに「都市協定」として、この組織と政府が締結する。

④国との関係

国は、この「都市協定」に基づき、事業実施のための支援を行う。

(2) 「メガ・リージョン型」シティ・リージョン

①担うべき機能

「メガ・リージョン型」シティ・リージョンの担うべき機能は、地域経済の持続的発展である。例えば、「関西イノベーション国際戦略総合特区」のような京阪神での取組みのほか、神戸の医療産業都市戦略において、大阪市や京都市と連携することで、地域の優位性を高め、競争力を高めていくことで、経済成長していくことができる。

表 6 都市協定

都市協定の内容	都市協定を締結した組織・自治体名
グレーター・マンチェスター合同行政機構（GMCA）が12億ポンド規模のファンドを創設し、同ファンドの資金を使ってグレーター・マンチェスター地域でインフラ施設の改善を行った結果生み出された国税の増収分の一部を、中央政府の財務省が GMCA に交付する。※1	グレーター・マンチェスター合同行政機構
「増加税収財源措置（Tax Increment Financing, TIF）」※2の手法を用いて、インフラ施設建設に必要な資金調達を行う権限を付与する。	イングランド北東部 LEP シェフィールド都市圏 ノッティンガム市
中央政府からの自治体への補助金及び民間部門からの資金などをプールし、地域の優先事項に取り組むプロジェクトに投資するためのファンドを設置する権限を付与する。このファンドは、長期的には、自立的な（self-sustaining）資金調達の仕組みに移行させ、中央政府からの補助金への依存度を低下させる。※3	グレーターバーミンガム・ソリハル LEP ブリストル・イングランド西部 LEP グレーター・マンチェスター合同行政機構 リーズ都市圏 LEP, リバプール都市圏 LEP シェフィールド都市圏
ハイテク産業の新規企業と成長産業に投資するためのベンチャー・キャピタル・ファンドを設置する権限を付与する。	ノッティンガム市
地域の企業に対し、アドバイス提供などのサービスを行い、事業の成長を支援する「産業成長センター（Business Growth Hub）」を新設、またはその機能を強化する。	ブリストル・イングランド西部 LEP グレーター・マンチェスター合同行政機構
都市交通に関する予算を移譲する。	グレーターバーミンガム・ソリハル LEP ブリストル・イングランド西部 LEP リーズ都市圏 LEP シェフィールド都市圏
地域及び地方の鉄道サービスの運営委託、委託先による鉄道サービスの運営状況を監視する権限を移譲する。	グレーター・マンチェスター合同行政機構 リーズ都市圏 LEP シェフィールド都市圏
公共部門と民間部門の資金及び土地を利用した住宅建設と再開発を目的とする官民の共同プログラムを実施する。	グレーターバーミンガム・ソリハル LEP ブリストル・イングランド西部 LEP グレーター・マンチェスター合同行政機構 リバプール都市圏 LEP イングランド北東部 LEP
地域の企業が求める職業技術を有する人材を育てるため、職業技術訓練に関する予算の用途決定権を移譲する。	シェフィールド都市圏
都市での徒弟制度プログラムの参加者の増加を図り、「都市徒弟制度センター（City Apprenticeship Hubs）」を創設する。中央政府による奨励金交付などの方法によって、中小企業がより多くの徒弟制度のプログラム参加者を受け入れるよう支援を行う。	ブリストル・イングランド西部 LEP グレーター・マンチェスター合同行政機構 リーズ都市圏 LEP イングランド北東部 LEP ノッティンガム市

出典：（財）自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック（2012年6月）

- ※1 国税の税収の配分は、同ファンドを利用したインフラ施設の改善で経済成長がもたらされたことが明白に証明された場合に限り金額は年間£3000万までに限定される。
- ※2 「増加税収財源措置」とは、米国の自治体で幅広く利用されている地域開発等のプロジェクトのための資金調達の仕組みであり、開発後に見込まれる固定資産税や事業税等の税収増を担保に、債券を発行するかまたは銀行から資金を借り入れることによって資金を集めるという方法である。
- ※3 ファンドの資金は、地域のプロジェクトに使うと同時に、金融商品に投資される。長期的には、金融商品への投資から得られる利子収入と地域のプロジェクトへの支出の均衡化または黒字化を目指し、他の資金源に頼らない（＝自立的な）資金調達の仕組みに移行することを目指すという意味。

②組織

英国の LEP にならい、自治体と地域の企業・地元を中心としたメンバーからなる組織とする。LEP は、地域の成長と雇用創出のために設置される、民間主導の官民連携パートナーシップである。理事会は自治体、地元経済界、市民団体などで構成され、理事長は地元経済界代表者が就任、理事会の過半数は民間という民間主導型である。

③財源

英国の「都市協定」にならい、地域戦略を立案実行する組織を構築し、権限や資金の移譲とともに経済成長を目的とした取り決めを「都市協定」として、この組織と政府が締結する。独自のファンドを創設し、この資金を使って生み出された国税の増収分を政府が組織に交付する、また、政府から補助金や民間企業からの資金などをプールし、地域の優先事項に取り組むプロジェクトに投資するためのファンドを設立する。ファンドの資金は、地域のプロジェクトに使うと同時に、金融商品への投資を認め、利子収入により均衡化・黒字化を目指す。

④国との関係

国は、この「都市協定」に基づき、社会基盤整備や事業実施のための支援を行う。

神戸都市問題研究所では、市民の福祉に寄与するため、都市問題等に関する調査研究や研究成果の発表等を行う各種セミナー等を開催しています。今号から当研究所が実施した主な活動を当コーナーでご紹介させていただきます。

第1回都市政策セミナー

「空き家問題の新展開」

平成28年7月28日



- 空き家問題と「空き家特措法」
近畿大学名誉教授 森本 信明 氏
 - 京都市の「総合的な空き家対策」
京都市都市計画局まち再生・創造推進室
空き家対策課長 矢田部 衛 氏
 - 神戸市空家空地対策の推進に関する条例について
神戸市住宅都市局建築指導部安全対策課
空家・空地対策担当課長 松山 雄一郎 氏
- 全国的に増加している空き家は、住民の生活環境にマイナスの影響を与え、安全・安心や居住人口の確保など多方面の課題となっている。住宅・土地統計調査と「空家特措法」との比較、様々な取り組みを行っている京都市の事例、また神戸市における空き家施策をご紹介いただいた。

第2回都市政策セミナー

「東日本大震災5年における神戸市の復興対応支援 長期派遣職員の体験談」

平成28年10月21日



- 岩手県大槌町への復興支援
神戸市危機管理室専門役 青木 利博 氏
 - 東日本大震災の被災地支援について（宮城県石巻市）神戸市建設局下水道部
管路課担当係長 安岡 英之 氏
 - 名取市における被災者健康支援について
宮城県名取市震災復興部生活再建支援課
（神戸市保健福祉局健康部地域保健課付）
那須野 愛子 氏
- 大槌町で区画整理業務に携わり、4年間の派遣期間のうち3年間は都市整備課長を務められた神戸市危機管理室の青木氏、石巻市で平成27年度に浸水対応業務に携わった同建設局の安岡氏、宮城県名取市に平成28年4月から派遣され、現在も名取市の被災者の健康支援に携わっている同保健福祉局の那須野氏に、派遣先でのご苦労、地元の皆さんとの交流等について語っていただいた。

第3回都市政策セミナー

「神戸開港150年～コーヒーも映画も港からやってきた～」

平成29年1月26日



神戸大学名誉教授 神木 哲男 氏
「豪商神兵 湊の魁」(明治15年11月出版)から洋服, 家具, 薬, コーヒー, 牛肉, 時計等のこと, また六甲山の別荘地化や毎日登山の始まり, 神戸における西洋文化の受容についてご講演をいただいた。

第1回都市問題セミナー

「関西経済白書2016 アジア太平洋と関西」

平成28年12月22日



アジア太平洋研究所 研究員 木下 祐輔 氏
関西の経済や社会に大きな影響を与えているアジア太平洋経済について現状を解説いただくとともに, 関西の課題, 特に, ①女性就業率の低さ, ②他地域よりも進行している高齢化や医療・介護問題について指摘いただき,

さらに今後, 2020年に域内総生産100兆円を達成するための未来戦略についてご説明いただいた。特に強調された点として, 関西の女性の就業率が低く, そのことが世帯収入の低さや他地域への流出につながっていることを指摘いただいた。

第1回災害教訓セミナーin 神戸

「熊本地震の被害状況と復旧・復興に向けた取り組み」

平成29年1月13日



○熊本地震激震地を調査して

神戸都市問題研究所調査研究アドバイザー
岡田 修一 氏

○熊本地震の被害と復旧・復興に向けた取り組み

^{おおづ}
熊本県大津町総務部総務課

地域づくり推進係長 岩下 潤次 氏
熊本地震から9カ月。尊い命が多数失われ, 道路, 橋などのインフラも甚大な被害を受け, 現在も復旧・復興の途上である。2度にわたり被災地の調査, ヒアリングを行った研究所アドバイザーの岡田氏から, ^{おおづまち}大津町, 益城町, 立野地区, 南阿蘇村などの被災地の被害状況を報告した。また, 庁舎が全壊するなど大きな被害を受けた大津町職員の岩下氏から, 被災状況や復旧・復興に向けた取り組みや課題をお話いただいた。「いつ, どこで, どんな災害が発生するかわからない時代だからこそ, お互いを助け合うことが, お互いの備えになるのだと実感した」といった教訓をいただいた。



一步先行く自治体職員のための政策情報誌

月刊『地方自治職員研修』

毎月18日発売、B5判88頁、定価：本体741円＋税
直接送付・年間定期購読：8,880円（税・送料込み、前払い）

- 4月号** 【特集】273万の冒険者たちへ《創刊50周年特別企画》
大森彌／新川達郎／松本克夫／沼尾波子／磯崎初仁 ほか
【事例】公共施設再編（焼津市）／事務の代替執行（長野県）
- 3月号** 【特集】3.11復興、現時点
地域・住民・職員の現時点／仙台市／気仙沼市／いわき市 ほか
【事例】ヒト・企業が集うヒミツ（日南市）／地域内公共交通（那覇市）
- 2月号** 【特集】合併しなかった自治体のこれから
非合併の評価／小規模自治体の独立性／財政検証 ほか
【事例】超勤の見える化&削減（新潟市）／かんたん証明申請（北見市）

公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp



公益財団法人神戸都市問題研究所 会員の募集

公益財団法人神戸都市問題研究所では、弊研究所の設立趣旨や研究活動にご賛同いただける会員（個人・法人）を広く募集しております。

会員の皆様には、弊研究所の機関誌やイベントのご案内、最新の研究活動に関する情報などを逐次ご提供させていただいております。

◆会員の特典

- ・季刊「都市政策」（年4回発行）の贈呈
- ・施設見学会へのご招待
- ・メールマガジンの月次配信
- ・会員専用ホームページ
- ・新刊図書・雑誌ライブラリー
- ・（新規）会員向けセミナーの開催

◆年会費

- ・個人会員：一口 5,000円（一口以上） 法人会員：一口 50,000円（一口以上）

◆お問い合わせ

神戸都市問題研究所事務局（電話078-252-0984、Fax078-252-0877）までお問い合わせください。

※入会は随時受け付けております。

新修 神戸市史

最新刊 第11巻

「産業経済編Ⅳ 総論」 好評発売中

A5判 全940ページ 高級織物装製本
貼箱入り 定価6,000円(税込み・送料別)

- 構成**
- 第Ⅰ編 神戸の経済発展
- 第1章 近代神戸の出発 ー幕末から明治後期ー
 - 第2章 産業化の進展
ー明治後期から第一次世界大戦ー
 - 第3章 試練の時代
ー第一次世界大戦から第二次世界大戦ー
 - 第4章 重工業化の進展と流通革命の展開
ー終戦から高度成長期ー
 - 第5章 ハード産業からソフト産業へ
ー高度成長期から阪神・淡路大震災ー
 - 第6章 歴史を未来へ
- 第Ⅱ編 神戸の都市発展と産業経済
- 第1章 総生産と消費支出の推移
 - 第2章 神戸港と産業経済
 - 第3章 神戸の外国人社会
 - 第4章 神戸の企業と企業家
 - 第5章 神戸の第一次産業の展開
 - 第6章 労働市場と労働史
 - 第7章 都市観光地神戸の生成と発展
 - 第8章 ファッション・アパレル産業の展開
 - 第9章 災害と神戸の産業



摩耶埠頭 (昭和43年頃)



ケミカルシューズ (昭和30年代)

内容 既刊の「第一次産業」「第二次産業」「第三次産業」に続く産業経済編の完結編。開港に始まる神戸の産業と経済の動きを鳥瞰的にたどる総集。港とともに発展・繁栄する姿や震災・水害などの幾多の困難を乗り越えた姿、神戸に基盤をおいた企業と企業家の動きや神戸の観光の重要性和都市観光のもつ特徴を映すなど、産業経済の歴史を未来へつなぐ、激動の記録。

既刊 好評発売中 (定価は税込み)
神戸市史 歴史編Ⅰ「自然・考古」、神戸市史 歴史編Ⅲ「近世」、神戸市史 歴史編Ⅳ「近代・現代」、神戸市史 産業経済編Ⅰ「第1次産業」(以上定価各5,000円)、神戸市史 歴史編Ⅱ「古代・中世」、神戸市史 産業経済編Ⅱ「第2次産業」、神戸市史 産業経済編Ⅲ「第3次産業」、神戸市史 産業経済編Ⅳ「総論」(最新刊)、神戸市史 行政編Ⅰ「市政のしくみ」、神戸市史 行政編Ⅱ「くらしと行政」、神戸市史 行政編Ⅲ「都市の整備」(以上定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は 神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/institution/institution/document/kobesisi/kobesisitop.html>

発刊 神戸市 新修神戸市史編集室 (神戸市文書館)

〒651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎ 078-232-3437 FAX 078-232-3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房

〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3丁目1番4号 ☎ 078-871-0551 FAX 078-871-0554

市内主要書店にても好評発売中

編 集 後 記

- ◎「消滅可能性都市」や「地方創生」などが注目される中で、その対応策として、自治体連携のあり方を考える必要があります。
- ◎自治体は少子高齢化や人口減少という厳しい環境の中で、地域の活性化が求められており、市町村間の広域連携がそのための有効な手段のひとつとなることを期待します。
- ◎本号の特集記事によって、広域連携事業の役割をはじめ、神戸市や姫路市の広域連携事業への取り組みや展望について、ご理解いただければ幸いです。
- ◎次号は、『神戸市営交通100周年』（仮題）を特集します。ご期待ください。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F TEL 078-252-0984
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号168号予告（2017年7月1日発行予定）

— 特集「神戸市営交通100周年」（仮題） —

〈敬称略〉

神戸市交通事業の経営課題：これからの100年に向けて

佐々木 弘

市バスのマネジメントについて

橋本 行史

神戸市営交通の歴史

高寄 昇三

高速鉄道事業の歩みと展開

吉田 雅好

神戸市営交通の歩みと展望

神戸市交通事業管理者

ほか

<タイトル・執筆者については変更になる場合があります>

■購読・バックナンバー等のお問い合わせ

株式会社かんぽ 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-2-14

電話:06-6443-2179 FAX: 06-6443-4646 オンラインブックストア <http://book.kanpo.net/>

■ご寄附のお願い

公益財団法人神戸都市問題研究所では、公益目的事業として調査研究活動を行っており、活動にご賛同いただけるかた（個人・法人）から広く寄附を募っております。

詳しくは弊研究所事務局（電話078-252-0984）までお問い合わせください。

季 刊 都 市 政 策

第167号

印 刷 平成29年3月20日 発 行 平成29年4月1日

発行所 公益財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野 幸次郎

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル18F）

電話（078）252-0984

発売元 みるめ書房（田中印刷出版株式会社内）

〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4

電話（078）871-0551

印 刷 田中印刷出版株式会社

* 落丁・乱丁本はお取替えます。

都市政策バックナンバー

- 第140号 特集 神戸市(新長田地区)中心市街地の活性化について 2010年7月1日発行
- 第141号 特集 大都市に期待される役割について 2010年10月1日発行
- 第142号 特集 都市資源としての六甲山 2011年1月1日発行
- 第143号 特集 第5次神戸市基本計画 新たな神戸づくり 2011年4月1日発行
- 第144号 特集 自治体における科学・技術の活用 2011年7月1日発行
- 第145号 特集 東日本大震災への神戸市の緊急・復旧対応支援 2011年10月1日発行
- 第146号 特集 東日本大震災からの復興の推進に向けて 2012年1月1日発行
- 第147号 特集 神戸市まちづくり条例30年 2012年4月1日発行
- 第148号 特集 産業振興におけるスーパーコンピュータの活用 2012年7月1日発行
- 第149号 特集 協働と参画による六甲山を生かした神戸づくり 2012年10月1日発行
- 第150号 特集 都市戦略としてのアジアにおける都市間交流の展開 2013年1月1日発行
- 第151号 特集 東日本大震災を教訓とした受援力強化に向けた新たな取り組み 2013年4月1日発行
- 第152号 特集 行財政改革に向けた神戸市の外郭団体の再編 2013年7月1日発行
- 第153号 特集 東日本大震災の復旧・復興期における被災自治体のマンパワー確保 2013年10月1日発行
- 第154号 特集 スマート都市づくりの課題と展望 2014年1月1日発行
- 第155号 特集 コミュニティ施策の方向性を考える 2014年4月1日発行
- 第156号 特集 東日本大震災からの復旧・復興の現状分析と今後の課題 2014年7月1日発行
- 第157号 特集 高齢者福祉と地域社会 2014年10月1日発行
- 第158号 特集 大学と地域社会の連携の取り組み 2015年1月1日発行
- 第159号 特集 商店街・小売市場の今後のあり方を考える 2015年4月1日発行
- 第160号 特集 神戸医療産業都市の新たな展開 2015年7月1日発行
- 第161号 特集 再考－阪神大震災からの復興20年 2015年10月1日発行
- 第162号 特集 六甲山の保全と「良質な緑」 2016年1月1日発行
- 第163号 特集 神戸2020ビジョン～神戸創生に向けた神戸創生戦略と一体的に策定～ 2016年4月1日発行
- 第164号 特集 空き家問題の新展開 2016年7月1日発行
- 第165号 特集 東日本大震災5年における神戸市の復興対応支援 2016年10月1日発行
- 第166号 特集 神戸開港150年 2017年1月1日発行

ISBN978-4-901324-47-2
C3331 ¥602E



定価650円(本体602円+税)

9784901324472

みるめ書房



1923331006024



発売元

みるめ書房

神戸市灘区岩屋中町3-1-4

☎078-871-0551